資料３－３

調査結果報告書

日会会局
議部
２０審税税関等関税替殊関特為国会省外科税・分務財関税関和税関令
１１月
８年

目次

１　総論 ..... - 1 -
１－１　調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴 ..... - 1 -
１－１－１　品名 ..... - 1 -
１－１－２　銘柄及び型式 ..... - 1 -
１－１－３　特徴 ..... - 1 -
１－２　調査対象貨物の供給者及び供給国 ..... - 1 -
１－３　調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。） ..... - 1 -
１－３－１　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 ..... - 1 -
１－３－２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 ..... - 1 -
１－４　調査の対象とした事項の概要 ..... - 1 -
１－４－１　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 ..... - 1 -
１－４－２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 ..... - 2 -
１－５　不当廉売関税に係る調査を開始することに至る経緯 ..... - 2 -
１－５－１　不当廉売関税を課することの求め ..... - 2 -
１－５－２　不当廉売関税に係る調査の開始の決定 ..... - 2 -
１－６　不当廉売関税に係る調査の開始後の経緯 ..... - 4 -
１－６－１　利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等 ..... - 4 -
１－６－２　利害関係者等への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等 ..... - 10 -
１－６－３　本邦生産者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等 ..... - 12 -
１－６－４　証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明並びに情報の提供 ..... - 12 -
１－６－５　現地調査 ..... - 14 -
１－７　調査期間延長 ..... - 16 -
１－８　秘密の情報 ..... - 16 -
１－９　証拠等の閲覧 ..... - 17 -
１－１０　開示範囲及び秘密情報の要約の適切性に係る指摘 ..... - 17 -
１－１１　知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用 ..... - 18 -
２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 ..... - 20 -
２－１　総論 ..... - 20 -
２－１－１　調査対象貨物 ..... - 20 -
２－１－２　調査対象貨物と比較する同種の貨物 ..... - 20 -
２－１－３　不当廉売差額の基本的考え方 ..... - 20 -
２－１－４　正常価格の算出の基本的考え方 ..... - 21 -
２－１－５　輸出価格の算出の基本的考え方 ..... - 21 -
２－１－６　端数処理の基本的考え方 ..... - 21 -
２－２　韓国の供給者 ..... - 22 -
２－２－１　LG Chem ..... - 22 -
２－２－２　KUMHO P&B CHEMICALS ..... - 23 -
２－２－３　その他の韓国の供給者 ..... - 24 -
２－２－４　韓国の供給者の不当廉売差額率 ..... - 24 -
２－３　台湾の供給者 ..... - 24 -
２－３－１　NAN YA PLASTICS ..... - 25 -
２－３－２　CHANG CHUN PLASTICS ..... - 26 -
２－３－３　その他の台湾の供給者 ..... - 27 -
２－３－４　台湾の供給者の不当廉売差額率 ..... - 27 -
２－４　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論 ..... - 27 -

３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 - 29 -
３－１　本邦の産業 - 29 -
３－２　同種の貨物の検討 - 29 -
３－２－１　物理的及び化学的特性 - 29 -
３－２－２　製造工程 - 30 -
３－２－３　流通経路 - 30 -
３－２－４　用途 - 30 -
３－２－５　価格の決定方法 - 30 -
３－２－６　代替性 - 31 -
３－２－７　貿易統計上の分類 - 31 -
３－２－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討 - 31 -
３－２－９　同種の貨物の検討についての結論 - 32 -
３－３　累積的な評価 - 32 -
３－３－１　調査対象貨物供給国 - 32 -
３－３－２　調査対象貨物の不当廉売差額 - 32 -
３－３－３　当該輸入貨物の輸入量 - 32 -
３－３－４　原産国の異なるビスフェノールＡの間の競争状態 - 33 -
３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響 - 34 -
３－４－１　当該輸入貨物の輸入量 - 34 -
３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響 - 35 -
３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討 - 37 -
３－４－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論 - 40 -
３－５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響 - 41 -
３－５－１　生産高 - 41 -
３－５－２　生産能力・稼働率（操業度） - 42 -
３－５－３　販売及び市場占拠率 - 43 -
３－５－４　在庫 - 44 -
３－５－５　国内価格に影響を及ぼす要因 - 44 -
３－５－６　利潤 - 45 -
３－５－７　投資及び投資収益 - 46 -
３－５－８　資金流出入（キャッシュフロー） - 47 -
３－５－９　資金調達能力 - 47 -
３－５－１０　雇用 - 47 -
３－５－１１　賃金 - 48 -
３－５－１２　生産性 - 48 -
３－５－１３　成長 - 49 -
３－５－１４　不当廉売価格差の大きさ - 49 -
３－５－１５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論 - 50 -
３－６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論 - 50 -
４　因果関係 - 52 -
４－１　当該輸入貨物の輸入による影響 - 52 -
４－２　当該輸入貨物以外による影響 - 52 -
４－２－１　第三国からの輸入の量及び価格 - 52 -
４－２－２　需要又は消費態様の変化 - 56 -

４－２－３　外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争 ..... - 60 -
４－２－４　技術の進歩 ..... - 60 -
４－２－５　本邦の産業の輸出実績 ..... - 60 -
４－２－６　本邦の産業の生産性 ..... - 60 -
４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討 ..... - 60 -
４－３　因果関係に関する結論 ..... - 63 -
５　最終決定の基礎となる重要な事実に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解 ..... - 64 -
５－１　調査の経緯に関する事項 ..... - 64 -
５－１－１　重要事実の開示 ..... - 64 -
５－１－２　重要事実に関する反論・再反論 ..... - 64 -
５－１－３　秘密の情報 ..... - 64 -
５－１－４　証拠等の閲覧 ..... - 65 -
５－１－５　約束の申出 ..... - 65 -
５－２　「不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検討 ..... - 65 -
５－２－１　「２－２－１－１　正常価格」に係る反論等の検討 ..... - 65 -
５－２－２　「２－２－１　LG Chem」、「２－２－２　KUMHO P&B CHEMICALS」、「２－３－１　NAN YA PLASTICS」、「２－３－２　CHANG CHUN PLASTICS」に係る反論等の検討 ..... - 70 -
５－２－３　「２－２－３－１　不当廉売差額率」に係る反論等の検討 ..... - 74 -
５－２－４　「２－３－１－１　正常価格」に係る反論の検討 ..... - 77 -
５－２－５　「２－３－２　CHANG CHUN PLASTICS」に係る反論等の検討 ..... - 78 -
５－３　「３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」に係る反論等の検討 ..... - 85 -
５－３－１　「３－２　同種の貨物の検討」に係る反論等の検討 ..... - 85 -
５－３－２　「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」に係る反論等の検討 ..... - 88 -
５－３－３　「３－５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」に係る反論等の検討 ..... - 106 -
５－４　「４　因果関係」に係る反論等の検討 ..... - 110 -
５－４－１　「４－２　当該輸入貨物以外による影響」に係る反論等の検討 ..... - 110 -
５－５　重要事実に関する反論・再反論の検討についての結論 ..... - 122 -
６　結論 ..... - 122 -

（別添）主要証拠等目録

（注 1）【　】で囲んだ部分は、秘密情報に係る要約である。
（注 2）本報告書では、以下の略称を用いる。

- 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（平成 6 年条約第 15 号）を、単に「AD 協定」という。
- 関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）を、単に「法」という。
- 不当廉売関税等に関する政令（平成 6 年政令第 416 号。令和 8 年政令第 85 号による改正前の題名は不当廉売関税に関する政令。以下、同改正の前後を通じて「不当廉売関税等に関する政令」という。）を、単に「政令」という。
- 不当廉売関税等に関する手続等についてのガイドライン（令和 8 年政令第 85 号による改正に伴う改訂前の題名は不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン。以

下、同改訂の前後を通じて「不当廉売関税等に関する手続等についてのガイドライン」という。）を、単に「ガイドライン」という。

１　総論

１－１　調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

１－１－１　品名

(1)　ビスフェノールA

１－１－２　銘柄及び型式

(2)　商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 2907.23 号に分類される多価フェノール及びフェノールアルコールのうち、4,4'-イソプロピリデンジフェノール（ビスフェノールA又はジフェニロールプロパン）。

１－１－３　特徴

(3)　一般に白色の固体（顆粒状又は粉末状）であり、主として、ポリカーボネート樹脂又はエポキシ樹脂等の原料として使用される。

１－２　調査対象貨物の供給者及び供給国[1]

(4)　大韓民国（以下「韓国」という。）並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）の生産者及び輸出者。

１－３　調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

１－３－１　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

(5)　令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。

１－３－２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(6)　令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。

１－４　調査の対象とした事項の概要

１－４－１　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

(7)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項に関して、
(ア)　調査対象貨物と同種の貨物の正常価格（法第 8 条第 1 項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）
(イ)　調査対象貨物の本邦向け輸出価格
(ウ)　これらの正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）
(エ)　その他不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項
について調査した。

[1] 台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域も法第 8 条における「供給国」と取り扱う。

なお、「調査対象貨物と同種の貨物」（以下「同種の貨物」という。）とは、調査対象貨物と全ての点で同じである貨物、又はそのような貨物がない場合には、全ての点で同じではないが調査対象貨物と極めて類似した性質を有する他の貨物をいう[2]。

１－４－２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(8)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関して、

（ア）不当廉売がされた調査対象貨物の輸入量

（イ）不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響

（ウ）不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響

（エ）その他不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項

について調査した。

１－５　不当廉売関税に係る調査を開始することに至る経緯

１－５－１　不当廉売関税を課することの求め

(9)　令和７年６月２日、法第８条第４項の規定による不当廉売関税を課することの求めとして、「大韓民国産及び台湾産のビスフェノールＡに対する不当廉売関税を課することを求める書面」（以下「申請書」という。）が、**「表１　申請者名及び住所」**に記載の三菱ケミカル株式会社（以下「三菱ケミカル」という。）及び三井化学株式会社（以下「三井化学」という。）の２者の連名で提出された。

表１　申請者名及び住所

申請者名	住所
三菱ケミカル	東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
三井化学	東京都中央区八重洲二丁目二番一号

(10)　申請者は、以下**「３－１　本邦の産業」**に記載のとおり、本邦において同種の貨物を生産及び販売している者であり、令和５年10月１日から令和６年９月30日までにおける同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は申請適格（本邦における総生産高の四分の一以上）[3]を満たしていた。

(11)　令和７年８月13日、調査当局は、韓国政府及び公益財団法人日本台湾交流協会（以下「日本台湾交流協会」という。）経由で転達を依頼した台湾の然るべき当局（以下、単に「台湾当局」という。）に対し、かかる申請があり申請書を受領した旨を通知[4]した。

１－５－２　不当廉売関税に係る調査の開始の決定

(12)　申請書を検討した結果、不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実及び不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、申請者として収集した十分な証拠が提出されており、また、申請者の生産高は、本邦産同種の貨物の本邦におけ

[2] AD 協定 2.6
[3] 政令第５条第１項第１号
[4] AD 協定 5.5

る総生産高の 50%を超えていたこと[5]から、不当廉売関税に係る調査を開始する必要があると認められたため、令和 7 年 8 月 20 日、申請に基づく不当廉売関税に係る調査の開始を決定[6]し、その旨を直接の利害関係人（調査対象貨物の供給者及び輸入者、申請者並びに財務大臣が本調査に特に利害関係を有すると認める者をいう。）と認められた者に対し、書面により通知[7]（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、官報で告示[8]した（令和 7 年 8 月 20 日付け財務省告示第 224 号。以下「調査開始告示」という。）。

(13) 調査開始告示において、「令第十条第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限」を次のとおりとした。

(ア) 証拠の提出及び証言についての期限　令和 7 年 11 月 20 日

(イ) 証拠等の閲覧についての期限　政令第 16 条第 1 項に規定する不当廉売関税を課することの決定、同条第 2 項に規定する不当廉売関税を課さないことの決定又は同条第 3 項に規定する調査を取りやめることの決定に係る告示の日

(ウ) 対質の申出についての期限　令和 7 年 12 月 22 日

(エ) 意見の表明についての期限　令和 7 年 12 月 22 日

(オ) 情報の提供についての期限　令和 7 年 12 月 22 日

(14) また、調査開始告示において、「本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。」、「本調査の開始にあたり、令第十条第二項前段[9]の規定による証拠の提出を求めるため、前記三（一）の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。」及び「当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記（一）の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。」旨を告示した。

(15) 令和 7 年 8 月 20 日、調査当局は、韓国政府及び台湾当局に対し、調査開始を決定した旨を書面により通知[10]（申請書（開示版）の写しを添付[11]）した。

また、同日、財務大臣は、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対し、調査開始を決定した旨を通知し、その後、同年 10 月 3 日に開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において調査開始について説明[12]した。

なお、本調査の開始決定に際し、同年 8 月 18 日、財務大臣及び経済産業大臣は、本調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知[13]した。

---

[5] AD 協定 5.4、政令第 7 条第 1 項第 7 号、ガイドライン 6.(2)三①
[6] 法第 8 条第 5 項
[7] 政令第 8 条第 1 項
[8] 政令第 8 条第 1 項
[9] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 3 項前段
[10] AD 協定 12.1
[11] AD 協定 6.1.3
[12] ガイドライン 6.(3)
[13] 政令第 18 条第 1 項

１－６　不当廉売関税に係る調査の開始後の経緯

１－６－１　利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

(16) 令和 7 年 8 月 20 日、調査対象貨物の供給者及び輸入者、本邦産同種の貨物の生産者（以下、これらの者を総称して「利害関係者」という。）並びに産業上の使用者（以下、利害関係者及び産業上の使用者を総称して「利害関係者等」という。）に対して、「不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い（利害関係者等共通）」（以下「お願い紙」という。）、「確認票」及び「質問状」（以下、お願い紙、確認票及び質問状を併せて「質問状等」という。）を送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、「特段の理由なく回答期限内に回答しない場合等は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[14]並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

また、質問状等を財務省[15]及び経済産業省[16]のホームページに掲載して公表し、調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本調査に参加する意思を表明しようとする者は、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、上記の質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう明示した。さらに、質問状等に対し、「特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[17]並びにガイドライン 10. に基づき、政府は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

(17) 調査当局は、調査対象貨物の供給者に対する質問状等の送付と同時に、駐日本国大韓民国大使館及び台湾当局に対し当該質問状等を送付し、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た 6 者に対して当該質問状等を送付したことを伝えるとともに、当該供給者以外の者で調査対象貨物の生産又は輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため、諸手続についての案内等を追送する用意があることを伝え、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼した。

また、調査当局が知り得た供給者及び輸入者に対して、それぞれに係る確認票において、韓国並びに台湾の生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達して欲しい旨を依頼した。

(18) 利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答[18]の状況等について、その詳細（利害関係者等の区分、送付数、確認票及び質問状）は、**「表 2　利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。

具体的には、下記**「１－６－１－１　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**、**「１－６－１－２　輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**、**「１－６－１－３　本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**及び**「１－６－１－４　産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**において述べる。

---

14 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

15 https://www.customs.go.jp/tokusyu/bpa.html
（以下、確認票及び質問状等を掲載した財務省のホームページアドレスは同様。）

16 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/BPA/index.html
（以下、確認票及び質問状等を掲載した経済産業省のホームページアドレスは同様。）

17 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

18 本報告書中「回答」には、特に断りのない限り、質問状に添付された様式及び質問状の回答に併せて提出された添付資料を含む。

表２　利害関係者等への質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

利害関係者等の区分	送付数	確認票						質問状	
		回答数		うち実績有り				回答数	
	A 件	B 件	B/A %	C 件		C/B %		D 件	D/A %
				生産	輸出	生産	輸出		
供給者（韓国）	3	2	66.7	2	2	100.0	100.0	2	66.7
供給者（台湾）	3	2	66.7	2	2	100.0	100.0	2	66.7
輸入者	13	11	84.6	10		90.9		7	53.8
本邦生産者	4	4	100.0	4		100.0		2	50.0
産業上の使用者	15	13	86.7	13		100.0		11	73.3

（注 1）上表中の「実績」とは、「供給者」は調査対象貨物の「生産」又は「輸出」、「輸入者」は調査対象貨物の「輸入」、「本邦生産者」は本邦産同種の貨物の「生産」、及び「産業上の使用者」は調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の「購入」に係る実績があった場合をいう。
（注 2）質問状の回答数には、部分的な回答のみ提出したものは計上していない。
（注 3）上表中の割合（%）の表示項目については、小数点第 2 位を四捨五入している。
（注 4）上表中の送付数及び回答数には、調査中に利害関係者には当たらないことが明らかになった者を含む。

１－６－１－１　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

(19) **「表 3　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、令和 7 年 8 月 20 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た 6 者に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に調査対象貨物を生産したか否か及び本邦に輸出したか否か並びに本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「供給者当初質問状」といい、お願い紙、確認票及び供給者当初質問状を併せて「供給者当初質問状等」という。）を送付[19]し、これに対する回答を求めるとともに、供給者当初質問状等を、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

お願い紙においては、「「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合等は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[20]並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」こと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者、輸出者及び本邦産同種の貨物の生産者並びに産業上の使用者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

(20) 供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（供給者名、供給者当初質問状等送付日、確認票回答日、生産・輸出実績及び協力可否、供給者当初質問状回答日（調査項目 A）、供給者当初質問状回答延長要望（調査項目 B～G）及び供給者当初質問状回答日（調査項目 B～G））は、**「表 3　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。また、2 者[21]からは供給者でない旨の連絡があった。

---

[19] 政令第 10 条第 3 項
[20] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項
[21] Samyang Innochem Corporation（以下「Samyang Innochem」という。）、Taiwan Prosperity Chemical Corporation（以下「Taiwan Prosperity Chemical」という。）

供給者当初質問状（調査項目 B～G）に係る回答書の提出期限の延長について**「表 3　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

表 3　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

供給者名	供給者当初質問状等送付日	確認票回答日	生産・輸出実績及び協力可否	供給者当初質問状回答日（調査項目 A）	供給者当初質問状回答延長要望（調査項目 B～G）	供給者当初質問状回答日（調査項目 B～G）
確認票回答期限　：令和 7 年 9 月 3 日 当初質問状回答期限　：令和 7 年 9 月 30 日 回答期限の延長の要望期限：令和 7 年 9 月 22 日 延長後の提出期限　：令和 7 年 10 月 14 日						
韓国						
(a) LG Chem, Ltd.（以下「LG Chem」という。）	8/20	9/3	生産　有 輸出　有 協力する	9/30	9/22	10/14
(b) KUMHO P&B CHEMICALS, INC.（以下「KUMHO P&B CHEMICALS」という。）	8/20	9/3	生産　有 輸出　有 協力する	9/30	9/22	10/14
(c) Samyang Innochem	8/20	回答無し（メール連絡有り）	－ （メールにて輸出がない旨の連絡有り）	回答無し	－	回答無し
台湾						
(d) NAN YA PLASTICS CORPORATION（以下「NAN YA PLASTICS」という。）	8/20	9/3	生産　有 輸出　有 協力する	9/30	9/22	10/14
(e) CHANG CHUN PLASTICS CO., LTD.（以下「CHANG CHUN PLASTICS」という。）	8/20	9/3	生産　有 輸出　有 協力する	9/30	9/22	10/14
(f) Taiwan Prosperity Chemical	8/20	回答無し（メール連絡有り）	－ （メールにて生産及び輸出がない旨の連絡有り）	回答無し	－	回答無し

１－６－１－２　輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

(21) **「表 4　輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、令和 7 年 8 月 20 日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た 7 者に対し、お願い紙、調査対象期間中に調査対象貨物を輸入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「調査対象貨物の輸入者に対する質問状」（以下「輸入者当初質問状」

といい、お願い紙、確認票及び輸入者当初質問状を併せて「輸入者当初質問状等」という。）を送付[22]するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

また、調査開始後に調査当局が知り得た輸入者について、同年 9 月 12 日、5 者に対し、同月 26 日、1 者に対し、調査開始決定の通知を送付（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、輸入者当初質問状等を送付し、これに対する回答を求めた。

「お願い紙」においては、「「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合等は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[23]並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」こと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者、輸出者及び本邦産同種の貨物の生産者並びに産業上の使用者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

(22) 輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（輸入者名、輸入者当初質問状等送付日、確認票回答日、輸入実績及び協力可否、輸入者当初質問状回答日（調査項目 A）、輸入者当初質問状回答延長要望（調査項目 B～E）及び輸入者当初質問状回答日（調査項目 B～E））は、**「表 4　輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。

なお、輸入者当初質問状（調査項目 B～E）に係る回答書の提出期限の延長について、**「表 4 輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり提出期限の延長の申請があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。また、輸入者当初質問状に対する回答期限後に 1 者から当該回答に係る添付資料の一部が提出されたため、これを自発的な証拠の提出として受領した。

表 4　輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

輸入者名	輸入者当初質問状等送付日	確認票回答日	輸入実績及び協力可否	輸入者当初質問状回答日（調査項目 A）	輸入者当初質問状回答延長要望（調査項目 B～E）	輸入者当初質問状回答日（調査項目 B～E）
(ア) 令和 7 年 8 月 20 日に輸入者当初質問状等を送付した輸入者 確認票回答期限　：令和 7 年 9 月 3 日 当初質問状回答期限　：令和 7 年 9 月 30 日 回答期限の延長の要望期限：令和 7 年 9 月 22 日 延長後の提出期限　：令和 7 年 10 月 14 日						
(a) LG Chem Japan Co., Ltd.（以下「LG Chem Japan」という。）	8/20	9/3	無 －	回答無し	－	回答無し
(b) 【輸入者 A】	8/20	9/3	有 協力する	9/30	－	9/30
(c) アーク株式会社	8/20	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(d) 住友商事株式会社（以下「住友商事」という。）	8/20	9/3	有 協力する	9/29 10/10[24]	－	9/29
(e) 三菱商事ケミカル株式会社（以下「三菱商事ケミカル」という。）	8/20	9/3	有 協力する	9/30	9/22	10/14
(f) 長春ジャパン株式会社（以下「長春ジャパン」という。）	8/20	回答無し	－	回答無し	－	回答無し

[22] 政令第 10 条第 3 項

[23] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

[24] 輸入者当初質問状（調査項目 A～D）の回答に係る添付資料の一部は、政令第 10 条第 1 項に基づく自発的に提出する証拠として提出された。

(g) 新ケミカル商事株式会社（以下「新ケミカル商事」という。）	8/20	9/3	有 協力する	回答無し	9/17	10/14
(イ) 令和 7 年 9 月 12 日に輸入者当初質問状等を送付した輸入者 確認票回答期限　　：令和 7 年 9 月 26 日 当初質問状回答期限　　：令和 7 年 10 月 23 日 回答期限の延長の要望期限：令和 7 年 10 月 16 日 延長後の提出期限　　：令和 7 年 11 月 6 日						
(h) 【輸入者 B】	9/12	9/2[25]	有 協力する	10/23	10/9	11/6
(i) 【輸入者 C】	9/12	9/3[25]	有 協力する	10/22	10/16	11/4
(j) 【輸入者 D】	9/12	9/3[25]	有 協力する	9/30	－	9/30
(k) 【輸入者 E】	9/12	9/3[25]	有 協力する	回答無し	－	回答無し
(l) 【輸入者 F】	9/12	9/3[25]	有 協力する	回答無し	－	回答無し
(ウ) 令和 7 年 9 月 26 日に輸入者当初質問状等を送付した輸入者 確認票回答期限　　：令和 7 年 10 月 10 日 当初質問状回答期限　　：令和 7 年 11 月 6 日 回答期限の延長の要望期限：令和 7 年 10 月 30 日 延長後の提出期限　　：令和 7 年 11 月 20 日						
(m) 【輸入者 G】	9/26	10/10	有 協力する	回答無し	－	回答無し

１－６－１－３　本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

(23) **「表 5　本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、令和 7 年 8 月 20 日、本邦産同種の貨物の生産者として調査当局が知り得た 4 者に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に本邦産同種の貨物を生産したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「本邦の生産者に対する質問状」（以下「本邦生産者当初質問状」という。）を送付 [26]し回答を求めるとともに、本邦生産者当初質問状等を、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

お願い紙においては、「「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合等は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項 [27]並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

(24) 本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（本邦生産者名、本邦生産者当初質問状等送付日、確認票回答日、生産実績及び協力可否、本邦生産者当初質問状回答日（調査項目 A）、本邦生産者当初質問状回答延長要望（調査項目 B～F）及び本邦生産者当初質問状回答日（調査項目 B～F））は、**「表 5　本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。

本邦生産者当初質問状（調査項目 B～F）に係る回答書の提出期限の延長について、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

表 5　本邦生産者への本邦生産者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

[25] 産業上の使用者兼輸入者であり、産業上の使用者としての提出日を記載している。
[26] 政令第 10 条第 3 項
[27] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

本邦生産者名	本邦生産者当初質問状等送付日	確認票回答日	生産実績及び協力可否	本邦生産者当初質問状回答日（調査項目A）	本邦生産者当初質問状回答延長要望（調査項目B～F）	本邦生産者当初質問状回答日（調査項目B～F）
確認票回答期限　　：令和7年9月3日 当初質問状回答期限　　：令和7年9月30日 回答期限の延長の要望期限：令和7年9月22日 延長後の提出期限　　：令和7年10月14日						
(a) 三菱ケミカル	8/20	9/3	有 協力する	9/30	9/22	10/14
(b) 三井化学	8/20	9/3	有 協力する	9/30	9/22	10/14
(c) 日鉄ケミカル&マテリアル株式会社（以下「日鉄ケミカル&マテリアル」という。）	8/20	9/3	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(d) 出光興産株式会社（以下「出光興産」という。）	8/20	9/3	有 協力しない	回答無し	－	回答無し

１－６－１－４　産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

(25) **「表６　産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、令和7年8月20日、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た15者に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物を購入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「産業上の使用者に対する質問状」（以下「産業上の使用者当初質問状」という。）を送付[28]し回答を求めるとともに、産業上の使用者質問状等を、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

(26) 産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（産業上の使用者名、産業上の使用者当初質問状等送付日、確認票回答日、購入実績及び協力可否、産業上の使用者当初質問状回答日（調査項目A）、産業上の使用者当初質問状回答延長要望（調査項目B～D）及び産業上の使用者当初質問状回答日（調査項目B～D））は、**「表６　産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。

産業上の使用者当初質問状（調査項目B～D）に係る回答書の提出期限の延長について、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

表６　産業上の使用者への産業上の使用者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

産業上の使用者名	確認票・当初質問状等の送付日	確認票回答日	購入実績及び協力可否	当初質問状回答日（調査項目A）	当初質問状回答延長要望（調査項目B～D）	当初質問状回答日（調査項目B～D）
(a) 【産業上の使用者A】	8/20	9/2	有 協力する	9/30	9/19	10/14
(b) 【産業上の使用者B】	8/20	9/3	有	9/30	－	9/30

[28] 令第13条第2項

産業上の使用者名	確認票・当初質問状等の送付日	確認票回答日	購入実績及び協力可否	当初質問状回答日（調査項目A）	当初質問状回答延長要望（調査項目B～D）	当初質問状回答日（調査項目B～D）
			協力する			
(c) 【産業上の使用者C】	8/20	9/3	有 協力する	9/30	－	9/30
(d) 【産業上の使用者D】	8/20	9/3	有 協力する	9/30	－	9/30
(e) 【産業上の使用者E】	8/20	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(f) 【産業上の使用者F】	8/20	9/3	有 協力する	9/29	－	9/29
(g) 【産業上の使用者G】	8/20	9/3	有 協力する	9/22	－	9/22
(h) 【産業上の使用者H】	8/20	9/3	有 協力する	9/30	－	9/30
(i) 【産業上の使用者I】	8/20	9/3	有 協力する	9/30	－	9/30
(j) 【産業上の使用者J】	8/20	9/3	有 協力する	回答無し	－	回答無し
(k) 【産業上の使用者K】	8/20	9/3	有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(l) 【産業上の使用者L】	8/20	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(m) 【産業上の使用者M】	8/20	9/2	有 協力する	9/30	－	9/30
(n) 【産業上の使用者N】	8/20	9/3	有 協力する	9/26	－	9/26
(o) 【産業上の使用者O】	8/20	9/3	有 協力する	9/30	－	9/30

１－６－２　利害関係者等への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等

(27) 調査当局は、利害関係者等からの供給者当初質問状、輸入者当初質問状、本邦生産者当初質問状及び産業上の使用者当初質問状への各回答を受領後、当該各回答について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、当該箇所を明示し、不足している添付資料を提出する意思及び回答内容の不備に係る指摘事項を踏まえて改めた回答（以下「不備改め版回答」という。）を提出する意思がある場合は、指定された期限までに、これらの添付資料及び不備改め版回答の提出を求める旨を通知する書面（以下「不備指摘」という。）を送付し、これに対する不備改め版回答を求めた。

不備指摘においては、「特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項 [29]並びに不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことになる旨を明示した。

また、調査当局は、不備指摘に併せて、利害関係者等に対し、以下(52)のとおり、利害関係者の閲覧に供するための供給者当初質問状、輸入者当初質問状、本邦生産者当初質問状及び産業上の使用者当初質問状への各回答（様式及び添付資料等を含む。）の開示版（以下「開示版質問状回答書等」という。）における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る指摘事項について通知した。

[29] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

(28) 利害関係者等への不備指摘及びこれに対する不備改め版回答の状況等について、その詳細（利害関係者等名、不備指摘送付日及び不備改め版回答日）は、**「表 7　利害関係者等への不備指摘及びこれに対する不備改め版回答の状況等」**のとおりであった。

表 7　利害関係者等への不備指摘及びこれに対する不備改め版回答の状況等

利害関係者等	不備指摘送付日	不備改め版回答書 提出日
＜供給者＞		
LG Chem	11/7（1 回目） 11/21（2 回目） 1/14（3 回目）	11/21（1 回目） 12/5（2 回目） 1/28（3 回目）
KUMHO P&B CHEMICALS	11/7（1 回目） 11/21（2 回目） 1/14（3 回目）	11/21（1 回目） 12/5（2 回目） 1/28（3 回目）
NAN YA PLASTICS	11/7（1 回目） 11/21（2 回目） 12/23（3 回目）	11/21（1 回目） 12/5（2 回目） 1/13（3 回目）
CHANG CHUN PLASTICS	11/7（1 回目） 11/21（2 回目） 12/23（3 回目）	11/21（1 回目） 12/5（2 回目） 1/13（3 回目）
＜輸入者＞		
【輸入者 A】	11/7（1 回目） 11/21（2 回目）	11/21（1 回目） 提出無し（2 回目）
住友商事	11/7（1 回目） 11/21（2 回目）	11/21（1 回目） 12/4（2 回目）
三菱商事ケミカル	11/7（1 回目） 11/21（2 回目）	11/21（1 回目） 12/5（2 回目）
新ケミカル商事	11/21（1 回目）	12/5（1 回目）
【輸入者 B】	11/21（1 回目）	12/5（1 回目）
【輸入者 C】	11/21（1 回目）	12/5（1 回目）
【輸入者 D】	11/7（1 回目） 11/21（2 回目）	11/21（1 回目） 12/3（2 回目）
＜本邦生産者＞		
三菱ケミカル	11/7（1 回目） 11/21（2 回目） 2/6（3 回目）	11/21（1 回目） 12/5（2 回目） 2/20（3 回目）
三井化学	11/7（1 回目） 11/21（2 回目） 2/6（3 回目）	11/21（1 回目） 12/5（2 回目） 2/20（3 回目）
＜産業上の使用者＞		
【産業上の使用者 A】	11/7（1 回目） 11/21（2 回目）	11/18（1 回目） 12/5（2 回目）
【産業上の使用者 B】	11/7（1 回目） 11/21（2 回目）	11/20（1 回目） 12/1（2 回目）
【産業上の使用者 C】	11/7（1 回目） 11/21（2 回目）	提出無し（1 回目） 提出無し（2 回目）
【産業上の使用者 D】	11/7（1 回目） 11/21（2 回目）	提出無し（1 回目） 12/3（2 回目）
【産業上の使用者 F】	11/7（1 回目） 11/21（2 回目）	提出無し（1 回目） 提出無し（2 回目）

【産業上の使用者 G】	11/7（1 回目） 11/21（2 回目）	提出無し（1 回目） 12/5（2 回目）
【産業上の使用者 H】	11/7（1 回目） 11/21（2 回目）	11/21（1 回目） 12/5（2 回目）
【産業上の使用者 I】	11/7（1 回目） 11/21（2 回目）	11/21（1 回目） 12/3（2 回目）
【産業上の使用者 M】	11/7（1 回目） 11/21（2 回目）	11/21（1 回目） 11/26（2 回目）
【産業上の使用者 N】	11/7（1 回目） 11/21（2 回目）	11/10（1 回目） 提出無し（2 回目）
【産業上の使用者 O】	11/7（1 回目） 11/21（2 回目）	11/21（1 回目） 提出無し（2 回目）

１－６－３　本邦生産者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等

(29) 調査当局は、令和 8 年 2 月 24 日、本邦生産者当初質問状回答及び本邦生産者当初質問状不備改め版回答の確認を主な目的とする追加調査のため、本邦生産者 2 者[30]に対し、「本邦生産者に対する追加質問状」（以下「本邦生産者追加質問状」という。）を送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、「特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[31]並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

(30) 本邦生産者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等について、その詳細（利害関係者名、追加質問状送付日及び追加質問状回答日）は、**「表 8　本邦生産者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。

表 8　本邦生産者への追加質問状の送付及びこれに対する回答の状況等

本邦生産者名	追加質問状送付日	追加質問状回答日
＜本邦生産者追加質問状＞		
三菱ケミカル	2/24	3/10
三井化学	2/24	3/10

１－６－４　証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明並びに情報の提供

１－６－４－１　証拠の提出及び証言

(31) 証拠の提出[32]について、その期限である令和 7 年 11 月 20 日までに提出があり、その詳細（提出者名及び提出日）は、**「表 9　証拠の提出」**のとおりであった。なお、上記**「１－６－１－２　輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、提出期限後、輸入者 1 者から輸入者当初質問状に対する回答が提出されたため、これを自発的な証拠の提出として受領した。

表 9　証拠の提出

提出者名	提出日

[30] 三菱ケミカル、三井化学
[31] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項
[32] 政令第 10 条第 1 項

＜供給者＞	
LG Chem	11/19
KUMHO P&B CHEMICALS	11/20
＜輸入者＞	
住友商事	10/10
【輸入者 B】	11/20
【輸入者 C】	11/20
【輸入者 D】	11/20
＜本邦生産者＞	
三菱ケミカル及び三井化学（2 者連名）	11/20
日鉄ケミカル＆マテリアル	11/19

(32) 証言[33]について、その期限である令和 7 年 11 月 6 日までに申出があり、その詳細（証言者名、申出日、聴取日、証言聴取記録送付日及び証言聴取記録回答日）は、**「表 10　証言」**のとおりであった。なお、調査当局は、証言聴取記録について、利害関係者に対し、閲覧に供した。

表 10　証言

証言者名	申出日	聴取日	証言聴取記録 送付日	証言聴取記録 回答日
LG Chem	11/6	11/19	11/28	12/4
KUMHO P&B CHEMICALS	11/6	11/20	11/28	12/4

１－６－４－２　対質の申出

(33) 対質の申出[34]について、その期限である令和 7 年 12 月 22 日までに申出があり、その詳細（提出者名及び申出日）は、**「表 11　対質の申出」**のとおりであった。なお、対質の相手方の同意が得られず、対質は実施しなかった。

表 11　対質の申出

証言者名	申出日
LG Chem	12/22

１－６－４－３　意見の表明

(34) 意見の表明[35]について、その期限である令和 7 年 12 月 22 日までに表明があり、その詳細（提出者名及び提出日）は、**「表 12　意見の表明」**のとおりであった。

表 12　意見の表明

提出者	提出日
＜供給者＞	
LG Chem	12/22

[33] 政令第 10 条第 1 項
[34] 政令第 12 条第 1 項
[35] 政令第 12 条の 2 第 1 項

KUMHO P&B CHEMICALS	12/22
CHANG CHUN PLASTICS	12/22
＜輸入者＞	
【輸入者 A】	12/22
【輸入者 B】	12/22
【輸入者 C】	12/22
【輸入者 D】	12/19

１－６－４－４　情報の提供

(35) 情報の提供[36]について、その期限である令和 7 年 12 月 22 日までに、その提供はなかった。

１－６－５　現地調査

１－６－５－１　供給者に対する現地調査の実施状況

(36) 令和 8 年 1 月 15 日、供給者 4 者[37]に対し、**「表 13-1　供給者に対する現地調査の実施状況」**のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「「大韓民国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ビスフェノールＡに対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼)」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認[38]を行った。

(37) これに対し、上記(36)の供給者 4 者から、回答期限である令和 8 年 1 月 22 日までに、提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。

(38) 供給者 4 者から現地調査受入れの同意を得た後、外務省から駐日本国大韓民国大使館を通じて韓国政府に対し、韓国の供給者 2 者に対する現地調査への異議の有無について確認[39]を依頼した。同様に、外務省から日本台湾交流協会経由で転達を依頼した台湾当局に対して、台湾の供給者 2 者に対する現地調査への異議の有無について確認[40]を依頼した。

(39) これに対し、駐日本国大韓民国大使館から外務省を通じて、韓国の供給者 2 者に対する現地調査について、韓国政府は異議がない旨の回答を得た。
　また、日本台湾交流協会から外務省を通じて、台湾の供給者 2 者に対する現地調査について、台湾当局は異議がない旨の回答を得た。

(40) 現地調査の受入れに同意した供給者 4 者に対し、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「「大韓民国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ビスフェノールＡに対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の実施について」を送付[41]し、その後、**「表 13-1　供給者に対する現地調査の実施状況」**のとおり、現地調査を実施した[42]。

---

[36] 政令第 13 条第 1 項
[37] LG Chem、KUMHO P&B CHEMICALS、NAN YA PLASTICS、CHANG CHUN PLASTICS
[38] AD 協定 6.7 及び附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)一①イ及びロ
[39] AD 協定 6.7 及び附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)一①ハ
[40] AD 協定 6.7 及び附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)一①ハ
[41] AD 協定 6.7 及び附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)一②
[42] 現地調査は、現地にて実地するとともに、財務省（東京都千代田区霞が関 3-1-1）及び経済産業省（東京都千代田区霞が関 1-3-1）からオンラインにて実施した。

表 13-1　供給者に対する現地調査の実施状況

対象者	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	現地調査実施日
LG Chem	1/15	1/22	2/27	3/25、30～31
KUMHO P&B CHEMICALS	1/15	1/20	2/27	3/24、26～27
NAN YA PLASTICS	1/15	1/21	2/3	3/10～3/12
CHANG CHUN PLASTICS	1/15	1/22	2/3	3/2～3/3

１－６－５－２　本邦生産者に対する現地調査の実施

(41) 令和 8 年 3 月 19 日及び同年 4 月 20 日[43]、本邦生産者 2 者[44]に対し、**「表 13-2　本邦生産者に対する現地調査の実施状況」**のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに、現地調査の日程を提示した「「大韓民国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ビスフェノールＡに対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認[45]を行った。

(42) これに対し、上記(41)の本邦生産者 2 者から、回答期限である令和 8 年 3 月 26 日及び同年 4 月 27 日までに、提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。

(43) 令和 8 年 4 月 28 日、現地調査の受入れに同意した本邦生産者 2 者に対し、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「「大韓民国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ビスフェノールＡに対する不当廉売関税の課税に関する調査」に係る現地調査の実施について」を送付[46]し、その後、**「表 13-2　本邦生産者に対する現地調査の実施状況」**のとおり、現地調査を実施した[47]。

表 13-2　本邦生産者に対する現地調査の実施状況

対象者	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	現地調査実施日
三菱ケミカル	3/19、4/20	3/26、4/20	4/28	5/14
三井化学	3/19、4/20	3/19、4/21	4/28	5/12

１－６－５－３　供給者及び本邦生産者に対する現地調査後の手続の実施状況

(44) 調査当局は、現地調査終了後、各現地調査結果報告書を作成し、現地調査対象者である供給者 4 者及び本邦生産者 2 者に対し、各現地調査結果報告書を送付の上、期限を定めて、各現地

[43] 調査手続上の事情により、現地調査日程に変更が生じたことから再度、受入可否等について通知した。
[44] 三菱ケミカル、三井化学
[45] ガイドライン 9. (1)一①イ及びロ及び(3)
[46] ガイドライン 9. (1)一②及び(3)
[47] 現地調査は、財務省（東京都千代田区霞が関 3-1-1）及び経済産業省（東京都千代田区霞が関 1-3-1）からオンラインにて実施した。

調査結果報告書の内容に関して明らかな事実誤認があり修正を要望する場合は、修正を要望する箇所等の必要事項を記載した書面を提出するよう求めた。この際、提出された修正要望に係る各現地調査結果報告書への反映については、日本国政府が当該修正要望の内容が適当であると認める場合に限ることを明示した。

(45) 現地調査結果報告書の送付及びこれに対する修正の要望の状況等は、**「表 13-3　現地調査結果報告書の送付及びこれに対する修正の要望の状況」**のとおりである。

(46) 調査当局は、各修正の要望の内容を検討し、その内容が適当であると認めたものに限り、各現地調査結果報告書を修正した。

表 13-3　現地調査結果報告書の送付及びこれに対する修正の要望の状況

対象者	現地調査結果報告書 送付日	明らかな事実誤認による 修正の要望書提出日
＜供給者＞		
LG Chem	4/24	5/7
KUMHO P&B CHEMICALS	4/24	5/8
NAN YA PLASTICS	4/10	4/21
CHANG CHUN PLASTICS	4/10	4/23
＜本邦生産者＞		
三菱ケミカル	5/27	6/10
三井化学	5/26	6/9

１－７　調査期間延長

(47) 令和 8 年 7 月 24 日、調査の透明性を確保しつつ、利害関係者から提出された証拠等の更なる検討を行うために、当該調査の期間を 6 ヶ月延長して令和 9 年 2 月 19 日までとすることとし、その旨を直接の利害関係人と認められる者に対し、書面により通知するとともに、官報で告示[48]した（令和 8 年 7 月 24 日付け財務省告示第 209 号）。

１－８　秘密の情報

(48) 利害関係者等が自発的に提出した書面（申請書、証拠及び意見の表明に係る書面等）、調査当局の求めに応じて提出された書面（質問状回答書等）及び調査当局が作成した書面（現地調査結果報告書等）について、調査当局は、お願い紙を含む利害関係者等に対する通知において、回答のうち営業活動等が明らかになる情報は、AD 協定及び政令の関係規定に基づき秘密として取り扱うことができること、営業活動等が明らかになる情報について秘密として取り扱うことを求める場合は、「秘密として取り扱うことを求める旨及びその理由等を記載した書面（本文中において「秘密扱いを求める書面」という。）」を期限までに提出すること、提出書面等に不備がある場合に、政府が期限を設けて指摘・確認を求めたにもかかわらず当該期限までに適切かつ十分な回答が提出されない場合には、証拠の認定に際し、当該回答を不採用とすることを明示した。

(49) 調査当局は、以上を前提に、利害関係者等に対し、秘密扱いを求める書面の提出を求め、これを受領[49]した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

---

[48] 法第 8 条第 6 項ただし書き、政令第 9 条第 1 項

[49] AD 協定 6.5、政令第 7 条第 6 項及び第 7 項、第 10 条第 1 項及び第 3 項

１－９　証拠等の閲覧

(50) 利害関係者等が自発的に提出した書面、調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し、閲覧に供した[50]。

１－１０　開示範囲及び秘密情報の要約の適切性に係る指摘

(51) 利害関係者に対し、閲覧に供した開示版質問状回答書等に係る秘密情報の範囲及び秘密情報の要約の適切性について意見を求めたが、これに対して、利害関係者から意見の提出はなかった。

(52) 利害関係者の閲覧に供するための開示版質問状回答書等における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る調査当局からの指摘事項について、利害関係者等に対し通知し、期限を付して、開示版要約を修正した回答書（以下「開示版修正回答書」という。）及び秘密情報とした理由を見直し修正した秘密の理由書を提出する意思がある場合には、これらの書面を提出するよう求めた。

(53) 上記(52)の通知に対し、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密扱いを求める書面が提出され、これを閲覧に供した。

(54) 供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への質問状に対する回答における開示範囲指摘通知の送付及びこれに対する回答等の提出状況等について、その詳細（供給者名、輸入者名、本邦生産者名及び産業上の使用者名、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘通知送付日、並びに開示版修正回答及び秘密扱いを求める書面等の提出日）は、**「表 14　供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への質問状に対する回答における開示範囲指摘通知の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。

表 14　供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への質問状に対する回答における開示範囲指摘通知の送付及びこれに対する回答の状況等

供給者名、輸入者名、本邦生産者名及び産業上の使用者名	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘通知送付日	開示版修正回答及び秘密を求める書面等の提出日
＜供給者＞		
LG Chem	11/7（1 回目） 11/21（2 回目） 1/14（3 回目）	11/21（1 回目） 12/5（2 回目） 1/28（3 回目）
KUMHO P&B CHEMICALS	11/7（1 回目） 11/21（2 回目） 1/14（3 回目）	11/21（1 回目） 12/5（2 回目） 1/28（3 回目）
NAN YA PLASTICS	11/7（1 回目） 11/21（2 回目） 12/23（3 回目）	11/21（1 回目） 12/5（2 回目） 1/13（3 回目）
CHANG CHUN PLASTICS	11/7（1 回目） 11/21（2 回目） 12/23（3 回目）	11/21（1 回目） 12/5（2 回目） 1/13（3 回目）
＜輸入者＞		
【輸入者 A】	11/7（1 回目） 11/21（2 回目）	11/21（1 回目） 提出無し（2 回目）
住友商事	11/7（1 回目）	11/21（1 回目）

[50] 政令第 11 条第 1 項

	11/21（2 回目）	12/4（2 回目）
三菱商事ケミカル	指摘無し（1 回目） 11/21（2 回目）	― 12/5（2 回目）
新ケミカル商事	11/21（1 回目）	12/5（1 回目）
【輸入者 B】	11/21（1 回目）	12/5（1 回目）
【輸入者 C】	11/21（1 回目）	12/5（1 回目）
【輸入者 D】	11/7（1 回目） 11/21（2 回目）	11/21（1 回目） 12/3（2 回目）
＜本邦生産者＞		
三菱ケミカル	11/7（1 回目） 11/21（2 回目） 指摘無し（3 回目）	11/21（1 回目） 12/5（2 回目） ―
三井化学	11/7（1 回目） 11/21（2 回目） 指摘無し（3 回目）	11/21（1 回目） 12/5（2 回目） ―
＜産業上の使用者＞		
【産業上の使用者 A】	11/7（1 回目） 指摘無し（2 回目）	11/18（1 回目） ―
【産業上の使用者 B】	11/7（1 回目） 指摘無し（2 回目）	11/20（1 回目） ―
【産業上の使用者 C】	11/7（1 回目） 指摘無し（2 回目）	提出無し（1 回目） ―
【産業上の使用者 D】	11/7（1 回目） 指摘無し（2 回目）	提出無し（1 回目） ―
【産業上の使用者 F】	11/7（1 回目） 11/21（2 回目）	提出無し（1 回目） 提出無し（2 回目）
【産業上の使用者 G】	11/7（1 回目） 指摘無し（2 回目）	提出無し（1 回目） ―
【産業上の使用者 H】	11/7（1 回目） 11/21（2 回目）	11/21（1 回目） 12/5（2 回目）
【産業上の使用者 I】	11/7（1 回目） 11/21（2 回目）	11/21（1 回目） 12/3（2 回目）
【産業上の使用者 M】	指摘無し（1 回目） 指摘無し（2 回目）	― ―
【産業上の使用者 N】	指摘無し（1 回目） 指摘無し（2 回目）	― ―
【産業上の使用者 O】	指摘無し（1 回目） 指摘無し（2 回目）	― ―

１－１１　知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用

(55) 調査当局は、調査当局が知り得た供給者 6 者、輸入者 13 者及び本邦生産者 4 者に対して、質問状等を送付し、回答を求めるに当たって、指定された期限までに回答しない場合、調査当局は、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

また、調査開始告示において、調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状等を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状等を財務省及び経済産業省のそれぞれのホームページに掲載して公表した。調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本調査に参加する意思を表明しようとする者に対し、調査開始告示の日から 14 日以内に

指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、当該質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう求めたほか、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

２－１　総論

２－１－１　調査対象貨物

(56) 調査対象貨物は、韓国及び台湾で生産され本邦に輸出されたビスフェノールＡであり、当該貨物の詳細は、上記**「１－１　調査の対象とした貨物の品名、銘柄、型式及び特徴」**及び**「１－２　調査対象貨物の供給者及び供給国」**に記載のとおりである。

２－１－２　調査対象貨物と比較する同種の貨物

(57) 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実の有無を調査するための調査対象貨物と比較する同種の貨物は、調査対象貨物と全ての点で同じであるビスフェノールＡ、又はそのようなビスフェノールＡがない場合には、全ての点で同じではないが極めて類似した性質を有するビスフェノールＡとした。

２－１－３　不当廉売差額の基本的考え方

(58) 不当廉売差額は、調査対象期間に本邦へ輸出するために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とする[51]こととした。

(59) 不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出する[52]こととした。証拠の提出がなかった生産者については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて[53]、不当廉売差額を算出することとした。なお、同一供給国の複数の供給者が関係している場合において、これら全ての供給者を特定することが実行可能でないときは、当該国を指定する[54]こととした。

(60) 輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、原則として、供給者の工場渡しの段階での価格比較ができるようそれぞれ必要な調整を行った上で加重平均する[55]こととした。調整は、実際の取引価格を基礎とすることとし、原則として、価格比較のための通貨単位に換算し、輸出取引及び国内販売取引におけるそれぞれの顧客への販売価格から、供給者が支払った、割戻し、割引、その他販売価格の修正、内国間接税、倉庫保管費、倉庫移動費、テスト・検査費、梱包費用、国内運賃、国内保険料、国内における荷役・通関諸費用、その他の国内輸送費用、供給国の輸出税、供給国から本邦の港までの国際運賃、国際保険料、日本国内における荷役・通関諸費用、本邦の輸入関税、日本国内運賃、日本国内の倉庫保管費、日本国内の倉庫移動費、輸送に付随するその他の費用、技術サービス費、製造物責任費用、ワランティ、ロイヤルティ、販売手数料、第三者に対する支払い、広告宣伝費及び販売促進費、その他の直接販売費、在庫金利費用、与信費用、その他費用を控除すべきかどうか検討し、輸入関税の払戻しについては加算することとした。

---

[51] AD 協定 2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条並びにガイドライン 7.
[52] AD 協定 2.2.1.1 及び AD 協定 6.10
[53] AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10.
[54] AD 協定 9.2
[55] AD 協定 2.4、AD 協定 2.4.2 及び政令第 2 条第 4 項

(61) 価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合には、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替レートで換算する[56]こととした。

(62) 算出した不当廉売差額を輸出価格で除した数値が 2%未満である場合には、当該不当廉売差額は僅少である[57]とした。

２－１－４　正常価格の算出の基本的考え方

(63) 正常価格は、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）[58]とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内市場が特殊な状況にあるため若しくは国内販売量が少ないため国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合[59]には、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国向け輸出価格」という。）[60]、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）[61]とする[62]こととした。

(64) 単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格（以下「コスト割れ価格」という。）による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量（単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取引の20%以上である場合）で、かつ、合理的な期間内に全ての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなす[63]こととした。

２－１－５　輸出価格の算出の基本的考え方

(65) 輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格とし、輸出者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討する[64]こととした。

(66) 輸出のための販売価格がない場合又は輸出者が輸入者と連合しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、輸出のための販売価格は、輸出者及び輸入者と連合していない者に対して、本邦内において最初に販売される販売価格に基づき算出される価格とする[65]こととした。

２－１－６　端数処理の基本的考え方

---

[56] AD 協定 2.4.1
[57] AD 協定 5.8
[58] 政令第 2 条第 1 項第 1 号
[59] 政令第 2 条第 2 項
[60] 政令第 2 条第 1 項第 2 号
[61] 政令第 2 条第 1 項第 3 号
[62] AD 協定 2.2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条第 2 項
[63] AD 協定 2.2.1
[64] AD 協定 2.1 及び法第 8 条第 1 項
[65] AD 協定 2.3、AD 協定 2.4、法第 8 条第 36 項、政令第 3 条第 1 項及びガイドライン 7.(3)

(67) 通貨の換算、不当廉売差額率の算出に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出した数値について小数点第3位を四捨五入することとした。

２－２　韓国の供給者

(68) 上記**「１－６－１－１　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**に記載のとおり、調査当局が調査開始時に知り得た韓国の供給者3者[66]のうち2者[67]から調査対象期間中に調査対象貨物の生産及び輸出の実績がある旨並びに本調査へ協力する旨の回答があった。また、上記韓国の供給者3者のうち1者[68]については、調査対象期間に日本への輸出がなかったことから、利害関係者として扱わないこととした。

(69) このほか、駐日本国大韓民国大使館に対し、上記(68)に記載した韓国の供給者3者以外の者で、調査対象貨物の生産又は輸出を行っている者に係る情報の提供を依頼するとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本調査に係る確認票及び質問状等を掲載したが、上記(68)で回答のあった2者以外の供給者から提出期限までに確認票及び供給者質問状に対する回答はなかった。

２－２－１　LG Chem

２－２－１－１　正常価格

(70) LG Chemの回答[69]によると、調査対象期間中に同者は、同種の貨物であるビスフェノールＡを韓国内で製造及び販売していた。

(71) 調査対象期間中に行われた【数値】件[70]の韓国内取引について、全て非関連企業取引であり、受渡し条件は【受渡し条件】又は【受渡し条件】[71]であった。公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、【受渡し条件】による取引の場合は【項目名】を、【受渡し条件】による取引の場合は、【項目名】をそれぞれ控除した。

(72) 正常価格には、上記(71)で算出した同種の貨物の国内販売価格を用いた。上記(71)で算出した数値を販売数量で除すことで、1kg当たりの正常価格を算出した。

２－２－１－２　本邦向け輸出価格

(73) LG Chemの回答[72]によると、調査対象期間中に同者は、調査対象貨物であるビスフェノールＡを本邦に輸出していた。

(74) 調査対象期間中に行われた【数値】件[73]の本邦向け輸出取引について、全て非関連企業間の取引であり、契約条件は【取引条件】であった。公正な価格比較を行うため、同者の回答に記載されている控除項目に関し、控除項目を検討した結果、【取引条件】による輸出取引の場合は【項目名】を、【取引条件】による輸出取引の場合は【項目名】を、【取引条件】による輸出

---

[66] LG Chem、KUMHO P&B CHEMICALS、Samyang Innochem
[67] LG Chem、KUMHO P&B CHEMICALS
[68] Samyang Innochem
[69] 供給者不備改め版回答書（LG Chem）（様式C-1-2）
[70] 供給者不備改め版回答書（LG Chem）（様式C）
[71] 供給者不備改め版回答書（LG Chem）（令和7年11月21日付け不備指摘　別記1整理番号21）
[72] 供給者不備改め版回答書（LG Chem）（様式B-1-2）
[73] 供給者不備改め版回答書（LG Chem）（様式B）

取引の場合は【項目名】をそれぞれ控除した。なお、【項目名及び内容】[74]については、加算した。

(75) 上記(74)で算出した数値を販売数量で除すことで、1kg 当たりの輸出価格を算出した。

２－２－１－３　通貨の換算

(76) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、韓国内取引及び輸出取引の価格については、供給者から提出された証拠において示された、供給者の現地通貨である韓国ウォン建ての価格で比較した。

２－２－１－４　不当廉売差額率（LG Chem）

(77) 不当廉売差額は、上記**「２－２－１－１　正常価格」**において算出した正常価格と上記**「２－２－１－２　本邦向け輸出価格」**において算出した輸出価格との差額を算出した。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出すると、**「表 15　不当廉売差額率（LG Chem）」**のとおり－6.74%となり、不当廉売の価格差はなかった。

表 15　不当廉売差額率（LG Chem）

供給者名	不当廉売差額率（%）
LG Chem	－6.74

２－２－２　KUMHO P&B CHEMICALS

２－２－２－１　正常価格

(78) KUMHO P&B CHEMICALS の回答 [75]によると、調査対象期間中に同者は、同種の貨物であるビスフェノールＡを韓国内で製造及び販売していた。

(79) 調査対象期間中に行われた【数値】件 [76]の韓国内取引について、全て非関連企業取引であり、受渡し条件は、【受渡し条件】であった。
　公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、【受渡し条件】による取引の場合は【項目名】を、【受渡し条件】による取引の場合は、【項目名】をそれぞれ控除した。

(80) 正常価格には、上記(79)で算出した同種の貨物の国内販売価格を用いた。上記(79)で算出した数値を販売数量で除すことで、1kg 当たりの正常価格を算出した。

２－２－２－２　本邦向け輸出価格

(81) KUMHO P&B CHEMICALS の回答 [77]によると、調査対象期間中に同者は、調査対象貨物であるビスフェノールＡを本邦に輸出していた。

(82) 調査対象期間中に行われた【数値】件 [78]の本邦向け輸出取引について、全て非関連企業間の取引であり、契約条件は【取引条件】であった。公正な価格比較を行うため、同者の回答に記載されている控除項目に関し、控除項目を検討した結果、【取引条件】による輸出取引の場合

---

74 供給者不備改め版回答書（LG Chem）（項目 B-3-31-1-1）
75 供給者不備改め版回答書（KUMHO P&B CHEMICALS）（様式 C-1-2）
76 供給者不備改め版回答書（KUMHO P&B CHEMICALS）（様式 C）
77 供給者不備改め版回答書（KUMHO P&B CHEMICALS）（様式 B-1-2）
78 供給者不備改め版回答書（KUMHO P&B CHEMICALS）（様式 B）

は【項目名】を、【取引条件】による輸出取引の場合は【項目名】をそれぞれ控除した。なお、【項目名及び内容】[79]については、加算した。

(83) 上記(82)で算出した数値を販売数量で除すことで、1kg 当たりの輸出価格を算出した。

２－２－２－３　通貨の換算

(84) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、韓国内取引及び輸出取引の価格については、供給者から提出された証拠において示された、供給者の現地通貨である韓国ウォン建ての価格で比較した。

２－２－２－４　不当廉売差額率（KUMHO P&B CHEMICALS）

(85) 不当廉売差額は、上記**「２－２－２－１　正常価格」**において算出した正常価格と上記**「２－２－２－２　本邦向け輸出価格」**において算出した輸出価格との差額を算出した。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出すると、**「表 16　不当廉売差額率（KUMHO P&B CHEMICALS）」**のとおり 7.43%となり、僅少ではなかった。

表 16　不当廉売差額率（KUMHO P&B CHEMICALS）

供給者名	不当廉売差額率（%）
KUMHO P&B CHEMICALS	7.43

２－２－３　その他の韓国の供給者

２－２－３－１　不当廉売差額率

(86) 調査当局が知り得た供給者以外の供給者については、調査当局が海外供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示したが、必要な情報を提供した者はなかった。したがって、調査当局は、知ることができた事実に基づき [80]不当廉売差額率を算出することとした。具体的には、上記**「２－２－２－４　不当廉売差額率（KUMHO P&B CHEMICALS）」**に記載した不当廉売差額率と同率を適用した。

２－２－４　韓国の供給者の不当廉売差額率

(87) 韓国の供給者の不当廉売差額率は、**「表 17　韓国の供給者の不当廉売差額率」**のとおりとなった。

表 17　韓国の供給者の不当廉売差額率

供給者名	不当廉売差額率（%）
LG Chem	－6.74
KUMHO P&B CHEMICALS	7.43
その他の韓国の供給者	

２－３　台湾の供給者

[79] 供給者不備改め版回答書（KUMHO P&B CHEMICALS）（項目 B-3-28-1-1）
[80] AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10.

(88) 上記**「１－６－１－１　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**に記載のとおり、調査当局が調査開始時に知り得た台湾の供給者 3 者[81]のうち 2 者[82]から調査対象期間中に調査対象貨物の生産及び輸出の実績がある旨並びに本調査へ協力する旨の回答があった。また、上記台湾の供給者 3 者のうち 1 者[83]については、調査対象期間に日本への輸出がなかったことから、利害関係者として扱わないこととした。

(89) このほか、外務省から日本台湾交流協会経由で転達を依頼した台湾当局に対して、上記(88)に記載した台湾の供給者 3 者以外の者で、調査対象貨物の生産又は輸出を行っている者に係る情報の提供を依頼するとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本調査に係る確認票及び質問状等を掲載したが、上記(88)で回答のあった 2 者以外の供給者から提出期限までに確認票及び供給者質問状に対する回答はなかった。

２－３－１　NAN YA PLASTICS

２－３－１－１　正常価格

(90) NAN YA PLASTICS の回答[84]によると、調査対象期間中に同者は、同種の貨物であるビスフェノールＡを台湾内で製造及び販売していた。

(91) 調査対象期間中に行われた【数値】件[85]の台湾内取引について、関連企業間取引が【数値】件あることを確認した。これらの関連企業間取引については、関連企業間の取引を除く取引から算出される正常価格の 98%以上 102%以下の価格[86]で行われていたため、これを正常価格の算出に含めることとした。

(92) 全ての取引の受渡し条件は、【受渡し条件】であった。公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、【項目名】を控除した。

(93) 正常価格には、上記(92)で算出した同種の貨物の国内販売価格を用いた。上記(92)で算出した数値を販売数量で除すことで、1kg 当たりの正常価格を算出した。

２－３－１－２　本邦向け輸出価格

(94) NAN YA PLASTICS の回答[87]によると、調査対象期間中に同者は、調査対象貨物であるビスフェノールＡを本邦に輸出していた。

(95) 調査対象期間中に行われた【数値】件[88]の本邦向け輸出取引について、全て非関連企業間の取引であり、契約条件は【取引条件】であった。公正な価格比較を行うため、同者の回答に記載されている控除項目に関し、控除項目を検討した結果、【取引条件】による輸出取引の場合は【項目名】を、【取引条件】による輸出取引の場合は【項目名】をそれぞれ控除した。

(96) 上記(95)で算出した数値を販売数量で除すことで、1kg 当たりの輸出価格を算出した。

---

[81] NAN YA PLASTICS、CHANG CHUN PLASTICS、Taiwan Prosperity Chemical
[82] NAN YA PLASTICS、CHANG CHUN PLASTICS
[83] Taiwan Prosperity Chemical
[84] 供給者不備改め版回答書（NAN YA PLASTICS）（様式 C-1-2）
[85] 供給者不備改め版回答書（NAN YA PLASTICS）（様式 C）
[86] ガイドライン 7.(4)
[87] 供給者不備改め版回答書（NAN YA PLASTICS）（様式 B-1-2）
[88] 供給者不備改め版回答書（NAN YA PLASTICS）（様式 B）

２－３－１－３　通貨の換算

(97) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、台湾内取引及び輸出取引の価格については、供給者から提出された証拠において示された、供給者の現地通貨である台湾ドル建ての価格で比較した。

２－３－１－４　不当廉売差額率（NAN YA PLASTICS）

(98) 不当廉売差額は、上記**「２－３－１－１　正常価格」**において算出した正常価格と上記**「２－３－１－２　本邦向け輸出価格」**において算出した輸出価格との差額を算出した。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出すると、**「表 18　不当廉売差額率（NAN YA PLASTICS）」**のとおり 9.48%となり、僅少ではなかった。

表 18　不当廉売差額率（NAN YA PLASTICS）

供給者名	不当廉売差額率（%）
NAN YA PLASTICS	9.48

２－３－２　CHANG CHUN PLASTICS

２－３－２－１　正常価格

(99) CHANG CHUN PLASTICS の回答[89]によると、調査対象期間中に同者は、同種の貨物であるビスフェノールＡを台湾内で製造及び販売していた。

(100) 調査対象期間中に行われた【数値】件[90]の台湾内取引について、全て非関連企業取引であり、受渡し条件は【受渡し条件】であった。公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、【項目名】を控除した。また、副産物の取引を除外した。

(101) 正常価格には、上記(100)で算出した同種の貨物の国内販売価格を用いた。上記(100)で算出した数値を販売数量で除すことで、1kg 当たりの正常価格を算出した。

２－３－２－２　本邦向け輸出価格

(102) CHANG CHUN PLASTICS の回答[91]によると、調査対象期間中に同者は、調査対象貨物であるビスフェノールＡを本邦に輸出していた。

(103) 調査対象期間中に行われた【数値】件[92]の本邦向け輸出取引のうち、【企業名】向け輸出取引【数値】件については、CHANG CHUN PLASTICS が株式の【数値】%を保有する関連企業である【企業名】と連合していると認められたため、上記(66)に基づき計算した構成輸出価格を使用することとした。

(104) 【企業名】が本邦内において最初に非関連企業に販売する販売価格から控除する費用を検討した結果、日本における費用として【項目名】を、台湾における費用として【項目名】を控除した。また、【企業名】の通常の利潤を控除した。

(105) 上記(104)で算出した数値を販売数量で除すことで、1kg 当たりの構成輸出価格を算定した。

---

89 供給者不備改め版回答書（CHANG CHUN PLASTICS）（様式 C-1-2）
90 供給者不備改め版回答書（CHANG CHUN PLASTICS）（様式 C）
91 供給者不備改め版回答書（CHANG CHUN PLASTICS）（様式 B-1-2）
92 供給者不備改め版回答書（CHANG CHUN PLASTICS）（様式 B）

(106) 調査対象期間中に行われた本邦向け輸出取引のうち、【数値】件の非関連企業間取引について、契約条件は【取引条件】であった。公正な価格比較を行うため、控除項目を検討した結果、【取引条件】の取引については【項目名】を、【取引条件】の取引については、【項目名】をそれぞれ控除した。

(107) 上記(106)で算出した数値を販売数量で除すことで、1kg 当たりの輸出価格を算出した。

２－３－２－３　通貨の換算

(108) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、台湾内取引及び輸出取引の価格については、供給者から提出された証拠において示された、供給者の現地通貨である台湾ドル建ての価格で比較した。

２－３－２－４　不当廉売差額率（CHANG CHUN PLASTICS）

(109) 不当廉売差額は、上記**「２－３－２－１　正常価格」**において算出した正常価格と上記**「２－３－２－２　本邦向け輸出価格」**において算出した輸出価格との差額を算出した。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出すると、**「表 19　不当廉売差額率（CHANG CHUN PLASTICS)」**のとおり 2.62%となり、僅少ではなかった。

表 19　不当廉売差額率（CHANG CHUN PLASTICS）

供給者名	不当廉売差額率（%）
CHANG CHUN PLASTICS	2.62

２－３－３　その他の台湾の供給者

２－３－３－１　不当廉売差額率

(110) 調査当局が知り得た供給者以外の供給者については、調査当局が海外供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示したが、必要な情報を提供した者はなかった。したがって、調査当局は､知ることができた事実に基づき[93]不当廉売差額率を算出することとした｡具体的には、上記**「２－３－１－４　不当廉売差額率（NAN YA PLASTICS)」**に記載した不当廉売差額率と同率を適用した。

２－３－４　台湾の供給者の不当廉売差額率

(111) 台湾の供給者の不当廉売差額率は、**「表 20　台湾の供給者の不当廉売差額率」**のとおりとなった。

表 20　台湾の供給者の不当廉売差額率

供給者名	不当廉売差額率（%）
NAN YA PLASTICS	9.48
CHANG CHUN PLASTICS	2.62
その他の台湾の供給者	9.48

２－４　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論

[93] AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10.

(112) 以上のとおり、LG Chem を除く韓国及び台湾から輸出される不当廉売がされたビスフェノールAの本邦への輸入の事実が認められた。

３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

３－１　本邦の産業

(113) 利害関係者から提出された書面[94]から、調査対象期間中に本邦においてビスフェノールＡを生産しているのは、三菱ケミカル、三井化学、日鉄ケミカル&マテリアル、出光興産の 4 者であることを確認し、同 4 者を本邦の産業を構成する本邦の生産者に該当すると判断した。

(114) また、**「表 21　本邦の産業の状況（令和 6 年度）」**のとおり、当該 4 者の令和 6 年度における本邦のビスフェノールＡの合計生産高は【数値】MT であり、当該 4 者が本邦で生産するビスフェノールＡは、本邦におけるビスフェノールＡの総生産高の 100%を占めていた。なお、令和 6 年度において、日鉄ケミカル&マテリアルはビスフェノールＡの生産を行っていなかった。

表 21　本邦の産業の状況（令和 6 年度）

生産者名	生産高及び本邦の総生産高に占める割合		当該輸入貨物の輸入の有無	申請に対する支持の状況	調査への協力
	生産高(MT)	占拠率(%)			
三菱ケミカル	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力する
三井化学	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力する
出光興産	【数値】	【数値】	未回答	未回答	未回答
日鉄ケミカル&マテリアル	0	－	未回答	未回答	未回答
合計	【数値】	100.0%			

（出所）本邦生産者確認票、本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）、調査当局が収集及び分析した関係証拠（主要証拠等目録、番号 89）

３－２　同種の貨物の検討

(115) 損害の決定は、実証的な証拠に基づき、

(ア) ダンピング[95]輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の産品の価格に及ぼす影響、並びに

(イ) ダンピング輸入が同種の産品の国内生産者に結果として及ぼす影響

の双方についての客観的な検討に基づいて行う[96]こととされている。

そこで、調査対象貨物と本邦産同種の貨物が AD 協定 2.6 で規定する同種の産品であることを確認するため、まず、本邦産同種の貨物について、物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、用途、価格の決定方法、代替性及び貿易統計上の分類等の検討を行った。

３－２－１　物理的及び化学的特性

(116) 調査対象貨物であるビスフェノールＡは、物理的特性としては、一般に白色の固体（顆粒状又は粉末状）として販売されており、白色針状晶の物理的形状を有する。化学的特性として分子式は $C_{15}H_{16}O_2$ であり、化学的組成（分子式）が同じであれば、需要家によって同種の産品として扱われる。

一方、本邦産同種の貨物も、物理的・化学的特性が同様であることを確認した[97]。

---

94 申請書 4-2、別紙（開示）21_BPA 市場状況（石油化学新報 2024 年 6 月 5 日）、本邦生産者確認票

95 AD 協定 2.1

96 AD 協定 3.1

97 申請書 2-3(1)及び 4-1、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-6）

３－２－２　製造工程

(117) ビスフェノールＡの一般的な製造方法は、次のとおりである[98]。ビスフェノールＡは、フェノールとアセトンを原料として生産される。石油化学コンビナートでは、ナフサを分解して各種の化学製品を製造するが、フェノールとアセトンは、その過程で生産されるベンゼンとプロピレンを原料として生産される。

具体的には、ビスフェノールＡは、2 当量のフェノールと 1 当量のアセトンを主原料として触媒を用いて合成されるが、その生産工程の概要は、①反応工程（過剰量のフェノールとアセトンを、触媒の存在下において縮合反応させる）、②脱水工程（①によって得られたビスフェノールＡ、未反応フェノール、水などを含む反応混合物を脱水して濃縮する）、③晶析工程（②によって得られた混合物を冷却することによって、ビスフェノールＡとフェノールとの付加物からなるアダクト結晶を析出させ、アダクト結晶を母液と分離する）、④脱フェノール工程（③によって得られたアダクト結晶からフェノールを除去する）、⑤プリル化工程（④によって得られたビスフェノールＡを造粒する）の 5 工程からなり、この反応に際しての副産物は、水のみである。

なお、調査対象貨物及び本邦産同種の貨物は、どちらも上記で述べた方法で生産されており[99]、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の製造工程は共通していた。

３－２－３　流通経路

(118) 調査対象貨物の本邦における流通経路については、調査対象貨物の供給者から本邦の商社に対して輸出された上で、当該商社から産業上の使用者に販売されている場合や他の商社を経由して販売されている場合が確認できた[100]。本邦産同種の貨物についても、大部分は本邦の生産者から本邦の商社や問屋を介して産業上の使用者に販売されていることを確認した[101]。

以上のとおり、調査対象貨物と本邦産同種の貨物は、いずれも流通経路は共通していた。

３－２－４　用途

(119) 調査対象貨物からは、ポリカーボネート樹脂、エポキシ樹脂、合成樹脂、添加剤等が生産される。ポリカーボネート樹脂は車のヘッドランプ、電化製品の筐体及び CD/DVD のレーベル面等に用いられ、エポキシ樹脂は、塗料、積層板、飲料缶内面塗装等に用いられるなど、幅広い用途に使用されている。本邦産同種の貨物についても同様であることを確認した[102]。

３－２－５　価格の決定方法

(120) 調査対象貨物の本邦における購入価格の決定方法については、大部分が取引先との個別の交渉によって行われており、本邦産同種の貨物の本邦における購入価格の決定方法についても、同様に、大部分が取引先との個別の交渉によって行われていることを確認した[103]。

---

98 申請書 2-3(3)

99 供給者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 E-1-1-1）、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 A-7）

100 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 D-1-6）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 A-3）

101 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 A-10、様式 C-1、添付資料 C-2）

102 申請書 2-3(2)、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 A-6-2-①②）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

103 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-2、添付資料 C-2-1）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-1）

以上のとおり、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における価格の決定方法は共通していた。

３－２－６　代替性

(121) 調査対象貨物と本邦産同種の貨物との代替性については、**「表 22　調査対象貨物と本邦産同種の貨物との代替性」**のとおり、質問状への回答内容が確認できる 16 者[104]全てが「代替可能性あり」又は「一定の条件を満たせば代替可能」との回答であり、調査対象貨物と本邦産同種の貨物は代替可能と認識されていることが認められた。

表 22　調査対象貨物と本邦産同種の貨物との代替性

原産国	回答の割合（国別の組み合わせ）		
	回答	韓国	台湾
日本	代替可能性あり	62.5%	62.5%
	一定の条件を満たせば代替可能	37.5%	37.5%
	代替不可能	0.0%	0.0%
	わからない	0.0%	0.0%

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 E-1-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 E-1-1）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 D-1-1）

３－２－７　貿易統計上の分類

(122) 調査対象貨物は、商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 2907.23 号に分類される多価フェノール及びフェノールアルコールのうち、4,4'-イソプロピリデンジフェノール（ビスフェノールＡ又はジフェニロールプロパン）[105]である。本邦産同種の貨物も全て同 HS 番号に分類されることを確認した。

３－２－８　同種の貨物の認定に係る意見等の検討

(123) 輸入者[106]より、一部の産業上の使用者においては、品質面の理由から、国内生産者 2 者のうち一方が製造するビスフェノールＡについて使用量に制限を設けているケースがあり、申請者の生産するビスフェノールＡの調達が困難であり、仮に不当廉売関税の適用により輸入品が制限された場合、こうした使用者は主要原料を事実上国内の 1 者に依存せざるを得なくなり、健全な企業活動を阻害する要因となり得る、との意見があった。

当該意見について、申請者に本邦生産者追加質問状において確認した[107]ところ、1 者[108]については該当する事実は存在せず、もう 1 者[109]については、国内の一部の【事象が発生する用途】メーカーにおいて、同者のビスフェノールＡを使用した場合、【原因】の問題から、一部の【事象が発生する用途】生産時には、同者のビスフェノールＡを使用できない又は同者のビスフェノールＡを一定の割合を超えて使用することができない場合があるが、ビスフェノー

104 本邦生産者 2 者、輸入者 6 者、産業上の使用者 8 者
105 調査開始告示
106 意見の表明（【輸入者 A】　令和 7 年 12 月 22 日）
107 本邦生産者追加質問状回答書（調査項目 H-7）
108 三菱ケミカル
109 三井化学

ルAは単一グレードの石油化学製品であるところ、一部の事業者の一部の用途でのみ発生する事象とのことであり、同種の貨物の認定を否定するものではなかった。
したがって、上記の意見は受け入れられないと判断した。

３－２－９　同種の貨物の検討についての結論

(124) 上記のとおり、本邦産同種の貨物は、調査対象貨物と物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途及び貿易統計上の分類に関して共通しており、高い代替性を有していることが認められた。
したがって、本邦産同種の貨物が AD 協定 2.6 で規定する同種の産品であることを確認した。

３－３　累積的な評価

(125) 複数の供給国からの調査対象貨物が本邦の産業へ及ぼす影響を累積的に評価することの妥当性に関して、
(ア) 同時に複数の供給国が調査対象となっていること
(イ) 各国からの輸入に係る不当廉売差額が僅少ではないこと
(ウ) 各国からの輸入数量が無視できるものではないこと
(エ) 輸入産品の間の競争の状態及び輸入産品と国内の同種の産品との間の競争の状態に照らして輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であること
について検討した。

３－３－１　調査対象貨物供給国

(126) 調査対象貨物の供給国は韓国及び台湾であり、複数の供給国が調査対象である。

３－３－２　調査対象貨物の不当廉売差額

(127) 調査対象貨物の不当廉売による正常価格との価格差は、上記**「表 17　韓国の供給者の不当廉売差額率」**及び**「表 20　台湾の供給者の不当廉売差額率」**のとおり、輸出取引価格に対する百分率によって表示した場合、LG Chem を除き、いずれも 2%を超えており、僅少ではない。
以下、特段注釈がない限り、「調査対象貨物」は韓国及び台湾が供給国となる輸入貨物を指し、そのうち不当廉売が認められなかった LG Chem が供給者となる輸入を除いたものを「当該輸入貨物」という。

３－３－３　当該輸入貨物の輸入量

(128) 当該輸入貨物の輸入量について、令和 6 年度では、**「表 23　当該輸入貨物の輸入量」**のとおり、総輸入量 86,135MT のうち、韓国からの当該輸入貨物の輸入量が【数値】MT（対総輸入量比【10-30】%）、台湾からの輸入量が 57,825MT（対総輸入量比 67.1%）となっており、いずれも無視できる数量（全輸入量の 3%未満[110]）ではなかった。

表 23　当該輸入貨物の輸入量

[110] AD 協定 3.3 及び 5.8

		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）
当該輸入貨物の輸入量(合計)	輸入量(MT)	【100】	【78】	【150】	【218】
	対総輸入量	【80-100】	【80-100】	【80-100】	【80-100】
韓国から当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	【100】	【84】	【175】	【199】
	対総輸入量	【10-30】	【10-30】	【10-30】	【10-30】
台湾から当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	25,766	19,711	36,535	57,825
	対総輸入量	62.0%	56.8%	56.1%	67.1%
第三国からの輸入量	輸入量(MT)	1,006	700	1,610	365
	対総輸入量	2.4%	2.0%	2.5%	0.4%
総輸入量(MT)		41,583	34,706	65,134	86,135

（出所）財務省貿易統計、供給者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1-2）、証拠の提出（別添 2）251119 JP LG Chem_Presentation in Testimony（LG Chem　令和 7 年 11 月 19 日）[111]

（注 1）各行上段の「輸入量（MT）」欄の【　】は、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。

（注 2）第三国からの輸入量（MT）＝総輸入量（MT）－当該輸入貨物の輸入量（MT）－LG Chem からの輸入量

３－３－４　原産国の異なるビスフェノールＡの間の競争状態

(129) 原産国が異なるビスフェノールＡの間の競争状態に関して、原産国間の代替性に関する輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者当初質問状の回答を集計したところ、上記**「表 22　調査対象貨物と本邦産同種の貨物との代替性」**のとおり、質問状への回答内容が確認できる輸入者及び産業上の使用者の全てが「代替可能性あり」又は「一定の条件を満たせば代替可能」と回答しており、調査対象貨物と本邦産同種の貨物は代替可能と認識されていることが認められた。

本邦産同種の貨物と韓国又は台湾を供給国とする輸入貨物に関して、原産国による相違の有無について確認したところ[112]、質問状への回答内容を確認できる輸入者 6 者全てが原産国による違いを「無」と回答しており、産業上の使用者 8 者のうち原産国による違いを「無」とする回答が 9 割を占めていたことから、本邦産同種の貨物は韓国又は台湾を供給国とする輸入貨物それぞれと競争状態にあることが認められた。

また、韓国を供給国とする輸入貨物と台湾を供給国とする輸入貨物との間の競争状態については、調査対象期間中にどちらも取り扱ったことがある輸入者 4 者[113]及び産業上の使用者 2 者[114]の回答を確認したところ、1 者[115]を除きいずれも原産国の違いによる相違点は「無」と回答していた[116]。また、「有」と回答した 1 者についても、台湾産品の在庫が同社の工場近く

[111] LG Chem からの輸入量については、令和 6 年度は供給者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1-2）の数値を用い、令和 3 年度から令和 5 年度は同社から提出された証拠の別添 2 に基づき令和 3 年から令和 5 年の数値を近似値として用いた。以下同じ。

[112] 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-1-4）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 D-1-4）

[113] 住友商事、新ケミカル商事、【輸入者 B】、【輸入者 C】

[114] 【産業上の使用者 D】、【産業上の使用者 I】

[115] 【産業上の使用者 D】

[116] 輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-1-4）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 D-1-4）

にあり、調達安定性の面で優位であるという内容[117]であり、貨物自体の違いを示すものではなかった。よって、これらの輸入貨物の間に相違点はなく、競争状態にあることが認められた。

このように、原産国の異なるビスフェノールAの間には競争状態があることから、調査対象貨物の輸入が及ぼす影響を累積的に評価[118]することが適当であると認められた。

以上により、調査対象貨物の輸入が本邦の産業へ及ぼす影響について、韓国及び台湾を供給国とする輸入貨物の及ぼす影響を累積的に評価することが適当と判断した。

３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

３－４－１　当該輸入貨物の輸入量

(130) 当該輸入貨物の輸入量について、**「表 23　当該輸入貨物の輸入量」**のとおり、令和 3 年度から令和 4 年度にかけて、22 ポイント減少したが、その後は増加傾向にあり、令和 5 年度は対前年度比 72 ポイント、令和 6 年度は対前年度比 68 ポイント増加した。調査対象期間全体として、118 ポイント増加した。

一方で、本邦産同種の貨物の国内販売量は、**「表 24　本邦産同種の貨物の販売量の変化」**のとおり、令和 3 年度から令和 6 年度にかけて減少し続け、調査対象期間全体で 4 割減となった。

表 24　本邦産同種の貨物の販売量の変化

	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
本邦産同種の貨物の販売量(MT) （国内販売量）	【100】	【88】	【77】	【60】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）、調査当局が収集及び分析した関係証拠（主要証拠等目録、番号 89）

（注）各欄の【　】は、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。

(131) 当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物の本邦における消費の相対的な変化を見ると、**「表 25　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」**のとおり、当該輸入貨物の市場占拠率は令和 4 年度に対前年度比 14 ポイント下落したものの、令和 5 年度には対前年度比 102 ポイント上昇、令和 6 年度にさらに対前年度比 114 ポイント上昇し、調査対象期間全体としては 202 ポイント増加した。

[117] 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 D-1-5、【産業上の使用者 D】）

[118] AD 協定 3.3

表 25　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移

	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
当該輸入貨物の占拠率	【100】	【86】	【188】	【302】
本邦産同種の貨物の占拠率	【100】	【101】	【87】	【75】
第三国産同種の貨物の占拠率	【100】	【163】	【261】	【36】
需要量(MT)	【100】	【91】	【79】	【72】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）、調査当局が収集及び分析した関係証拠（主要証拠等目録、番号 89）、供給者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1-2）、証拠の提出（別添 2）251119 JP LG Chem_Presentation in Testimony（LG Chem　令和 7 年 11 月 19 日）
（注 1）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋本邦産同種の貨物の自家消費量（MT）＋総輸入量（MT）
（注 2）当該輸入貨物の市場占拠率（%）＝当該輸入貨物の輸入量（MT）／需要量（MT）×100
（注 3）本邦産同種の貨物の市場占拠率（%）＝（本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋自家消費量（MT））／需要量（MT）×100
（注 4）第三国産同種の貨物の占拠率（%）＝（総輸入量（MT）－当該輸入貨物の輸入量（MT）－LG Chem からの輸入量）／需要量（MT）×100
（注 5）各欄の【　】は、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。

３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

(132) 本邦における調査対象貨物の販売価格と、本邦産同種の貨物の販売価格について、まずは全品種[119]について分析することとし、**「表 26　調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全ての用途、工場渡し）」**のとおり、年度別加重平均価格を比較した[120]。

(133) **「表 26　調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全ての用途、工場渡し）」**のとおり、令和 5 年度までは調査対象貨物の販売価格は本邦産同種の貨物の販売価格を上回っていたが、令和 6 年度において、調査対象貨物の販売価格は本邦産同種の貨物の販売価格を【0-20】%下回っていた。本邦産同種の貨物の販売価格は、令和 3 年度から令和 5 年度にかけて 18 ポイント減少し、令和 6 年度は前年度比で 8 ポイント増加した。調査対象期間全体では 10 ポイント減少した。

表 26　調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全ての用途、工場渡し）

[119] 非関連企業間取引のみを対象とした。
[120] 輸入者回答からは、調査対象期間中の全ての年度について、比較可能な調査対象貨物の販売価格の回答が得られなかったため、貿易統計を用いて算出した。

	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
調査対象貨物（円／kg）	【100】	【78】	【63】	【65】
本邦産同種の貨物（円／kg）	【100】	【88】	【82】	【90】
価格比	【130-150】	【110-130】	【100-120】	【80-100】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、貿易統計
（注 1）価格比（%）＝調査対象貨物の取引価格（円／kg）÷本邦産同種の貨物の取引価格（円／kg）×100
（注 2）各欄の【　】は、価格比を除いて、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。

(134) **「表 27　本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格（工場渡し）の推移」**によると、本邦の産業は、令和 3 年度のみ、製造原価分を国内販売価格に転嫁できているが、令和 4 年度以降は、製造原価が国内販売価格を上回っており、製造原価の上昇を国内販売価格に転嫁できておらず赤字状態となっている。そのため本邦生産者は、販売赤字を回避すべく値上げを交渉したものの、取引先から安価な韓国・台湾からの輸入品への切り替えの可能性を示唆され、値上げ幅の圧縮や値下げを要求されたため、価格の見直しを断念した事例[121]を確認した。また、価格交渉で有利な調査対象貨物を引き合いに出された結果、安値競争によるさらなる営業赤字を回避すべく、取引先との販売制約数を減少せざるを得なかった事例や、その結果として調査対象貨物に販売の機会を奪われるなどの事実[122]を確認した。

表 27　本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格（工場渡し）の推移

		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
製造原価合計（円／kg）		【100】	【133】	【147】	【139】
	原材料費（円／kg）	【100】	【123】	【136】	【140】
	原材料費の製造原価に占める割合	【70-90】	【70-90】	【70-90】	【70-90】
	労務費（円／kg）	【100】	【174】	【267】	【228】
	労務費の製造原価に占める割合	【1-5】	【1-5】	【1-5】	【1-5】
	経費（円／kg）	【100】	【171】	【188】	【128】
	経費の製造原価に占める割合	【10-30】	【20-40】	【20-40】	【10-30】
国内販売価格（円／kg）		【100】	【88】	【82】	【90】
製造原価率(%)		【100】	【151】	【180】	【155】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1、様式 F-2-2、様式 F-2-4）
（注 1）単位あたりの製造原価合計（円／kg）＝国内向け製造原価（円）／国内向け生産量（kg）
（注 2）単位あたりの労務費（円／kg）＝労務費（円）／国内向け生産量（kg）
（注 3）単位あたりの経費（円／kg）＝経費（円）／国内向け生産量（kg）
（注 4）各欄の【　】は、製造原価に占める割合を除いて、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。

[121] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-3-1 及び C-3-2、添付資料 C-3-3）
[122] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）

(135) **「表 26　調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全ての用途、工場渡し）」**及び**「表 25　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」**のとおり、調査対象貨物の販売価格は、本邦産同種の貨物の販売価格を令和 6 年度は下回っており、また、調査対象期間を通じて調査対象貨物の市場占拠率は大きく上昇した。

また、産業上の使用者の当初質問状回答書において確認できた 8 者のうち、6 者[123]が購入先の選定において「価格」が最も重要な要素であると回答していた[124]。これは、8 者が最も重要な要素であると回答した「供給安定性」、7 者が回答した「品質」に次いで高い評価であった。価格以外を最も重要な要素であると回答した者も、価格の重要性を供給安定性や品質とともに高く評価しており、また、価格は顧客が購入先を決定する際に重視する項目として 5 段階評価による平均値が 4.7 であった。これら産業上の使用者の回答は、顧客が購入先を決定する際に価格の重要性を相対的に高く評価していることを示している。このことからも、ビスフェノールＡの市場において、価格が調達先の選定において最も決定的な要素の一つであり、それ故に本邦産同種の貨物より安価である調査対象貨物への置き換えが進んだことがうかがわれる。

このように、調査対象貨物の販売価格は、調査対象期間全体を通じて下落し、令和 6 年度は本邦産同種の貨物の販売価格を下回っていたこと（プライスアンダーカッティング）、及び、調査対象期間において、調査対象貨物の価格との差異によって本邦産同種の貨物の国内販売価格が押し下げられ、かつ、その上昇が妨げられたことが認められた。

３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討

(136) 調査対象貨物の供給者又は輸入者である 6 者[125]から、国外輸出需要及び本邦における需要が減少したため、複数の本邦生産者が事業から撤退し、これによって国内自給率が低下したことを背景として、国内需要を満たすため輸入量が増加したにすぎず、輸入量の増加は不当廉売の結果によるものではないとの意見の表明が提出された。中でも輸入者である【輸入者 A】、【輸入者 B】、【輸入者 D】及び供給者である CHANG CHUN PLASTICS は、輸入量の増加について、日本へのビスフェノールＡの輸入量が減少している中で令和 5 年に本邦生産者である日鉄ケミカル&マテリアルが九州製造所におけるビスフェノールＡの製造設備の休止を決定したこと、さらに出光興産が撤退を決定したことや、令和 6 年に三菱ケミカル黒崎工場におけるビスフェノールＡの生産が終了したことを契機と説明している。

もっとも、申請書[126]によれば、日鉄ケミカル&マテリアルが九州製造所の 10 万トン設備を停止した時期は令和 5 年 12 月であり、出光興産が千葉事業所の 8 万 1 千トン設備を停止し、生産から撤退した時期は令和 6 年 10 月である[127]。一方で、**「表 25　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」**によれば、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて当該輸入貨物の占拠率が 2.2 倍に倍増している。したがって、本邦生産者の撤退ないし生産停止の時期と、当該輸入貨物の輸入の著しい増加の時期は一致しておらず、本邦生産者の事業撤退によって当該輸入貨物が増加したとの主張には根拠がない。むしろ当該輸

---

123 【産業上の使用者 C】、【産業上の使用者 F】、【産業上の使用者 G】、【産業上の使用者 I】、【産業上の使用者 M】、【産業上の使用者 N】

124 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 D-3-1）

125 意見の表明（KUMHO P&B CHEMICALS　令和 7 年 12 月 22 日、CHANG CHUN PLASTICS　令和 7 年 12 月 22 日、【輸入者 A】　令和 7 年 12 月 22 日、【輸入者 B】　令和 7 年 12 月 22 日、【輸入者 C】　令和 7 年 12 月 22 日、【輸入者 D】　令和 7 年 12 月 19 日）

126 申請書 4-2、別紙（開示）20_2024 年社長年頭挨拶（日鉄ケミカル&マテリアル）及び別紙（開示）21_BPA 市場状況（石油化学新報 2024 年 6 月 5 日）

127 申請書 4-2、別紙（開示）22_ビスフェノールＡ事業撤退のお知らせ（出光興産）及び別紙（開示）21_BPA 市場状況（石油化学新報 2024 年 6 月 5 日）

入貨物の輸入量の増加が上記2者の事業撤退に先行していることからすれば、当該輸入貨物の輸入が本邦生産者の事業撤退の原因になったと考えるのが自然である。

さらに、上述の**「表 24　本邦産同種の貨物の販売量の変化」**によれば、本邦産同種の貨物の販売量は令和3年度から令和6年度まで減少し続けており、調査対象期間を通じて40ポイントの減少となっている。また、後述の**「表 30　本邦の産業の稼働率の推移」**によれば、生産量は令和3年度から令和6年度まで67ポイント減少している。他方、本邦生産者の稼働率は令和3年度から令和5年度までに54ポイント低下した後、令和6年度に22ポイント増加している。また、生産能力も令和3年度から令和4年度にかけて一度減少したものの、令和5年度にかけて9ポイント上昇し、令和3年度を超す水準となっている。これに加えて追加質問状への回答からも、令和5年度までは本邦生産者の生産能力は国内需要を優に上回る約1.5倍から2倍に達していた[128]にもかかわらず、販売量の減少に伴いやむなく生産能力を減少させていったことがうかがわれる。

そして、**「３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**において述べたとおり、本邦産同種の貨物の輸出量が減少したのは、低廉な輸入品が国内に流通したため、本邦産同種の貨物の価格が低迷して売上高が売上原価を下回り、利潤も営業赤字、経常赤字となった上、本邦の産業における生産高の減少及び稼働率の低下を招いたことによるものであると認められた[129]。したがって、むしろ調査対象貨物の輸入が行われていなければ、本邦生産者の撤退ないし生産停止は生じず、国内自給率の低下もなかったといえる。

また、申請者によれば、日鉄ケミカル&マテリアル及び出光興産の撤退に際し、同2者の撤退による供給の減少を補完するため同2者の顧客に対する販売量の増加を図ったが、同2者の顧客は購買量の相当な数量を韓国及び台湾からの輸入品に切り替えることで対応した[130]とのことであり、一部の本邦生産者が撤退した場合でも、なお残る本邦生産者による増産により国内需要を充足することは可能であったといえる。このことから、本邦生産者の撤退ないし生産停止後も輸入量が増加した要因は、本邦生産者の供給能力が及ばない国内需要を充足するためではないと認められる。

したがって、上記の意見は受け入れられない。

(137) 調査対象貨物の供給者であるLG Chemから、ビスフェノールAの総輸入量が大幅に増加したにもかかわらず、LG Chemの輸出量の増加は僅かであったとの意見の表明が提出された[131]。

LG Chemについては、**「２－４　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論」**での検討のとおり不当廉売がされたビスフェノールAの本邦への輸出が認められなかったため、**「３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」**以降はLG Chemからの輸入を除いて検討している。

(138) 調査対象貨物の供給者及び輸入者である3者から[132]、一般的には、ビスフェノールA価格は国際指標（ICIS市況価格）に沿っており、価格下落はアジア全体のICIS市況価格の推移を反映しているに過ぎない旨の意見の表明が提出された。

一方、申請者によれば、取引価格の設定の際、部分的にはICIS市況価格を考慮することもあるが、原則的には原材料価格・コストを基礎とする方法（コストフォーミュラ）又は市況価格フォーミュラとコストフォーミュラを一定割合で組み合わせて算定する方法が一般的であり、取引価格をICIS市況価格に沿って合意しているわけではない。すなわち、ICIS市況価格は、後者の算定方法を採用した場合に、算定式の一要素である市況価格フォーミュラにおいて

128 本邦生産者追加質問状回答書（調査項目 H-6-1）
129 申請書 5-3-2 及び 5-3-3
130 本邦生産者追加質問状回答書（調査項目 H-6-1）
131 意見の表明（LG Chem　令和7年12月22日）
132 意見の表明（CHANG CHUN PLASTICS　令和7年12月22日、【輸入者C】　令和7年12月22日、【輸入者D】　令和7年12月19日）

参照されることになるが、その場合であっても、算定式においてはコストフォーミュラも併せて用いられることになるため、ICIS 市況価格がそのまま調査対象貨物の価格となるわけではない、とのことである[133]。

例えば、輸入者である【輸入者 D】が提出した意見の表明[134]によれば、取引条件としてのビスフェノールA価格はいずれも、ICIS 市況価格そのものの金額にて合意されたものではなく、一定の価格フォーミュラに基づき、ICIS 市況価格に一定額を上乗せするなどして調整した金額にて合意されている。すなわち、ビスフェノールA価格の変動の要因に、ICIS の市況価格の変動以外の要素があることは明らかであり、ビスフェノールA価格の算定式の一要素にICIS 市況価格が含まれていることをもって、調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に影響を及ぼしたことが否定されるものではない。

そもそも、申請者によれば、市況価格フォーミュラとコストフォーミュラを一定割合で組み合わせて算定する方法を用いた場合においては、市況価格フォーミュラをどの割合で用いるか自体が、取引先との間での重要な交渉事項となるとのことであり、例えば、ICIS 市況価格が低迷している局面では、市況価格フォーミュラの割合を高くした方がビスフェノールA価格の絶対値が低くなり需要者に有利となるため、顧客は市況価格フォーミュラの割合を高くすることを好む傾向があり、他方で、ICIS 市況価格が高騰している局面では、市況価格フォーミュラの割合を低くした方が需要者にとって有利となるため、顧客は市況価格フォーミュラの割合を低くし、コストフォーミュラの割合を高くすることを好む傾向がある[135]。このように、ICIS 市況価格をどの程度参照するか自体が顧客との交渉事項となっていることからすれば、理論的には、調査対象貨物の輸入等の事情により、その割合について、本邦産同種の貨物の価格を押し下げる方向での交渉に応じざるを得ないといった状況も生じ得る。すなわち、本邦産同種の貨物の算定に際して ICIS 市況価格を参照する場面があることをもって、調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に影響があることが否定されるものではない。

さらに、ICIS 市況価格は、例えばアジアにおいては CFR 中国及び CIF インドベースにて提示されており[136]、例えば【輸入者 D】が提出した意見の表明[137]によれば、そのうち CFR 中国の ICIS 市況価格が算定要素の一つとして含まれている。申請者によれば、CFR 中国で提示される ICIS 市況価格は、CFR CHINA MAIN PORT の価格を指し、中華人民共和国（以下「中国」という。）の主要港において輸入されるビスフェノールAについて、生産者、最終需要家及びトレーダーを含む市場参加者から収集された、取引、ビッド、価格オファー及び売買意向に関する価格情報等を分析することにより導出される指標であるとのことである[138]。

そして、韓国及び台湾が中国に対して本邦産同種の貨物と同程度又はそれ以上の低価格で中国に輸出していることから、中国主要港での輸入価格が押し下げられ、結果として、ICIS 市況価格はこれにより押し下げられていると考えられるとのことである[139]。このように、中国の市場価格自体が不当廉売行為により歪められている場合には、ICIS 市況価格もその影響を受け得るのであり、換言すれば、ICIS 市況価格自体が不当廉売により左右され得るものであるということができる。

(139) 調査対象貨物の輸入者 3 者[140]から、調査対象期間において調査対象貨物の価格は本邦産同種の貨物の価格より安価だったことはない、又は、本邦産同種の貨物の価格と同水準であったことから、本邦産同種の貨物の価格に影響を及ぼしていないとの意見の表明が提出された。

---

133 本邦生産者追加質問状回答書（調査項目 H-1-1）、本邦生産者現地調査結果報告書（8）
134 意見の表明（【輸入者 D】　令和 7 年 12 月 19 日）
135 本邦生産者追加質問状回答書（調査項目 H-1-2）
136 本邦生産者追加質問状回答（調査項目 H-1-3、添付資料 H-1-3-⑵-①②）
137 意見の表明（【輸入者 D】　令和 7 年 12 月 19 日）
138 本邦生産者追加質問状回答書（調査項目 H-1-3）
139 本邦生産者追加質問状回答書（調査項目 H-2-1）
140 意見の表明（【輸入者 B】　令和 7 年 12 月 22 日、【輸入者 C】　令和 7 年 12 月 22 日、【輸入者 D】　令和 7 年 12 月 19 日）

しかし、**「３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**に述べたとおり、調査対象貨物の販売価格は、調査対象期間を通じて下落し、令和6年度は本邦産同種の貨物の販売価格を下回っていたことが認められた。また、**「表27　本邦産同種の貨物の1kg当たりの製造原価と国内販売価格（工場渡し）の推移」**によれば、本邦産同種の貨物の価格は、令和4年度以降、製造原価が国内販売価格を上回っており、原材料費を含む製造原価の上昇を国内販売価格に転嫁できず赤字状態となっている。この背景には、安価な調査対象貨物を引き合いとして取引先からの値上げ幅の圧縮及び値下げの要求があることが確認されている[141]。したがって、調査対象期間において、調査対象貨物の価格が本邦産同種の貨物の価格を下回ることにより、本邦産同種の貨物の価格を押下げ、かつ、その上昇が妨げられたことが認められた。

以上から、調査対象貨物の輸入が本邦産同種の貨物の価格へ継続的な影響をもたらしたといえる。

(140) 調査対象貨物の供給者であるKUMHO P&B CHEMICALSから、令和3年以降の調査対象貨物の価格の推移は、令和2年初頭のCOVID-19の影響により一時的な需要の縮小から一転して需要が急速に回復した一方で、同時期に複数の要因により原材料価格が上昇したことによって形成された異常な市場環境が終息したことによるものであるとの意見の表明が提出された[142]。

しかし、COVID-19により需要が急激に拡大した一方で、複数の要因により原材料価格が上昇したことによって、異常な市場環境が形成されたとのKUMHO P&B CHEMICALSの主張は、調査対象期間外である令和2年以前の事情に関するものであり、本調査においては分析の対象としない。その上で、前述のとおり、調査対象期間中、調査対象貨物の輸入が本邦産同種の貨物の価格を押下げ、又はその上昇を抑制し、令和6年度は、調査対象貨物の輸入が本邦産同種の貨物の価格を下回っていたことを確認した。

３－４－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論

(141) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入量は調査対象期間全体で見ると大幅に増加した一方で、本邦産同種の貨物の販売量は調査対象期間全体で見ると減少した。

また、調査対象貨物の価格は、本邦産同種の貨物の価格を令和6年度において下回っており、プライスアンダーカッティングが認められた。

上記**「３－２　同種の貨物の検討」**で検討したとおり、本邦産同種の貨物と調査対象貨物は高い代替性があり、また、本邦生産者は製造原価の上昇に伴い国内販売価格の引き上げを試みたものの、取引先から安価な当該輸入貨物を引き合いに値上げ幅の圧縮及び値下げ要求があり、当該輸入貨物に販売の機会を奪われている[143]ことを確認した。また、産業上の使用者においても、価格競争力の向上や採算確保を目的とした当該輸入貨物の購入を開始したこと、安価な当該輸入貨物の購入に切り替えたこと[144]、社内コストダウンの要求に応えるために安価な当該輸入貨物の購入増となり当該輸入貨物の購入頻度が上昇したこと[145]が、本邦産同種の貨物、当該輸入貨物の数量及び調査対象貨物の価格動向により認められた。

これらの事実から、調査対象期間における本邦産同種の貨物の販売量は、当該輸入貨物の影響により減少していたことが認められた。

---

141 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目C-3-1及びC-3-2、添付資料C-3-3）
142 意見の表明（KUMHO P&B CHEMICALS　令和7年12月22日）
143 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目C-4-1及びC-4-2、添付資料C-4-3）
144 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目B-2-2、【産業上の使用者G】、【産業上の使用者F】、【産業上の使用者M】）
145 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目B-2-4、【産業上の使用者F】、【産業上の使用者I】）

３－５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

(142) 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関し、当該国内産業の状態に関係を有する経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は不当廉売価格差の大きさを含む。）について評価[146],[147],[148]した。

３－５－１　生産高

(143) 本邦の産業の生産高（生産量）は、**「表 28　本邦の産業の生産量の推移」**のとおり、調査対象期間を通じて減少し、令和 3 年度は【数値】MT であったが、令和 6 年度には【数値】MT となり、調査対象期間中 67 ポイント減少した。令和 3 年度から令和 6 年度までの期間で生産量が大幅に減少した背景には、国内の需要減少及び当該輸入貨物への置き換えにより、販売量が 40 ポイント減少したことによるものである[149]。

調査対象期間中における国内販売量に対する輸出量の割合は、【1-60】%程度で推移しており、影響は一定程度あった。また、自家消費量の割合も【5-30】%程度で推移しており影響は一定程度あった。このため**「表 29　本邦の産業の生産量の推移（輸出量分、自家消費分除外）」**において、生産量について輸出量と自家消費量を除いた表を作成したところ、生産量は令和 3 年度から令和 6 年度にかけて 49 ポイント減少したことが判明した。

表 28　本邦の産業の生産量の推移

	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
生産量(MT)	【100】	【75】	【47】	【33】
期首在庫量(MT)	【100】	【192】	【134】	【88】
国内販売量(MT)	【100】	【88】	【77】	【60】
自家消費量(MT)	【100】	【111】	【32】	【25】
輸出量(MT)	【100】	【65】	【16】	【4】
期末在庫量(MT)	【100】	【70】	【46】	【21】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）、調査当局が収集及び分析した関係証拠（主要証拠等目録、番号 89）
（注）各欄の【　】は、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。

表 29　本邦の産業の生産量の推移（輸出量分、自家消費分除外）

[146] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）
[147] AD 協定 3.4
[148] 調査当局は、本邦生産者に対し、本邦産同種の貨物の輸出による影響を除外して回答するよう求め、本邦産同種の貨物の輸出実績が除外された本邦生産者の回答書を基に、評価を行った。
[149] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
生産量(MT)	【100】	【73】	【68】	【51】
期首在庫量(MT)	【100】	【192】	【134】	【88】
国内販売量(MT)	【100】	【88】	【77】	【60】
自家消費量(MT)	【100】	【111】	【32】	【25】
輸出量(MT)	【100】	【65】	【16】	【4】
期末在庫量(MT)	【100】	【70】	【46】	【21】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）、調査当局が収集及び分析した関係証拠（主要証拠等目録、番号 89）

（注）各欄の【　】は、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。

３－５－２　生産能力・稼働率（操業度）

(144) 本邦産同種の貨物の生産量を本邦の産業の生産能力で除した稼働率（操業度）は、**「表 30 本邦の産業の稼働率の推移」**のとおりであった。生産能力が令和 3 年度から令和 6 年度にかけて低下する中、稼働率は令和 5 年度までに対令和 3 年度比 54 ポイント下落した後、令和 6 年度に対前年度比 22 ポイント増加し、調査対象期間全体で 32 ポイントの下落となった。生産能力が令和 4 年度に対前年度比で減少した要因は、西暦偶数年度は高圧ガス保安法に対応した設備の定期改修を行うため、稼働可能日数が西暦奇数年度より少なくなることを確認した[150]。定期改修の偶数年度であることに加えて、生産能力が令和 6 年度に減少した要因には、日鉄ケミカル&マテリアルが九州製造所の 10 万トン設備を令和 5 年 12 月に停止したこと、及び三菱ケミカルが令和 6 年 3 月末に黒崎工場における生産を終了したことにあることを確認した[151]。上記以外に、調査対象期間中に生産能力の大きな変動はなく、生産量の削減にともなって稼働率が悪化したことが認められる。

[150] 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

[151] 申請書 4-2、本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

表 30　本邦の産業の稼働率の推移

	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）
生産量(MT)	【100】	【75】	【47】	【33】
生産能力(MT)	【100】	【92】	【101】	【48】
稼働率	【100】	【81】	【46】	【68】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注 1）稼働率（%）＝生産量（MT）／生産能力（MT）×100
（注 2）各欄の【　】は、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。

３－５－３　販売及び市場占拠率

(145) 本邦産同種の貨物の国内販売量は、**「表 31　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率（自家消費量除外）の推移」**のとおり、令和 3 年度には【数値】MT だったが、その後徐々に減少し、令和 6 年度には【数値】MT となって、調査対象期間中 40 ポイント減少した。上記**「３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**で述べたとおり、調査対象期間中、令和 6 年度を除いて調査対象貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の価格を上回っているが、**「３－５－５　国内価格に影響を及ぼす要因」**で後述のとおり、令和 5 年度以降は、輸入価格が製造原価を下回っており、本邦の産業は、製造原価分を国内販売価格に転嫁しようとしたものの、安価な調査対象貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求された結果、受注できず販売量が減少した[152]。

(146) なお、自家消費量は、調査対象期間を通じて増減したものの、国内販売量に対する自家消費量の割合は、調査対象期間を通じて【5-30】%程度で推移しており、一定の影響があるため、自家消費を除いた市場占拠率について**「表 31　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率（自家消費量除外）の推移」**で検討した。

(147) また、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、上記**「３－４－１　当該輸入貨物の輸入量」**及び**「表 31　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率（自家消費量除外）の推移」**のとおり、調査対象貨物の輸入量の増加、国内販売量の減少を反映して推移し、調査対象期間中 25 ポイント減少した。

表 31　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率（自家消費量除外）の推移

[152] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）

	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
国内販売量(MT)	【100】	【88】	【77】	【60】
自家消費量(MT)	【100】	【111】	【32】	【25】
国内販売量に対する 自家消費量の割合	【100】	【126】	【41】	【42】
本邦産同種の貨物の 市場占拠率	【100】	【101】	【87】	【75】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）、調査当局が収集及び分析した関係証拠（主要証拠等目録、番号 89）
（注 1）本邦産同種の貨物の市場占拠率（%）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）／（総輸入量（MT）＋本邦産同種の貨物の国内販売量合計（MT））×100
（注 2）各欄の【　】は、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。

３－５－４　在庫

(148) 本邦の産業の期末在庫について、**「表 32　本邦産同種の貨物の在庫の推移」**のとおり、在庫量は、令和 4 年度に対前年度比 30 ポイント、令和 5 年度に対前年度比 24 ポイント、令和 6 年度に対前年度比 25 ポイント続けて減少し、調査対象期間全体を通じて 79 ポイント減少した。調査対象期間を通じて、西暦偶数年度の定期改修を見込んだ在庫調整や、販売量の減少を受けて生産量の調整を行うことにより在庫量が減少した [153]。また、調査対象期間全体で生産量の減少以上に在庫量が減少したため、在庫率は 35 ポイント減少した。

表 32　本邦産同種の貨物の在庫の推移

	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
在庫量(MT)	【100】	【70】	【46】	【21】
在庫率	【100】	【94】	【98】	【65】
生産量(MT)	【100】	【75】	【47】	【33】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注 1）在庫率（%）＝期末在庫量（MT）／生産量（MT）×100
（注 2）各欄の【　】は、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。

３－５－５　国内価格に影響を及ぼす要因

(149) 本邦産同種の貨物の国内価格に影響を及ぼす要因として、原材料の購入費用を含む製造原価について検討した。本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格は、**「表 33 本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格（工場渡し）、輸入価格の推移」**のとおりであった。

製造原価の【70-100】%を占める原材料費は、令和 3 年度から令和 6 年度にかけて増加し、調査対象期間全体では 40 ポイントの増加となった。労務費の製造原価に占める割合は【1-5】%と大きくないものの、労務費は、令和 3 年度から令和 5 年度にかけて増加した後、令和 6 年度やや減少し、調査対象期間全体で 128 ポイントの増加となった。経費も、令和 5 年度にかけて

[153] 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

対令和 3 年度比 88 ポイント増加した後、令和 6 年度に対前年度比 60 ポイント減少し、調査対象期間全体で 28 ポイントの増加となった。

製造原価は、原材料費や労務費、経費の推移を反映し、令和 4 年度は対前年度比 33 ポイント増加、令和 5 年度は対前年度比 14 ポイント増加、令和 6 年度は対前年度比 8 ポイント減少し、調査対象期間全体では 39 ポイントの増加となった。

国内販売価格は、製造原価の上昇に反し、令和 4 年度に対前年度比 12 ポイント減少、令和 5 年度には対前年度比 6 ポイント減少した後、令和 6 年度には対前年度比 8 ポイント増加した。国内販売価格は調査対象期間全体で 10 ポイント減少し、製造原価率は調査対象期間全体で 55 ポイント増加した。

本邦の産業は、上記**「３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**で述べたとおり、調査対象貨物の輸入量が増加しその市場占拠率が上昇する状況において、令和 3 年度から令和 5 年度にかけて製造原価が上昇し、令和 5 年度以降は製造原価を下回る安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求されるなどがあり、製造原価の上昇に見合った価格設定を行うことができなかった [154]。令和 6 年度は、製造原価が下落傾向となる中、国内販売価格は上昇したものの、安価な輸入品に市場を奪われ、販売機会を喪失し、また、製造原価を上回る価格を設定できなかったことを確認した [155]。

表 33　本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格（工場渡し）、輸入価格の推移

	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）
輸入価格（円／kg）	【100】	【78】	【63】	【65】
製造原価合計（円／kg）	【100】	【133】	【147】	【139】
原材料費（円／kg）	【100】	【123】	【136】	【140】
原材料費の製造原価に占める割合	【80-100】	【70-90】	【70-90】	【80-100】
労務費（円／kg）	【100】	【174】	【267】	【228】
労務費の製造原価に占める割合	【1-5】	【1-5】	【1-5】	【1-5】
経費（円／kg）	【100】	【171】	【188】	【128】
経費の製造原価に占める割合	【10-30】	【20-40】	【20-40】	【10-30】
国内販売価格（円／kg）	【100】	【88】	【82】	【90】
製造原価率(%)	【100】	【151】	【180】	【155】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1、様式 F-2-2、様式 F-2-4）、貿易統計
（注 1）単位あたりの製造原価合計（円／kg）＝国内向け製造原価（円）／国内向け生産量（kg）
（注 2）単位あたりの労務費（円／kg）＝労務費（円）／国内向け生産量（kg）
（注 3）単位あたりの経費（円／kg）＝経費（円）／国内向け生産量（kg）
（注 4）各欄の【　】は、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。

３－５－６　利潤

(150) 本邦の産業の売上高は、**「表 34　本邦の産業の利潤の推移」**のとおり、令和 4 年度に対前年度比 25 ポイント減少、令和 5 年度に対前年度比 14 ポイント減少、令和 6 年度に対前年度

[154] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-3-1 及び C-3-2、添付資料 C-3-3）
[155] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）

比 7 ポイント減少し、調査対象期間全体では 46 ポイントの減少となった。上記**「３－４－２ 調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**及び**「３－５－３ 販売及び市場占拠率」**に述べたとおり、令和 5 年度、令和 6 年度は、本邦産同種の貨物の製造原価を下回る輸入価格の調査対象貨物の輸入増加により、国内販売量は対前年度比で大きく減少したため、売上高が減少した。

営業利益は、令和 4 年度に対前年度比 110 ポイント減少、令和 5 年度に対前年度比 34 ポイント減少し、令和 6 年度に対前年度比 34 ポイント増加したが、調査対象期間中で 110 ポイントの減少となった。**「３－４－２ 調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**で述べたとおり、令和 4 年度以降、調査対象貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の製造原価を下回っていたことで価格転嫁が十分にできず、販売量も減少したことにより営業利益は減少した。

売上高営業利益率についても、営業利益と同様の傾向となった。令和 6 年度の売上高営業利益率は【数値】%となり、調査対象期間全体で 118 ポイント減少し、本邦の産業の収益性が著しく悪化していることが認められる。

表 34 本邦の産業の利潤の推移

	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）
売上高（百万円）	【100】	【75】	【61】	【54】
営業利益（百万円）	【100】	【-10】	【-44】	【-10】
売上高営業利益率	【100】	【-13】	【-72】	【-18】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-2-2）
（注 1）売上高営業利益率（%）＝営業利益（百万円）／売上高（百万円）×100
（注 2）各欄の【 】は、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。

３－５－７ 投資及び投資収益

(151) 本邦の産業の投資は、**「表 35 本邦の産業の設備投資額の推移」**のとおり、令和 4 年度に対前年度比 1301 ポイントの大幅な増加をした後、令和 5 年度には対前年度比 1317 ポイント減少し、令和 6 年度に再び対前年度比 1334 ポイントの大幅な増加に転じて、調査対象期間中では 1318 ポイントの増加となった。令和 4 年度及び令和 6 年度に設備投資額が増加したのは、本邦生産者のうち 2 者[156]が、生産維持のための機械更新や定期修繕の実施による大規模な投資を行ったこと等が理由であることを確認した[157]。

表 35 本邦の産業の設備投資額の推移

	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）
設備投資額（百万円）	【100】	【1401】	【84】	【1418】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-4-1）
（注）各欄の【 】は、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。

(152) 本邦の産業の投資利益は、営業利益を本邦の産業の設備投資評価額（帳簿価額又は取得原価）で除して算出した投資収益率により分析したところ、**「表 36 本邦の産業の投資収益率の**

156 三菱ケミカル、三井化学
157 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1、様式 F-4-3）

推移」のとおりとなった。設備投資評価額は、帳簿価額及び取得原価のいずれも令和 3 年度から令和 5 年度にかけて大幅な減少傾向であった。令和 6 年度も営業利益が赤字のため、マイナスとなり、調査対象期間を通じて大きく減少した。

表 36　本邦の産業の投資収益率の推移

	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
営業利益／設備投資評価額 （帳簿価額）	【100】	【-8】	【-96】	【-17】
営業利益／設備投資評価額 （取得原価）	【100】	【-10】	【-43】	【-10】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-2-2、様式 F-4-2）
（注 1）投資収益率（%）＝営業利益（百万円）／生産設備評価額（帳簿価額又は取得原価（百万円））×100
（注 2）各欄の【　】は、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。

３－５－８　資金流出入（キャッシュフロー）

(153) 本邦の産業の営業活動によるキャッシュフローは、**「表 37　本邦の産業の営業活動及び投資活動によるキャッシュフローの推移」**のとおり、営業利益の減少に伴い令和 3 年度から令和 6 年度にかけて大きく減少し、調査対象期間全体では 102 ポイント減少した [158]。

表 37　本邦の産業の営業活動及び投資活動によるキャッシュフローの推移

	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
営業活動によるキャッシュフロー （百万円）	【100】	【34】	【-61】	【-2】
投資活動によるキャッシュフロー （百万円）	【100】	【1187】	【112】	【1614】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-3-2）
（注）各欄の【　】は、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。

３－５－９　資金調達能力

(154) 本邦の産業の資金調達能力については、上記**「３－５－７　投資及び投資収益」**で述べたとおり、令和 4 年度及び令和 6 年度に設備投資額が大幅に増加したが、これは、本邦生産者のうち 2 者 [159]が生産維持のための機械更新や定期修繕の実施を行ったことが理由であることを確認した [160]。一方、いずれの本邦生産者も他の事業を営んでおり、本邦の同種の貨物の売上高の変動による本邦の生産者の資金調達能力への顕著な影響は認められなかった。

３－５－１０　雇用

(155) 本邦の産業の平均雇用人数は、**「表 38　本邦の産業の平均雇用人数の推移」**のとおり、令和 4 年度に対前年度比 1 ポイント減少、令和 5 年度は前年度と変わらず、令和 6 年度に対前年度比 31 ポイント減少となり、調査対象期間を通じて 32 ポイント減少した。令和 6 年度における減少の主な理由は、本邦生産者のうち 1 者 [161]が令和 6 年 3 月末の九州事業所の黒崎工

158 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-3-4）
159 三菱ケミカル、三井化学
160 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1、様式 F-4-3）
161 三菱ケミカル

場のビスフェノールＡプラントの廃棄に伴い、九州事業所におけるビスフェノールＡ生産のための人員が不要となり配置転換されたことを確認した[162]。

表 38　本邦の産業の平均雇用人数の推移

	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）
平均雇用人数（人）	【100】	【99】	【99】	【68】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注）各欄の【　】は、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。

３－５－１１　賃金

(156) 本邦の産業の雇用者一人当たりの月平均賃金は、**「表 39　本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）の推移」**のとおり、調査対象期間全体を通じて概ね横ばいに推移しつつ、調査対象期間全体で 14 ポイントの増加となった。令和 4 年度や令和 6 年度の増加は、全社での営業利益増加に伴う業績連動のため増加したことや、偶数年度の定期改修のための時間外労働が増加したことによるものであることを確認した[163]。

表 39　本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）の推移

	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）
一人当たり月平均賃金（千円）	【100】	【112】	【107】	【114】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注 1）一人当たりの月平均賃金（千円）＝賃金の合計（千円）／平均雇用人数（人）／12 ヶ月
（注 2）各欄の【　】は、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。

３－５－１２　生産性

(157) 本邦の産業の生産性は、**「表 40　本邦の産業の生産性の推移」**のとおりであった。雇用者一人当たりの生産性を示す物的生産性については、令和 4 年度に対前年度比 29 ポイント低下、令和 5 年度に対前年度比 23 ポイント低下、令和 6 年度に対前年度比 8 ポイント上昇したものの、調査対象期間全体としては 44 ポイントの低下となった。

また、雇用者一人当たりの販売額を示す価値生産性については、令和 4 年度に対前年度比 23 ポイント低下、令和 5 年度に対前年度比 19 ポイント低下、令和 6 年度に対前年度比 18 ポイント上昇し、調査対象期間全体としては 24 ポイントの低下となった。

上記**「３－５－１０　雇用」**で述べたとおり、調査対象期間中、平均雇用人数は減少したが、生産量及び売上高がそれ以上の割合で減少したことを反映して、物的生産性及び価値生産性は低下した。

表 40　本邦の産業の生産性の推移

[162] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-5-1）
[163] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
物的生産性（MT／人）	【100】	【71】	【48】	【56】
価値生産性（千円／人）	【100】	【77】	【58】	【76】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注 1）物的生産性（MT／人）＝生産量（MT）／平均雇用人数（人）
（注 2）価値生産性（千円／人）＝（本邦産同種の貨物の国内販売額（千円）＋本邦産同種の貨物の自家消費額（千円））／平均雇用人数（人）
（注 3）各欄の【　】は、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。

３－５－１３　成長

(158) 製造業においては、一般的に、研究開発が企業の成長のための重要な要素であることから、研究開発が成長に及ぼす影響について検討するために、本邦の産業の研究開発の動向を確認したところ、研究開発費は調査対象期間を通じて計上されておらず、本邦の産業の成長については、実質的な改善は見られなかった[164]。

３－５－１４　不当廉売価格差の大きさ

(159) 当該輸入貨物の不当廉売価格差、すなわち、不当廉売差額と、本邦産同種の貨物の国内販売価格と調査対象貨物の国内販売価格との差について、**「表 41　不当廉売差額率と国内販売価格差率」**のとおり比較した。令和 6 年度の不当廉売差額率は 5.0%であった一方、国内販売価格差率は【0-20】%で推移し、どちらもプラスであり、その差も【数値】%とわずかであることが認められた。このことから、不当廉売価格差の大きさは、国内産業に相当影響を及ぼすものであったと判断した。

表 41　不当廉売差額率と国内販売価格差率

	令和6年度（2024年度）
不当廉売差額率	5.0%
国内販売価格差率	【0-20】%

（出所）本邦生産者質問状回答書（様式 C-1）及び財務省貿易統計
（注 1）不当廉売差額率（%）は、**「表 42　不当廉売差額率」**により算出した加重平均後の数値を使用した。
（注 2）国内販売価格差率（%）=（本邦産同種の貨物の国内販売価格（円／kg）－調査対象貨物の輸入価格（円／kg））／調査対象貨物の輸入価格（円／kg）×100

表 42　不当廉売差額率

[164] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-5）

	令和6年度(2024年度)	
不当廉売差額率	韓国	台湾
	7.43%	2.62～9.48%
輸入量(MT)	【数値】	57,825
加重平均後不当廉売差額率	5.0%	

（出所）財務省貿易統計、供給者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1-2）
（注）調査対象国別不当廉売差額率（%）のうち、韓国については**「表 17　韓国の供給者の不当廉売差額率」**の数値、台湾については**「表 20　台湾の供給者の不当廉売差額率」**の数値を使用した。

３－５－１５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論

(160) 当該輸入貨物の輸入量は調査対象期間を通じて増加した一方、本邦産同種の貨物の販売量は減少した。その結果、本邦産同種の貨物の市場占拠率は調査対象期間を通じて減少した。
本邦の産業は、製造原価の増加を国内販売価格に転嫁しようと試みたが、値上げの価格改定を行おうとした結果、一部の産業上の使用者からは当該輸入貨物との価格差を指摘され、最終的には調査対象貨物に販売の機会を奪われるなどの事実を確認した。価格を重視する取引先への販売機会を失ったほか、一部の取引先においては当該輸入貨物を引き合いとした価格に関する要求により、製造原価の上昇に見合った価格設定を行うことができなかったことから、売上総利益及び営業利益は大きく減少した。

(161) 本邦産同種の貨物の国内販売量の減少に伴い、本邦の産業の生産量及び稼働率はおおむね国内販売量と同様の推移となった。
調査対象期間中に生産量が減少した結果、在庫量及び在庫率は減少した。本邦の産業の雇用も、生産量及び販売量の減少に伴い、調査対象期間を通じて減少した。
雇用の減少、生産量及び売上高の推移を反映し、物的生産性及び価値生産性は低下し、また、キャッシュフローも大きく悪化した。調査対象期間中の投資は、令和 4 年度及び令和 6 年度に定期改修に伴う投資が行われたものの、本邦の産業の成長に改善は見られなかった。
当該輸入貨物の不当廉売差額の大きさは、国内産業に相当影響を及ぼすものであったことが認められた。
以上のとおり、当該輸入貨物が本邦の産業に悪影響を及ぼし、これにより本邦の産業に実質的損害が生じたことが認められた。

３－６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論

(162) 本邦におけるビスフェノールＡの需要が調査対象期間を通じて減少する中、当該輸入貨物の輸入量は増加傾向にあった一方で、本邦産同種の貨物の販売量は減少傾向となり、これを反映して本邦産同種の貨物の市場占拠率は低下した。

(163) 調査対象貨物と本邦産同種の貨物は上記**「３－２－６　代替性」**で分析したとおり高い代替性を有しており、産業上の使用者が購入先の選定の際に、価格の重要性を高く評価している中[165]、上記**「３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**で分析したとおり、令和 6 年度では調査対象貨物は本邦産同種の貨物を下回る価格で販売されていた。

[165] 産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 D-3-1）

(164) かかる状況を踏まえれば、本邦の産業が、製造原価の増加を国内販売価格に転嫁しようと試みるも、安価な調査対象貨物の影響により取引先への販売機会を失うといった事例が生じているほか、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、取引先からの調査対象貨物を引き合いとした価格に関する要求に応じ、販売価格の引上げの抑制及び引下げを行ってきた結果、製造原価の上昇分を十分に販売価格に転嫁することができず、利潤の低下がもたらされ、その他の指標も悪化したと認められる。したがって、当該輸入貨物の輸入が、本邦の産業に対し実質的な損害を与えたと認められた。

４　因果関係

４－１　当該輸入貨物の輸入による影響

(165) 上記**「２　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」**で述べたとおり、当該輸入貨物について不当廉売がされた事実が認められ、また、上記**「３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」**で述べたとおり、当該輸入貨物による本邦の産業への実質的損害が認められた。

４－２　当該輸入貨物以外による影響

(166) 次に、当該輸入貨物以外による本邦の産業への影響を検討するために、不当廉売価格によることなく販売されている輸入の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争、技術の進歩、本邦の産業の輸出実績及び生産性、並びにその他の要因について、利害関係者等から提出された証拠及び意見、並びに一般的に公開されている情報から関連する証拠等、調査当局が入手した全ての関連する証拠を基に分析[166]した。

４－２－１　第三国からの輸入の量及び価格

４－２－１－１　第三国からの輸入の量

(167) 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の輸入量の推移は、**「表 23　当該輸入貨物の輸入量（再掲）」**のとおりであった。第三国産同種の貨物の輸入量は、令和 3 年度から令和 4 年度にかけて 1,006MT から 700MT へ減少し、令和 5 年度にかけて 1,610MT へ増加したものの、令和 6 年度にかけて 365MT へ再び減少し、調査対象期間全体で減少している。また、市場占拠率についても**「表 25　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（再掲）」**のとおり、2%未満の【数値】%にとどまる低水準の推移であることから、この期間の本邦の市場占拠率の減少は、第三国からの輸入の量によるものではないと言える。

一方、当該輸入貨物の輸入量は、令和 3 年度から令和 4 年度にかけて 22 ポイント減少したものの、令和 5 年度には対前年度比 72 ポイントの増加に転じ、さらに令和 6 年度も対前年度比 68 ポイント増加し、調査対象期間を通じて大幅な増加傾向が認められる。また、市場占拠率も調査対象期間において同様の推移を示し、令和 3 年度から令和 4 年度にかけて 14 ポイント減少したものの、令和 5 年度にかけて 102 ポイント増加し、令和 6 年度はさらに 114 ポイント増加し、調査対象期間全体で 202 ポイントの顕著な増加傾向を示した。

以上より、第三国産同種の貨物の輸入量による影響は限定的であった。

---

[166] AD 協定 3.5

表 23　当該輸入貨物の輸入量（再掲）

		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）
当該輸入貨物の輸入量(合計)	輸入量(MT)	【100】	【78】	【150】	【218】
	対総輸入量	【80-100】	【80-100】	【80-100】	【80-100】
韓国から当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	【100】	【84】	【175】	【199】
	対総輸入量	【10-30】	【10-30】	【10-30】	【10-30】
台湾から当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	25,766	19,711	36,535	57,825
	対総輸入量	62.0%	56.8%	56.1%	67.1%
第三国からの輸入量	輸入量(MT)	1,006	700	1,610	365
	対総輸入量	2.4%	2.0%	2.5%	0.4%
総輸入量(MT)		41,583	34,706	65,134	86,135

（出所）財務省貿易統計、供給者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1-2）、証拠の提出（別添 2）251119 JP LG Chem_Presentation in Testimony（LG Chem　令和 7 年 11 月 19 日）

（注 1）輸入量欄の【　】は、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。

（注 2）第三国からの輸入量（MT）＝総輸入量（MT）－当該輸入貨物の輸入量（MT）－LG Chem からの輸入量

表 25　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（再掲）

	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）
当該輸入貨物の占拠率	【100】	【86】	【188】	【302】
本邦産同種の貨物の占拠率	【100】	【101】	【87】	【75】
第三国産同種の貨物の占拠率	【100】	【163】	【261】	【36】
需要量(MT)	【100】	【91】	【79】	【72】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）、調査当局が収集及び分析した関係証拠（主要証拠等目録、番号 89）、供給者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1-2）、証拠の提出（別添 2）251119 JP LG Chem_Presentation in Testimony（LG Chem　令和 7 年 11 月 19 日）

（注 1）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋本邦産同種の貨物の自家消費量（MT）＋総輸入量（MT）

（注 2）当該輸入貨物の市場占拠率（%）＝当該輸入貨物の輸入量（MT）／需要量（MT）×100

（注 3）本邦産同種の貨物の市場占拠率（%）＝（本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋自家消費量（MT））／需要量（MT）×100

（注 4）第三国産同種の貨物の占拠率（%）＝（総輸入量（MT）－当該輸入貨物の輸入量（MT）－LG Chem からの輸入量）／需要量（MT）×100

（注 5）各欄の【　】は、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。

(168) さらに、第三国からの輸入について、主要な国ごとの輸入量の推移を確認したところ、**「表 43　主要な第三国・地域からの各国別輸入量」**のとおりであった。調査対象期間で輸入が確認できた第三国としては、令和 3 年度から令和 5 年度にかけてはシンガポール共和国（以下「シンガポール」という。）、令和 6 年度では中国からの輸入が主であり、調査対象期間を通じてこの 2 カ国で第三国からの総輸入量の 99%以上を占めていた。

中国からの輸入について、産業上の使用者のうち 1 者[167]から、中国産はポリカーボネート原料用途やエポキシ樹脂原料用途等に使用されており、性能に差異がないため価格交渉の際に引き合いに出されている旨の回答[168]があった。また、別の産業上の使用者 1 者[169]において、中国産同種の貨物の使用可否を検討した結果、品質・価格・供給安定性は、台湾産や韓国産と変わらず、1 回の発注量制限がないことから、令和 6 年度から購入を開始した旨の回答[170]があった。

一方、シンガポールからの輸入品については、輸入実績のある輸入者 1 者[171]から、ビスフェノールＡは汎用規格品であるため、中国産及びシンガポール産は、ともに一定の品質規格を満たす場合においては代替可能性がある旨の回答[172]が得られたものの、市場における具体的な競合の内容や実際に引き合いに出されたという回答は確認できなかった。

---

167 【産業上の使用者 M】

168 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 D-2-2）

169 【産業上の使用者 G】

170 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 D-2-2）

171 【輸入者 D】（同社は輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書において原産国間の相違を無と回答（様式 E-2-1）し、その内容については未記入（様式 E-2-2）であったが、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書において原産国が異なる場合の代替可能性を有と回答（様式 D-1-1）し、その内容について回答している（様式 D-1-2）。）

172 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 D-1-1 及び D-1-2）

以上のことから、シンガポール産や中国産と本邦産同種の貨物の代替性について否定できないものの、具体的な競合の事実は認められず、また、令和 6 年度のシンガポール産の輸入量は 0 であり、第三国産同種の貨物の市場占拠率も調査対象期間を通じて 2%未満の【数値】%にとどまることからも、販路や流通経路等が限定されており、本邦産同種の貨物と市場において競合していなかったことが確認できた。

表 43　主要な第三国・地域からの各国別輸入量

	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
国名等	輸入量(MT)			
	第三国産同種の貨物の輸入量に占める割合(%)			
中国	0	0	10	365
	0.0%	0.0%	0.6%	100.0%
シンガポール	1,005	700	1,600	0
	99.9%	100%	99.4%	0.0%
カナダ	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
アメリカ合衆国	1	0	0	0
	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	1,006	700	1,610	365
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（出所）財務省貿易統計

４－２－１－２　第三国からの輸入価格

(169) 次に、第三国からの輸入価格について、本邦産同種の貨物及び調査対象貨物の国内販売価格と比較を行ったところ、**「表 44　本邦産同種の貨物及び調査対象貨物の国内販売価格並びに第三国産同種の貨物の販売価格（工場渡し）」**のとおりであった。第三国産同種の貨物の輸入価格は、令和 4 年度は対前年度比 13 ポイント減少、令和 5 年度は更に対前年度比 30 ポイント減少し、令和 6 年度は対前年度比 4 ポイント増加したものの、調査対象期間全体で 39 ポイントの減少となった。

第三国産同種の貨物と調査対象貨物の価格比は【80-120】%で推移し、やや増加の傾向が認められた一方、需要家から引き合いに出され価格交渉が行われたという実績は確認できなかった。

表 44　本邦産同種の貨物及び調査対象貨物の国内販売価格並びに第三国産同種の貨物の販売価格（工場渡し）

	品種	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
本邦産同種の貨物の 国内販売価格(円／kg)	全種	【100】	【88】	【82】	【90】
調査対象貨物の輸入価格(円／kg)	全種	【100】	【78】	【63】	【65】
第三国産同種の貨物の輸入価格 (円／kg)	全種	【100】	【87】	【57】	【61】
本邦産同種の貨物と調査対象貨物との価格比		【130-150】	【110-130】	【100-120】	【80-100】
第三国産同種の貨物と調査対象貨物との価格比		【90-120】	【80-110】	【90-120】	【90-120】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）

（注 1）本邦産同種の貨物と調査対象貨物との価格比（%）＝調査対象貨物（円／kg）／本邦産同種の貨物（円／kg）×100
（注 2）第三国産同種の貨物と調査対象貨物との価格比（%）＝調査対象貨物（円／kg）／第三国産同種の貨物（円／kg）×100
（注 3）各欄の【　】は、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。ただし、「本邦産同種の貨物と調査対象貨物との価格比」及び「第三国産同種の貨物と調査対象貨物との価格比」については、【　】内において実際の数値（%）を含む一定の範囲を表示している。

４－２－１－３　第三国からの輸入の量及び価格についての検討

(170) 上記(167)のとおり、第三国産同種の貨物の輸入量及び市場占拠率は、調査対象期間中を通じて増減したが、総輸入量に占める割合は 0.4%～2.5%、市場占拠率は【数値】%の低水準にとどまっていた。また、上記(168)のとおり、第三国産同種の貨物の大半を構成するシンガポール産及び中国産の同種の貨物について、ビスフェノールＡが汎用規格品であるため本邦産同種の貨物との代替性を否定できないものの、市場において具体的な競合の事実は認められず、販路や流通経路等が限定的なものとなっていた。

この間、本邦産同種の貨物は、国内販売量も市場占拠率も減少傾向にあった。他方、調査対象期間中の市場占拠率【5-35】%を占める当該輸入貨物は、輸入量も令和 3 年度の【数値】MT から令和 6 年度の【数値】MT へと調査対象期間を通じて 118 ポイント増加し、市場占拠率も 202 ポイントの大幅な増加傾向を示した。これらの事実は、当該輸入貨物の輸入量及び市場占拠率の増加が本邦産同種の貨物から販売シェアを奪取したことによりもたらされたものであることをうかがわせるものである。以上のことからも、第三国産同種の貨物の輸入が本邦産同種の貨物の販売量及び市場占拠率の減少に影響を与えたとは認められなかった。

(171) 第三国産同種の貨物の輸入価格は、調査対象期間を通じて、調査対象貨物の国内販売価格に対し【80-120】%の価格比で増減しており、上記(169)のとおり、第三国産同種の貨物の大半を構成するシンガポール及び中国産の同種の貨物については、本邦産同種の貨物と市場において具体的な競合は認められなかった。これらの点を考慮すると、第三国産同種の貨物が本邦産同種の貨物の価格に対して影響を与えたとは認められなかった。

したがって、第三国からの輸入は、本邦の産業に損害を与えた要因には当たらないと判断した。

４－２－１－４　第三国からの輸入量及び価格についての結論

(172) 以上のとおり、調査当局は、第三国産同種の貨物について本邦の産業に損害をもたらす要因ではなかったと判断した。

４－２－２　需要又は消費態様の変化

４－２－２－１　需要の変化

(173) 本邦におけるビスフェノールＡの需要量は、**「表 45　需要量の変化」**のとおり、調査対象期間全体を通じて 28 ポイント低下した。

当該輸入貨物の輸入量は、**「表 23　当該輸入貨物の輸入量（再掲）」**のとおり、令和 3 年度の【数値】MT から令和 6 年度の【数値】MT へと調査対象期間を通じて 118 ポイント上昇したのに対し、本邦産同種の貨物の販売量は、**「表 24　本邦産同種の貨物の販売量の変化（再掲）」**のとおり、【数値】MT から【数値】MT へ 40 ポイント減と大幅に低下し、調査対象期間において当該輸入貨物の輸入量が増加すれば本邦産同種の貨物の販売量は減少する関係（相関性）が認められた。また当該輸入貨物の市場占拠率が調査対象期間において 202 ポイントの大幅な上昇となった一方で、本邦産同種の貨物の市場占拠率は 25 ポイントの低下となった。

本邦におけるビスフェノールAの需要量は、調査対象期間である令和 3 年度から令和 6 年度にかけて 28 ポイント低下したが、この需要の減少の要因は、ビスフェノールAの主な川下製品であるポリカーボネート樹脂やエポキシ樹脂の内需低迷による結果[173]であるとしている。

他方、当該輸入貨物の輸入量は調査対象期間を通じて、118 ポイント上昇している点について、需要量の落ち込みを受けて本邦産同種の貨物の販売量は大きく減少したものの、当該輸入貨物の輸入量は需要の落ち込みの影響を受けなかった。市場占拠率についても、本邦産同種の貨物が 25 ポイント低下したのに対し、当該輸入貨物は 202 ポイント上昇した。

以上のことから、調査対象期間を通じて、本邦産同種の貨物の販売量の減少は、需要量減少ではなく、当該輸入貨物の不当廉売によって引き起こされたものであると判断される。

表 45　需要量の変化

	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）
需要量(MT)	【100】	【91】	【79】	【72】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）、調査当局が収集及び分析した関係証拠（主要証拠等目録、番号 89）

（注 1）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋本邦産同種の貨物の自家消費量（MT）＋総輸入量（MT）

（注 2）各欄の【　】は、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。

表 23　当該輸入貨物の輸入量（再掲）

		令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）
当該輸入貨物の輸入量(合計)	輸入量(MT)	【100】	【78】	【150】	【218】
	対総輸入量	【80-100】	【80-100】	【80-100】	【80-100】
韓国から当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	【100】	【84】	【175】	【199】
	対総輸入量	【10-30】	【10-30】	【10-30】	【10-30】
台湾から当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	25,766	19,711	36,535	57,825
	対総輸入量	62.0%	56.8%	56.1%	67.1%
第三国からの輸入量	輸入量(MT)	1,006	700	1,610	365
	対総輸入量	2.4%	2.0%	2.5%	0.4%
総輸入量(MT)		41,583	34,706	65,134	86,135

（出所）財務省貿易統計、供給者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1-2）、証拠の提出（別添 2）251119 JP LG Chem_Presentation in Testimony（LG Chem　令和 7 年 11 月 19 日）

（注）第三国からの輸入量（MT）＝総輸入量（MT）－当該輸入貨物の輸入量（MT）－LG Chem からの輸入量

表 24　本邦産同種の貨物の販売量の変化（再掲）

	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）
本邦産同種の貨物の販売量(MT)（国内販売量）	【100】	【88】	【77】	【60】

[173] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-11-1）

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）、調査当局が収集及び分析した関係証拠（主要証拠等目録、番号 89）
（注）各欄の【　】は、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。

表 25　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（再掲）

	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）
当該輸入貨物の占拠率	【100】	【86】	【188】	【302】
本邦産同種の貨物の占拠率	【100】	【101】	【87】	【75】
第三国産同種の貨物の占拠率	【100】	【163】	【261】	【36】
需要量(MT)	【100】	【91】	【79】	【72】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）、調査当局が収集及び分析した関係証拠（主要証拠等目録、番号 89）、供給者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1-2）、証拠の提出（別添 2）251119 JP LG Chem_Presentation in Testimony（LG Chem　令和 7 年 11 月 19 日）
（注 1）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋本邦産同種の貨物の自家消費量（MT）＋総輸入量（MT）
（注 2）当該輸入貨物の市場占拠率（%）＝当該輸入貨物の輸入量（MT）／需要量（MT）×100
（注 3）本邦産同種の貨物の市場占拠率（%）＝（本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋自家消費量（MT））／需要量（MT）×100
（注 4）第三国産同種の貨物の占拠率（%）＝（総輸入量（MT）－当該輸入貨物の輸入量（MT）－LG Chem からの輸入量）／需要量（MT）×100
（注 5）各欄の【　】は、令和 3 年度の数値を 100 とする指数である。

４－２－２－２　消費態様の変化

(174) 調査対象期間における消費態様の変化については、産業上使用者 8 者[174]に係る産業上の使用者当初質問状回答書から、「購入に係る変動の有無」[175]、「購入パターンの変更の有無」[176]及び「需要動向に変化を与えた事項の有無」[177]に係る回答を確認した。

(ア)　「購入に係る変動の有無」については、回答内容が確認できる産業上の使用者 8 者のうち 7 者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の購入量又は購入金額にかかる大幅な変動の有無に関して「有」と回答した。その「購入に係る変動の理由」としては、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の価格差を背景に、より安価な当該輸入貨物の購入量を増やしたことや、川下製品であるポリカーボネート樹脂やエポキシ樹脂の内需減に伴い購入量が減少したこと[178]に関連するものであり、上記**「４－２－２**

[174] 【産業上の使用者 C】、【産業上の使用者 D】、【産業上の使用者 F】、【産業上の使用者 G】、【産業上の使用者 I】、【産業上の使用者 M】、【産業上の使用者 N】、【産業上の使用者 O】
[175] 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-2-1）
[176] 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-2-3）
[177] 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-4-1）
[178] 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-2-2）

－１　需要の変化」で検討した点とは別個に本邦の産業に損害を与える要因となるようなものとは認められなかった。

(イ)　「購入パターンの変更の有無」については、回答内容が確認できる産業上の使用者 8 者のうち 3 者が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物に係る購入パターン（購入頻度等）の変更の有無に関して「無」と回答した。残りの 5 者[179]は「有」と回答したものの、「購入パターンの変更理由」は、BCP 対策や安定供給力を目的とした内容に加えて、価格競争が輸入品との間で激しくなり、コストダウンの要求に応えるためにも安価となる当該輸入貨物の購入数量を増やす必要があった[180]というものであり、上記**「４－２－２－１　需要の変化」**で検討した点とは別個に本邦の産業に損害を与える要因となるようなものとは認められなかった。

(ウ)　「需要動向に変化を与えた事項の有無」については、回答内容が確認できる産業上の使用者 8 者のうち 7 者が、自社の生産した製品の生産及び技術の動向が、調査対象貨物、第三国産同種の貨物及び本邦産同種の貨物の需給動向に変化を与えた事項の有無に関して「無」と回答した。残りの 1 者[181]については、「有」と回答したものの、輸入品との価格競争において劣位による減販を強いられていること[182]など、上記**「４－２－２－１　需要の変化」**で検討した点とは別個に本邦の産業に損害を与える要因となるようなものとは認められなかった。

(エ)　以上の回答のほかに、消費態様の変化を示す証拠は確認できなかった。

(175) 以上のとおり、本邦の産業に損害を与える要因となるような消費態様の変化は認められなかった。

４－２－２－３　需要又は消費態様の変化に関する証拠及び意見等の検討

(176) 輸入者である【輸入者 D】から[183]、本邦における PC 樹脂の需要が衰退したことも本件製品の需要の減少の一因となっている旨の意見の表明が提出された。

しかし、**「４－２－２－１　需要の変化」**で述べたとおり、調査対象期間全体を通じて需要が 28 ポイント低下した一方、当該輸入貨物の輸入量は、令和 3 年度の【数値】MT から令和 6 年度の【数値】MT へと調査対象期間を通じて 118 ポイント増加し、当該輸入貨物の市場占拠率が調査対象期間において 202 ポイントの大幅な上昇となった。これに対し、本邦産同種の貨物の市場占拠率は調査対象期間において 25 ポイントの低下となっている。景気低迷や他の要因から全体として需要が低下しているとしても、その需要が低下している期間においても、当該輸入貨物の輸入量と市場占拠率が増加している事実が認められる。国内需要の減少という事実がありながらも、当該輸入貨物の市場占拠率が増加傾向をたどったことが、直接の因果関係に当たるため、本邦の損害は、需要減少による影響を考慮に入れてもなお当該輸入貨物の輸入量の増加によるものと認められる。

４－２－２－４　需要又は消費態様の変化に関する結論

(177) 以上のとおり、需要の変化については、慢性的な景気低迷の影響や、ビスフェノールＡの主な川下製品であるポリカーボネート樹脂やエポキシ樹脂の内需低迷が認められるものの、調査対象期間全体を通じてみると、当該需要減少による影響を考慮に入れてもなお調査対象貨物

---

179 【産業上の使用者 D】、【産業上の使用者 F】、【産業上の使用者 G】、【産業上の使用者 I】、【産業上の使用者 M】
180 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-2-4）
181 【産業上の使用者 I】
182 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-4-2）
183 意見の表明（【輸入者 D】　令和 7 年 12 月 19 日）

によって本邦の産業に損害が生じていることが確認できた。また、消費態様の変化については、需要の変化とは別個に検討が必要な変化は認められなかった。

したがって、調査当局は、需要又は消費態様の変化について、いずれも調査対象貨物によって本邦の産業に損害が生じたという判断に影響を与える要因ではないと判断した。

４－２－３　外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争

(178) 調査対象期間におけるビスフェノールＡの取引において、外国及び本邦の生産者の制限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されている実態については、本邦生産者、輸入者及び産業上の使用者の当初質問状回答書[184]から、回答内容が確認できる16者[185]全てが阻害「無」と回答した。

その他、調査対象期間におけるビスフェノールＡの取引において、外国及び本邦の生産者のいずれかの制限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されていることを示す証拠は認められなかった。

４－２－４　技術の進歩

(179) 本邦の生産者と調査対象貨物の供給者との間に、ビスフェノールＡの生産技術に大きな差異を生じる、又は、既存のビスフェノールＡの需要の減少をもたらすような新製品の開発につながる技術の進歩に関する回答は存在せず[186]、その他、本邦の産業に対して損害を与える要因となるような技術の進歩を示す証拠は認められなかった。

４－２－５　本邦の産業の輸出実績

(180) 生産量に関わる指標以外について、本邦生産者の質問状回答書において、あらかじめ、同種の貨物の輸出に関する影響を排除して回答するよう求め、輸出実績を除外した回答内容に基づき**「３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」**の経済的要因に係る分析を行っているため、輸出実績は、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。生産量については、**「３－５－１　生産高」**で分析したとおり、輸出の減少が生産量の減少に与えた影響は認められない。

４－２－６　本邦の産業の生産性

(181) 本邦の産業の生産性は、上記**「３－５－１　生産高」**のとおり、生産量及び平均雇用人数の減少等の理由により若干の増減はあったものの、それ以外に本邦の産業に対して損害を与える要因となるような事実は確認できなかった。

したがって、本邦の産業の生産性は、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないことが認められた。

４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討

184 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-4-1）、輸入者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-4-1）、産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 D-4-1）

185 本邦生産者２者、輸入者６者、産業上の使用者８者

186 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-4-1）、供給者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-9-6、A-9-7）

(182) 調査対象貨物の供給者及び輸入者 3 者[187]から、申請者が主張する不当廉売に伴う影響に対して、中国産ビスフェノールAの供給過剰によって中国をはじめとする輸出市場が縮小し、申請者の販売不振等が生じたことが損害の原因であって、調査対象貨物の不当廉売によるものではないとの旨の意見の表明が提出された。

しかし、**「表 29　本邦の産業の生産量の推移（輸出量分、自家消費分除外）」**に記載のとおり、令和 3 年度から令和 6 年度にかけて、本邦からの輸出量のみならず、本邦生産者による国内生産量（輸出量及び自家消費分を除外したもの）や国内販売量等、輸出と直接関連のない各種指標についても大きく減少しているのであるから、当該輸入貨物の輸入と本邦の産業に生じている損害の間の因果関係は否定されない。

(183) また、調査対象貨物の供給者 2 者から[188]、申請者の販売不振等は、申請者の非効率な生産方法によるものであるとの旨の意見の表明が提出された。

しかし、当該意見は具体的なデータに基づくものではなく、実体を裏付ける証拠は何ら提出されていない。また、申請者によれば、申請者の生産プロセス、原材料費、ユーティリティコスト、稼働率の観点からしても、申請者の生産方法が海外の生産方法に比して非効率であったことを示す事情はないとのことであり[189]、申請者の当該主張を覆すに足る証拠は見当たらない。申請者のうち三菱ケミカルは、韓国企業である Samyang Innochem に対しビスフェノールAの生産技術のライセンスを付与しているところ[190]、当該企業は、韓国における有力なビスフェノールA事業者として事業を継続しているとのことであって[191]、かかる事実からしても、申請者の生産方法が海外の生産方法に比して非効率であるとの調査対象貨物の供給者の主張には疑義がある。

(184) 他方、この点について、調査対象貨物の供給者は、三菱ケミカルグループ株式会社がニュースリリースにおいて「当社グループでは、さらなる事業競争力の強化と供給体制の最適化を図るため、下記のとおり黒崎工場での生産を終了する判断に至りました。今後は原料であるフェノールから一貫製造している茨城事業所に生産拠点を集約し、引き続き同製品の安定供給に努めてまいります。」と記載していることから、非効率な生産を行っていたことを自ら認めていることにも等しいとしている[192]。

しかし、上記リリースは、当時の市況環境及び需要構造の変化を受けて、単に製品の安定供給のために生産拠点を集約し、より効率的な生産を行うことを記載したものにすぎず、それまでが非効率的な生産であったことを示す趣旨を当該リリースから読み取ることはできない[193]。

そもそも、申請者によれば、韓国や台湾においても、KUMHO P&B CHEMICALS 及び CHANG CHUN PLASTICS ではベンゼン及びプロピレン等の原料を外部から調達してビスフェノールAを生産したり、Samyang Innochem ではフェノール及びアセトンを外部購入してビスフェノールAを生産したりするなど、原料から一貫生産を行わない生産形態も採用されており[194]、いずれの段階から生産を行うことが効率的であるか否かは、原材料の市況価格等によって変動するのであるから、必ずしも原料から一貫生産を行わない生産形態が非効率であるとはいえないとのことである[195]。また、申請者のうち 1 者[196]によれば、生産方法の効率性

---

[187] 意見の表明（CHANG CHUN PLASTICS　令和 7 年 12 月 22 日、【輸入者 A】　令和 7 年 12 月 22 日、【輸入者 B】　令和 7 年 12 月 22 日）

[188] 意見の表明（KUMHO P&B CHEMICALS　令和 7 年 12 月 22 日、CHANG CHUN PLASTICS　令和 7 年 12 月 22 日）

[189] 本邦生産者追加質問状回答書（調査項目 H-4）

[190] 申請書 3-1、別紙（開示）8_2025 年版_アジアの石油化学工業（抜粋）、本邦生産者追加質問状回答書（調査項目 H-4）

[191] 本邦生産者追加質問状回答書（調査項目 H-4）

[192] 意見の表明（CHANG CHUN PLASTICS　令和 7 年 12 月 22 日）

[193] 本邦生産者追加質問状回答書（調査項目 H-5-1）

[194] 申請書 3-2、本邦生産者追加質問状回答書（調査項目 H-5-2）

[195] 本邦生産者追加質問状回答書（調査項目 H-5-2）

[196] 三菱ケミカル

は、原料からの一貫生産を行っているかのみならず、需要地との距離、主要顧客との関係性、物流条件、設備規模、稼働率等の様々な事情により総合的に評価されるとのことであるから[197]、一貫生産を行わないことのみをもって非効率と評価することはできないとのことであった。

(185) 加えて、仮に申請者の生産方法に何らかの非効率性が存在したとしても、それは生産コストに影響を与える要因にとどまり、むしろ増加した生産コストが価格に転嫁される形で本邦産同種の貨物の価格を押し上げる方向の要素となって然るべきところ、実際には**「表 27　本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格」**記載のとおり、本邦生産者の国内販売価格は令和 3 年から令和 6 年にかけて緩やかに下落しており、生産コストを価格に転嫁する形で値上げを実施できていないことが示されている。すなわち、仮に生産方法の非効率性が存在した場合、それにもかかわらず本邦産同種の貨物の価格の下落が生じていることからすれば、当該輸入貨物の輸入により本邦産同種の貨物の価格が押し下げられ、かつその上昇が妨げられたことで本邦の産業に損害が生じている事実がより一層基礎づけられるといえる。いずれにしても、輸出者の上記主張は、当該輸入貨物の輸入と本邦の産業に生じている損害の間の真正かつ実質的な関係を何ら否定しない。

(186) 輸入者 2 者[198]より、本邦生産者に損害を生じさせているのは当該輸入貨物の輸入ではなく、本邦生産者の廉価な輸出行為によるものであるとの意見の表明が提出された。また、このうちの 1 者[199]からは、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて本邦産の同種の貨物の国内販売量が増加している理由として、申請者は撤退した国内生産者分の国内需要を吸収したためと説明しているが、国内の生産能力だけでは国内需要を満たせない旨の言及があった。

しかし、輸出分を除く国内販売のみを見ても、本邦産同種の貨物の国内販売量及び市場占拠率は、**「表 31　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率（自家消費量除外）の推移」**のとおり、調査対象期間中減少を続けていることや、本邦産同種の貨物の価格は、**「表 33　本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格（工場渡し）、輸入価格の推移」**のとおり、令和 4 年度以降は、製造原価が国内販売価格を上回っており、原材料費を含む製造原価の上昇を国内販売価格に転嫁できておらず赤字状態となっていることが認められる。したがって、輸出分を除いた本邦生産者の国内販売において損害が発生していることは明らかであり、当該輸入貨物の輸入と本邦の産業に生じている損害の間の真正かつ実質的な関係は何ら否定されない。

なお、**「表 28　本邦の産業の生産量の推移」**によれば、本邦産同種の貨物の輸出量は調査対象期間において年々減少しており、令和 6 年度には本邦の産業の国内販売量が輸出量の約【20-30】倍に及んでいる。この点からしても、本邦の生産者に与えている損害は輸出行為ではなく、国内販売に起因すると考えられる。

(187) 調査対象貨物の供給者及び輸入者 3 者[200]より、本邦生産者に損害を生じさせているのは原材料・エネルギーコストの高騰であって、調査対象貨物の輸入とは関係がない旨の意見の表明が提出された。

しかし、上記**「３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**で述べたとおり、令和 3 年度から令和 5 年度にかけて、製造原価が上昇する中、令和 5 年度以降は、製造原価を下回る安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求され、製造原価の上昇に見合った価格設定を行うことができなかったことが認められた。

---

197 本邦生産者追加質問状回答書（調査項目 H-5-2）
198 意見の表明（【輸入者 B】　令和 7 年 12 月 22 日、【輸入者 D】　令和 7 年 12 月 19 日）
199 意見の表明（【輸入者 B】　令和 7 年 12 月 22 日）
200 意見の表明（KUMHO P&B CHEMICALS　令和 7 年 12 月 22 日、CHANG CHUN PLASTICS　令和 7 年 12 月 22 日、【輸入者 B】　令和 7 年 12 月 22 日）

したがって、当該輸入貨物の不当廉売によって、本邦生産者は原材料・エネルギーコストの高騰などを踏まえた適切な価格設定を行うことができず、その結果として損害が生じたことが認められる。

４－３　因果関係に関する結論

(188) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に損害をもたらしたものと認められ、当該輸入貨物と本邦の産業に対する実質的な損害との間に因果関係が認められると判断した。

５　最終決定の基礎となる重要な事実に関する反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解

５－１　調査の経緯に関する事項

(189)　調査開始告示で告示した法第 8 条第 5 項の調査において、政令第 15 条第 1 項の規定に基づく最終決定の基礎となる重要な事実（以下「重要事実」という。）の開示及びその後の調査の経緯等は、以下のとおりであった。

５－１－１　重要事実の開示

(190)　令和 8 年 9 月 17 日、本調査に係る重要事実の開示を行い、その旨及び重要事実を直接の利害関係人に対し書面で通知 [201]するとともに、韓国政府及び台湾当局に対して重要事実を書面で送付した [202]。

　また、重要事実に係る政令第 12 条の 2 第 2 項の規定による意見の表明（以下「重要事実に関する反論」という。）についての期限を同年 10 月 1 日とし、これに対する反論に関する更なる反論（以下「重要事実に関する再反論」という。）についての期限を同月 15 日とし、その旨を記載した書面を、同年 9 月 17 日、利害関係者に対して通知した（以下、調査により判明した事実に係る政令第 12 条の 2 第 2 項の規定による意見の表明を「重要事実に関する反論」と、これに対する更なる反論を「重要事実に関する再反論」という。また、「重要事実に関する反論」と「重要事実に関する再反論」を総称して「重要事実に関する反論・再反論」という。）。

　なお、当該各書面において、上記各期限までに提出された重要事実に関する反論については、10 月 8 日から利害関係者の閲覧に供する旨を明示し、また、重要事実に関する反論・再反論は証拠を提出する機会ではないことを明示した。

(191)　令和 8 年 9 月 17 日、重要事実の開示に際し、供給者に対しては、重要事実として、報告書に加え、不当廉売差額率の算定を示す書面を送付するとともに、直接の利害関係人に対して、当局収集証拠の開示版を閲覧に供した。

５－１－２　重要事実に関する反論・再反論

(192)　重要事実に関する反論は、調査により判明した事実に係る重要事実に関する反論の期限である令和 8 年 10 月 1 日までに利害関係者 8 者から提出があった [203]。その後、調査により判明した事実に係る重要事実に関する再反論は、その期限である同月 15 日までに、利害関係者 5 者から提出があった [204]。

　利害関係者から提出された重要事実に関する反論・再反論を検討した上での調査当局の見解については、下記**「５－５　重要事実に関する反論・再反論の検討についての結論」**のとおりである。

５－１－３　秘密の情報

(193)　上記(192)のとおり利害関係者が提出した書面のうち、秘密情報について、調査当局は秘密扱いを求める書面の提出を求め、これを受領した。

　この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

---

[201] 政令第 15 条第 1 項

[202] AD 協定 6.9

[203] KUMHO P&B CHEMICALS、NAN YA PLASTICS、CHANG CHUN PLASTICS、【輸入者 A】、【輸入者 B】、【輸入者 D】、三菱ケミカル、三井化学

[204] LG Chem、KUMHO P&B CHEMICALS、CHANG CHUN PLASTICS、三菱ケミカル及び三井化学（2 者連名）

５－１－４　証拠等の閲覧

(194)　調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し、閲覧に供した[205]。

５－１－５　約束の申出[206]

(195)　上記(190)で送付した書面において、約束の申出の期限である令和８年９月 28 日までに約束の申出をした利害関係者はいなかった。

５－２　「不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検討

(196)　利害関係者から提出された重要事実に関する反論・再反論のうち、**「不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」**に関して、調査当局は以下のとおり検討した。

５－２－１　「２－２－１－１　正常価格」に係る反論等の検討

５－２－１－１　「２－２－１－１　正常価格」に係る反論

(197)　申請者から、上記**「２－２－１－１　正常価格」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論が提出された[207]。

(ア)　上記(70)から(72)は、LG Chem が調査対象期間中に韓国で製造及び販売したビスフェノールＡについて、その国内販売価格を正常価格として採用したとしている。

そして、いかなる価格を正常価格として採用すべきかについて、AD 協定 2.2.1 は、単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格による同種の産品の輸出国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量で、かつ、合理的な期間内にすべての費用を回収することができない価格で行われていると当局が決定する場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において無視することができる旨を定めている。さらに、AD 協定 2.2.1.1 は、その際に、ある国内販売価格と比較される費用について、検討の対象となる産品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映していること及び証拠に基づき適正な費用配分となっていることが求められる旨を定める。

この点に関して、以下のとおり、LG Chem のコスト配賦の妥当性を慎重に検証すべき事情及び LG Chem の国内販売の相当量が費用を下回る価格によるものであることを窺わせる事情が存在するにもかかわらず、重要事実には、同社の国内販売価格が通常の商取引における販売価格であるかを判断するためのコストテストの過程及び結果が記載されておらず、また、当該コストテストにおいて、LG Chem 及びその関連企業間におけるビスフェノールＡ事業関連費用の配分がどのように検証されたかも明らかでない。そのため、調査当局においては、以下の点を考慮に入れて、LG Chem のビスフェノールＡの生産及び販売に係る費用を再度計算のうえ、正常価格の決定において無視すべき国内販売価格が存在しないかについて再検証されたい。

(イ)　一般にビスフェノールＡは、ナフサからベンゼンやプロピレンを生産し、これらからフェノール及びアセトンを生産した上で、さらにこれらから生産される。このうち、ナ

---

[205] 政令第 11 条第１項
[206] 政令第 14 条第１項
[207] 重要事実に関する反論（三菱ケミカル　令和８年 10 月１日、三井化学　令和８年 10 月１日）

フサからベンゼンやプロピレンを生産（クラッキング）する段階においては、これらの他にエチレン、C4 留分、分解ガソリン等様々な連産品が生ずる。

こうした、各種連産品に原料であるナフサのコストを含めて生産コストをどのように配賦させるか次第で、誘導品の生産のために川下工程に送られる各ナフサを分解して得られる連産品のコストは操作されやすいところ、海外の AD 実務では、今日、最終的な製品価値に応じて配賦して再計算させるなどの実務も見られるところである。各留分の価値に基づいて行われているか検証されたい。

この点、LG Chem は、韓国の麗水及び大山にビスフェノールＡプラントを有し、国内販売や輸出を行ってきたところ、生産能力のより大きい麗水（大山の 2 倍程度）を例にとってみると、同社は、主に GS カルテックスからナフサを購入し、プロピレン及び分解ガソリン（ベンゼン）を生産している。そして、麗水には LG Chem の他、KUMHO P&B CHEMICALS のビスフェノールＡプラントも存在するところ、KUMHO P&B CHEMICALS は、ナフサを自ら調達するのではなく、Yeochun NCC Co., Ltd.（以下「YNCC」という。）からベンゼン・プロピレンを調達しているものの、YNCC はこれらの原料となるナフサを GS カルテックスから調達しているため、LG Chem 及び KUMHO P&B CHEMICALS のいずれについても、大本となるナフサは GS カルテックスが麗水において供給しているものである。大本となるナフサについては、同じ麗水において同じ供給者のものである以上、KUMHO P&B CHEMICALS が YNCC から調達するベンゼン・プロピレンの価格と、LG Chem が同社内においてベンゼン・プロピレンに配賦する原料コストは近似することが極めて自然である。裏を返せば、KUMHO P&B CHEMICALS が YNCC から調達するベンゼン・プロピレンの価格と、LG Chem が同社内においてベンゼン・プロピレンに配賦するコストに相応の差異が存在する場合（後者の方が相応に安価である場合）、LG Chem のコスト配賦は、検討の対象となる産品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映しているとはいえず、KUMHO P&B CHEMICALS が YNCC から調達するベンゼン・プロピレンの価格等、調査当局において収集した証拠に基づき妥当な金額をベンゼン・プロピレンのコスト（ひいては、これらに基づき生産されるビスフェノールＡの直接の主原料であるフェノール・アセトンのコスト）として、ビスフェノールＡの生産及び販売に係る費用を改めて算出すべきである。

(ウ) LG Chem は麗水において、ビスフェノールＡの川下産品であるポリカーボネートの生産を行っている。石油化学製品のようにチェーンを構成して生産活動が行われている業界においては、原材料以外の変動費（電気代等）や固定費について、川上・川下産品との間で恣意的な配賦を行いやすい構造にある。したがって、LG Chem において、一定程度の不当廉売差額率が存在する他の供給者と比較して、原材料以外の変動費や固定費の費用に占める割合が相応に異なる場合には、検討の対象となる産品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映しているとはいえず、他の供給者の配賦比率等調査当局において収集した証拠に基づき妥当な配賦を行われたい。

(エ) 加えて、以下の事情に照らすと、LG Chem の国内販売の相当量が費用を下回る価格によるものであることが窺われる。

① LG Chem は主力工場の麗水以外にも大山にビスフェノールＡプラントを有するところ、2024 年 3 月の報道によれば、LG Chem は、中国における大規模な生産能力の増強により石油化学事業の不振が続いたことを受け、ビスフェノールＡの大山プラントを Kukdo Chemical Co., Ltd.に売却することを検討・交渉していたとされている。さらに、2026 年 4 月には、LG Chem が大山プラントのビスフェノールＡ事業を韓国の主要なビスフェノールA川下製品の生産者である Kukdo Chemical Co., Ltd.に売却することを検討している旨が再度報道されている。当該事実は、調査対象期間を含む 2024 年から 2026 年までの間、LG Chem のビスフェノールＡ事業（特に大山プラン

ト）の業績が極めて不振であったことを示しており、国内販売についてそのうちの相当量が費用を下回る価格によるものであったことを推認させる。なお、LG Chem では、麗水のみならず大山でもビスフェノールA事業をおこなっている。このようにLG Chem が麗水ではなく大山のプラントの売却を継続して検討しているのは、自社のポリカーボネートプラントと連結されている麗水のビスフェノールAプラントと異なり、川下産品のプラントと連結されていないため、輸出依存度が高く、それまで主要な輸出先としていた中国において同国産業の台頭で中国市場を喪失した大山のビスフェノールAプラントは競争力が弱くなっていることに起因することが考えられる。この帰結として、大山のビスフェノールAのプラントの稼働率は、麗水のビスフェノールAプラントより低くなることが想定される。一般に、稼働率が下がれば、単位生産量あたりの生産コストは高まるところ、麗水プラントのみの生産コストでは無く、両プラント全体でのコストに基づき、同社のビスフェノールA生産コストは算出されるべきである。

② 実際、韓国におけるビスフェノールA事業については、ベンゼンとビスフェノールAのスプレッドが 400 ドルを超えるか否かが損益分岐点となる（400 ドルを下回ると赤字）と一般的に言われているところ、2024 年のベンゼンとビスフェノールAのスプレッドは、前記①の 2024 年の報道の前年である 2023 年と比べて縮小しており、かつ、400 ドルを下回る水準で推移していた。

③ さらに、ビスフェノールAを主原料とする主要な川下製品は、ポリカーボネート及びエポキシ樹脂であるところ、ビスフェノールAを外部調達してこれらの川下産品を製造している事業者は、Kukdo Chemical Co., Ltd.など限定的である。そのため、韓国国内では、ビスフェノールAの買い叩きが起こりやすい構造にあり、LG Chem の国内販売の相当量が費用を下回る価格によるものであることが窺われる。

５－２－１－２ 「２－２－１－１ 正常価格」に係る再反論

(198) 韓国の供給者である LG Chem から、上記(197)の申請者からの重要事実に関する反論に対して、次の内容の再反論が提出された[208]。

(ア) 申請者は、①ナフサ分解により生ずる連産品間で原料コストが適切に配賦されず、ベンゼン・プロピレンのコストが過少に評価されている可能性、②ビスフェノールAとポリカーボネートとの間で変動費・固定費が恣意的に配賦されている可能性、並びに③国内販売の相当量がコスト割れであったことを窺わせる事情があるとして、費用の再計算及びコスト割れ販売の正常価格からの除外を求めている。

しかし、申請者の上記主張は、全くの推測であり、事実に基づく証拠によって何ら裏付けられていない。申請者は、当社が報告した費用が不正確に算定又は配賦されたことを示す証拠を一切提出していない。

(イ) 当社のビスフェノールAの生産費は、ビスフェノールAの生産において実際に発生した費用に基づいて算定されている。特に、製造原価の大部分を占める原材料費及びユーティリティ費用は、ビスフェノールA生産において実際に消費された数量及び当社が実際に負担した費用に基づいて算定されている。したがって、連産品間の配賦やポリカーボネートとの間の配賦によりビスフェノールAのコストが過少に評価されているとする申請者の主張は、当社が実際に生産費を算定し記録している方法を反映したものではない。AD 協定 2.2.1.1 は、費用は通常、調査対象の輸出者又は生産者が保存する記録に基づいて算定される旨を定めており、当社の記録を拒絶すべき理由は何ら示されていない。

---

208 重要事実に関する再反論（LG Chem 令和 8 年 10 月 15 日）

（ウ） 当社は、調査当局に対し、原価計算方法及び報告した生産費の算定に関する完全かつ詳細な情報を提出している。調査当局は現地調査においてこれを審査し、検証した。重要事実及び現地調査報告書のいずれにおいても、当社のコスト配賦方法又は報告した生産費の正確性について、何らの不備又は懸念も指摘されていない。申請者は、当社の費用が本来は異なっている「はず」である、あるいはより多くのコスト割れ販売が存在した「はず」であるといった単なる憶測によって、検証済みの事実記録を置き換えることはできない。

５－２－１－３　「２－２－１－１　正常価格」に係る反論等の検討

(199)　上記(197)の申請者からの重要事実に関する反論及び上記(198)の LG Chem からの重要事実に関する再反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

（ア） 申請者は、ナフサの分解によりベンゼン、プロピレン、エチレン等の複数の連産品が生じることから、各連産品に対する費用の配賦方法によっては、ビスフェノールＡの原料となるベンゼン及びプロピレンの費用が過少に計上される可能性がある旨主張している。

しかしながら、複数の連産品が生じ、その費用配賦の方法によって各連産品に配賦される費用が異なり得ることのみをもって、LG Chem が行った費用配賦が、ビスフェノールＡの生産及び販売に係る費用を妥当に反映していないとは認められない。調査当局は、LG Chem から提出された質問状回答及び現地調査において、同社のビスフェノールＡの生産及び販売に係る費用の内容を確認した。

また、申請者は、LG Chem 及び KUMHO P&B CHEMICALS について、大本となるナフサの供給者が GS カルテックスで共通することから、KUMHO P&B CHEMICALS が YNCC から調達するベンゼン及びプロピレンの価格と、LG Chem におけるこれらの原料に係る費用とは近似すべき旨主張している。

この点、調査当局が現地調査において、LG Chem が適切なコスト配賦を行っていることを確認した。

したがって、大本となるナフサの供給者が共通するとの事情のみから、KUMHO P&B CHEMICALS が第三者から購入するベンゼン及びプロピレンの価格と、LG Chem におけるこれらの原料に係る費用とが近似すべきものとは認められない。また、両者に差異が存在することのみをもって、LG Chem の費用配賦がビスフェノールＡの生産及び販売に係る費用を妥当に反映していないとも認められない。

以上のことから、KUMHO P&B CHEMICALS の購入価格等を用いて LG Chem のビスフェノールＡの生産及び販売に係る費用を再計算すべきとの申請者からの反論等は受け入れられない。

（イ） 申請者は、LG Chem がビスフェノールＡ及びその川下製品であるポリカーボネート等を一貫して生産していることから、原材料費以外の変動費及び固定費について川上製品と川下製品との間で恣意的な費用配賦が行われる可能性があり、他の供給者との費用構成に相応の差異がある場合には、他の供給者の配賦比率等を用いて費用を再計算すべき旨主張している。

しかしながら、複数の製品を一貫して生産していることのみをもって、各製品に対する費用配賦が不合理であるとは認められない。また、固定費及び変動費の構成は、設備、生産工程、生産量、生産体制等によって異なり得ることから、他の供給者との費用構成の差異のみをもって、LG Chem の費用配賦がビスフェノールＡの生産及び販売に係る費用を妥当に反映していないとは認められない。

調査当局は、現地調査において、麗水工場及び大山工場におけるビスフェノールＡの生産体制等を確認したところ、両工場では組織構成、生産体制及び自動化の状況等に相違があることを確認した。また、維持・補修担当者の所属及び質問状回答上の人員数の

取扱いにも相違がある一方、労務費については、いずれの工場についても維持・補修に係る生産コストを含めて回答されていることを確認した。

したがって、両工場における生産量、人員数若しくは労務費の差異又は他の供給者との費用構成の差異のみをもって、LG Chem におけるビスフェノールA関連費用の配賦が不合理であるとは認められない。また、LG Chem 固有の生産及び費用構造を考慮することなく、他の供給者の費用配賦比率等を用いて同社の費用を再計算することが適切であるとも認められない。

(ウ) 申請者は、①LG Chem による大山工場又はビスフェノールA事業の売却の検討及び大山工場の稼働状況、②韓国におけるベンゼンとビスフェノールAとのスプレッド並びに③韓国国内におけるビスフェノールAの需給構造を理由として、LG Chem の国内販売の相当量が費用を下回る価格で行われていたことが推認される旨主張している。

まず、大山工場又はビスフェノールA事業の売却が検討されたとの事情について、工場又は事業の売却の検討は企業の経営判断に係るものであり、その事実のみをもって、調査対象期間中における LG Chem のビスフェノールAの国内販売価格が、同社のビスフェノールAの生産及び販売に係る費用を下回っていたことを示すものとは認められない。

また、申請者が言及する 2026 年の報道については、調査対象期間後の事情に関するものであることに加え、所定の証拠提出期限後に生じた事情であり、申請者から証拠として提出されたものでもないことから、調査対象期間中における LG Chem のビスフェノールAの国内販売価格が費用を下回っていたか否かを判断するための証拠として採用しない。

さらに、申請者は、大山工場の稼働率が麗水工場より低く、その結果として大山工場の単位当たり生産費が高かった旨主張している。しかしながら、申請者が示した事情のみからこれを認めることはできない。調査当局は、LG Chem から提出された質問状回答及び現地調査に基づき、各工場の生産及び費用に係る情報を確認しており、稼働率に関する推測のみをもって、同社が回答したビスフェノールAの生産及び販売に係る費用が過少に算定されているとは認められない。

次に、申請者は、韓国においてベンゼンとビスフェノールAとのスプレッドが 400 ドルを下回る場合にはビスフェノールA事業が赤字になると一般的にいわれているところ、2024 年には当該スプレッドが 400 ドルを下回る水準で推移していた旨主張している。

しかしながら、市場価格に基づくスプレッドは、ビスフェノールA事業一般の採算状況を示す参考情報となり得るものの、LG Chem が実際に負担したビスフェノールAの生産及び販売に係る費用を示すものではない。AD 協定 2.2.1 に基づく検討においては、LG Chem の国内販売価格と、同社について認定された生産及び販売に係る費用との関係に基づいて判断すべきであり、一般的な市場価格に基づくスプレッドが一定の水準を下回ったことのみをもって、LG Chem の国内販売が費用を下回る価格で行われていたとは認められない。

最後に、申請者は、ビスフェノールAを外部から調達するポリカーボネート又はエポキシ樹脂の生産者が限定されるため、韓国国内ではビスフェノールAの買い手の交渉力が強く、LG Chem の国内販売の相当量が費用を下回る価格で行われていた旨主張している。

しかしながら、仮にビスフェノールAの買い手となる事業者が限定される市場構造にあったとしても、そのことのみをもって、LG Chem が調査対象期間中に行った国内販売の相当量が、同社のビスフェノールAの生産及び販売に係る費用を下回る価格で行われていたことを示すものとは認められない。

AD 協定 2.2.1 に基づく費用を下回る価格による販売の検討は、ビスフェノールA市場一般の状況又はビスフェノールA事業一般の採算性から推認するのではなく、調査対象期間中における LG Chem の国内販売価格と、同社について認定された生産及び販売に係る費用との関係に基づいて判断すべきものである。

(200) 以上のことから、上記(197)の申請者からの重要事実に関する申請者の反論は採用できない。

５－２－２　「２－２－１　LG Chem」、「２－２－２　KUMHO P&B CHEMICALS」、「２－３－１　NAN YA PLASTICS」、「２－３－２　CHANG CHUN PLASTICS」に係る反論等の検討

５－２－２－１　「２－２－１　LG Chem」、「２－２－２　KUMHO P&B CHEMICALS」、「２－３－１　NAN YA PLASTICS」、「２－３－２　CHANG CHUN PLASTICS」に係る反論

(201) 申請者から、上記**「２－２－１　LG Chem」、「２－２－２　KUMHO P&B CHEMICALS」、「２－３－１　NAN YA PLASTICS」、「２－３－２　CHANG CHUN PLASTICS」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論が提出された[209]。

(ア) 上記(70)から(72)、(78)から(80)、(90)から(92)並びに(99)から(101)は、韓国及び台湾の供給者が調査対象期間中に自国で製造及び販売したビスフェノールＡについて、その国内販売価格を正常価格として採用したとしている。

韓国及び台湾におけるビスフェノールＡ業界を取り巻く状況に照らすと、韓国及び台湾の供給者全体として、国内販売の相当量がコスト割れであったと考えられ、AD 協定 2.2.1.1.の考え方に照らせば、正常価格の決定において無視することができることとなる。これは、東アジアにおけるビスフェノールＡ業界における率直な感覚とも符合するものと考えられる。下記事情に照らし、コスト割れ販売の有無・量を再精査されたい。

(イ) 調査対象期間直前期において、ビスフェノールＡの輸入国であった中国がビスフェノールＡの生産設備を急速に増強した結果、従前、中国にビスフェノールＡを輸出していた韓国及び台湾の供給者が生産するビスフェノールＡが供給過多に陥り、ビスフェノールＡの市況が急落した。

（本件における証拠提出期限である 2025 年 11 月 20 日以降である 2026 年 1 月に公開された韓国での報道記事によれば、）韓国の石油化学企業は、「工場を稼働させるほど損失が膨らむ状況」にあり、また、「2025 年上半期の主要石油化学企業の平均売上原価率は 98.6%まで上昇し、収益性はゼロに近かった。平均売上原価率は 2021 年 87.6%、2022 年 92.3%、2023 年 93.8%と着実に上昇している」とのことであり、調査対象期間を含め、販管費を加えれば費用が売上を上回ることが強く推認され、到底利益の出る状況にない。これは石油化学業界全体に関する報道ではあるが、ナフサを起点とした石油化学業界に広く共通する状況であり、ビスフェノールＡのみ状況が異なると考えるべき事情は存在せず、韓国の供給者全体として、国内販売の相当量がコスト割れであったと考えられる。

実際、韓国におけるビスフェノールＡ事業については、ベンゼンとビスフェノールＡスプレッドが 400 ドルを超えるか否かが損益分岐点となる（400 ドルを下回ると赤字）と一般的に言われているところ、2024 年のベンゼンとビスフェノールＡのスプレッドは、400 ドルを下回る水準で推移していた。

また、台湾の供給者について、複数あるうちのビスフェノールＡの製造ラインが一部停止されていたことは業界において周知の事実である。台湾の供給者について、停止させたラインの維持費用についてもビスフェノールＡのコストとして計上することが適切であるところ、停止させたラインの維持費用を確認し、ビスフェノールＡのコストとして計上していないのであれば、ビスフェノールＡのコストとして計上したうえで、コスト割れ販売の有無・量を再精査されたい。

[209] 重要事実に関する反論（三菱ケミカル　令和８年 10 月１日、三井化学　令和８年 10 月１日）

５－２－２－２　「２－２－１　LG Chem」、「２－２－２　KUMHO P&B CHEMICALS」、「２－３－１　NAN YA PLASTICS」、「２－３－２　CHANG CHUN PLASTICS」に係る再反論

(202)　韓国の供給者である LG Chem から、上記(201)の申請者からの重要事実に関する反論に対して、次の内容の再反論が提出された。

申請者は、韓国の主要石油化学企業の平均売上原価率が 2021 年の 87.6%から 2025 年上半期には 98.6%まで上昇したとする 2026 年 1 月の報道等を根拠に、韓国の供給者全体として国内販売の相当量がコスト割れであったと主張し、これは「東アジアにおけるビスフェノールＡ業界における率直な感覚とも符合する」と述べている。しかし、全くの推測であり、当社の実際の費用に関する事実的証拠を何ら伴っていない。

上記報道は、申請者自身が認めるとおり「石油化学業界全体に関する報道」であり、ビスフェノールＡの、ましてや当社のビスフェノールＡの生産費及び国内販売価格を示すものではない。ビスフェノールＡについてのみ状況が異なるとみるべき事情はないとの主張も、何らの裏付けを伴わない推論にすぎない。また、当該報道は証拠提出期限である 2025 年 11 月 20 日以降に公開されたものであり、記録上の証拠ではない。

AD 協定 2.2.1 に基づくコスト割れ販売の判定は、個々の生産者の実際の費用及び販売価格に基づいて行われるべきものであり、業界全体の平均売上原価率やスプレッドといった一般的な指標から推認されるべきものではない。本件において、調査当局は、当社が提出し現地調査において検証された実際の費用データに基づいて当社の国内販売価格を正常価格として採用しており、申請者はこれを覆すに足りる当社固有の証拠を何ら示していない。

以上のとおり、申請者の主張は、当社に関する限り根拠を欠く推測にすぎない。調査当局においては、同主張を拒絶し、最終決定において考慮すべきではない。

(203)　韓国の供給者である KUMHO P&B CHEMICALS から、上記(201)の申請者からの重要事実に関する反論に対して、次の内容の再反論が提出された。

(ア) KUMHO P&B CHEMICALS の正常価格は、調査記録に含まれる KUMHO P&B CHEMICALS 固有の販売及び費用に関する情報に基づいて算定されなければならない。

申請者は、業界の収益性及び損益分岐点とされる 400 ドルを下回るビスフェノールＡとベンゼン間のスプレッドに関する主張を全ての供給者に適用することにより、KUMHO P&B CHEMICALS が韓国国内市場においてコスト割れ販売を行っていたか否か、また、行っていた場合にはその販売数量について再精査することを求めている。しかし、申請者は、KUMHO P&B CHEMICALS の特定の販売、KUMHO P&B CHEMICALS の計上漏れの費用、不適切な配賦、又は調査当局による KUMHO P&B CHEMICALS に係る算定の誤りを何ら特定していない。業界全体に関する主張は、KUMHO P&B CHEMICALS の企業固有の正常価格を修正するために欠けている事実上の根拠を補うことはできない。

AD 協定 2.2.1 の下では、コスト割れ販売を理由として当該販売を正常価格の決定において無視するためには、関連する単位当たりのコスト（生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたもの）を下回る価格による販売が、長い期間にわたり相当な量で、かつ、合理的な期間内にすべての費用を回収することができない価格で行われたことについて、同条所定の認定を行う必要がある。また、同条末文に基づき、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、合理的な期間内に費用を回収することができるものとみなさなければならない。しかしながら、業界の平均売上原価率は、KUMHO P&B CHEMICALS のビスフェノールＡの韓国国内販売についてこれらの要件を立証するものではない。また、指標スプレッドは、KUMHO P&B CHEMICALS の実際の原材料消費量、連産品の取扱い、加工費、販売費及び一般管理費、並びに取引価格を再現するものでもない。ビスフェノールＡについても業界全体と異な

る事情はないはずであるとの申請者の主張は、KUMHO P&B CHEMICALS 固有の会計・取引に関する記録に基づく検証に代わるものではない。

したがって、調査当局は、KUMHO P&B CHEMICALS 固有の会計・取引に関する記録又は適用される算定方法における具体的な不備が立証されない限り、KUMHO P&B CHEMICALS の正常価格を引き上げる方向で修正すべきとする申請者の提案を退けるべきである。仮に不備が認められる場合には、調査当局は、当該不備に係る調査記録、適用される審査基準及び予定される修正案を具体的に明示した上で、KUMHO P&B CHEMICALS に対して実効的な反論の機会を与えるべきである。より詳細な説明を求めること自体は、コスト割れ販売に関する審査が実施されなかったこと又は当該審査が誤って実施されたことを立証するものではない。仮に KUMHO P&B CHEMICALS の個別の販売の一部が所定の審査基準を満たさない場合であっても、残余の販売の取扱い及び構成正常価格を用いる場合の取扱いは、それぞれ適用される要件を満たさなければならず、業界全体に関する推定をもって、国内販売価格に基づく正常価格を構成正常価格に自動的に置き換えることを正当化することはできない。

(イ) 申請者は、2026 年 1 月の報道記事が、証拠提出期限である 2025 年 11 月 20 日より後に公開されたものであることを明示的に述べている。申請者は、韓国の主要石油化学企業の 2025 年上半期の平均売上原価率が 98.6%であるとする同報道記事の記述を援用して、KUMHO P&B CHEMICALS によるコスト割れ販売を推認している。

しかし、反論手続は、新たな証拠を提出する機会ではない。反論書の本文中に報道記事とされるものの内容を転載したとしても、適切な手続上の根拠がない限り、それのみをもって当該報道記事が適法に証拠として調査記録に組み入れられたと認めることはできない。

(ウ) 申請者は、ビスフェノールA市場の低迷を、中国の生産能力の拡大及びその結果生じた地域的な供給過剰に起因するとしている。この説明が KUMHO P&B CHEMICALS に対する主張を裏付けるために用いられる場合には、日本の輸出機会及び日本国内の価格形成に対して当該説明が有する意味についても検討されなければならない。同一の市場動向は、KUMHO P&B CHEMICALS に対して主張されている不当廉売とは無関係に、日本の生産者の輸出販売を減少させ、地域の指標価格に影響を及ぼし得る。したがって、調査当局は、地域的な価格下落を不当廉売輸入による損害の十分な証拠として扱うのではなく、当該市場動向が損害指標に対して寄与した程度を検討しなければならない。これは、申請者による未検証の定量的主張を受け入れることなく、申請者の論理に反論するものである。

輸入者 D は、実際の交渉ではコストに連動する要素が組み込まれており、これが ICIS 連動価格の下落を緩和し、供給者に有利に働いたと説明している。KUMHO P&B CHEMICALS は、当該説明について既存の契約書及び交渉記録に照らして検証することを支持する。ICIS 市況価格を上回る価格で販売されていたことは価格の上昇抑制が生じていた可能性を排除するものではないが、価格フォーミュラを変更することが理論上可能であったというだけでは、不当廉売輸入が実際に価格に悪影響を及ぼすような変化を引き起こしたことを立証するものではない。調査当局は、価格算定式のどの要素が、いつ、いかなる理由で変更されたのかを特定し、基準となる指標価格の変動と、輸入品との競争に起因するとされる変化とを区別すべきである。

この点は、2021 年の例外的な価格水準及びその後の正常化に関する KUMHO P&B CHEMICALS の主張を裏付けるものである。KUMHO P&B CHEMICALS が反論意見書において指摘した 2021 年 4 月、7 月及び 12 月並びに 2023 年 1 月に掲載された化学工業日報の記事は、損害に係る調査対象期間内の市場動向に関するものである。新型コロナウイルス感染症に関連する状況が当該調査対象期間以前に発生していたとしても、当該状況が当該調査対象期間内に及ぼした影響を検討対象から除外することはできない。KUMHO P&B CHEMICALS は、基準年度を除外すること、また価格が市場動向に連動

していることによって不当廉売の存在が排除されると推定することを求めるものではない。KUMHO P&B CHEMICALS が求めているのは、AD 協定 3.1、3.2 及び 3.5 が要求するとおり、市場全体に共通する要因による影響と、不当廉売輸入に起因するとされる価格への影響とを区別した説明を行うことである。

(204) 台湾の供給者である CHANG CHUN PLASTICS から、上記(201)の申請者からの重要事実に関する反論に対して、次の内容の再反論が提出された。

当社の質問状に対する回答書の調査項目 C において回答したように、当社の国内販売は利益を計上しており、コスト割れ販売であった事実はない。
申請者の主張は何ら証拠に基づくものではなく、再検証などを行う必要はない。

５－２－２－３ 「２－２－１ LG Chem」、「２－２－２ KUMHO P&B CHEMICALS」、「２－３－１ NAN YA PLASTICS」、「２－３－２ CHANG CHUN PLASTICS」に係る反論等の検討

(205) 上記(201)の申請者からの重要事実に関する反論、上記(202)の LG Chem、上記(203)の KUMHO P&B CHEMICALS 及び上記(204)の CHANG CHUN PLASTICS からの重要事実に関する再反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 申請者は、調査対象期間直前期において、中国におけるビスフェノールＡの生産能力が急速に増強されたことにより、従来中国向けにビスフェノールＡを輸出していた韓国及び台湾の供給者が供給過多に直面し、ビスフェノールＡの市況が急落したことから、韓国及び台湾の供給者全体について、国内販売の相当量が費用を下回る価格で行われていたと考えられる旨主張する。
しかしながら、ビスフェノールＡの需給状況の悪化や市場価格の下落は、韓国及び台湾のビスフェノールＡ産業を取り巻く一般的な市場環境を示す事情ではあるものの、そのことのみをもって、個々の供給者が調査対象期間中に行った国内販売の相当量が、当該供給者のビスフェノールＡの生産及び販売に係る費用を下回る価格で行われていたことを示すものとは認められない。
AD 協定 2.2.1 に基づく検討においては、個々の供給者の国内販売価格と、当該供給者について認定された生産費、管理費、販売経費及び一般的な経費との関係に基づいて、費用を下回る価格による販売の有無等を判断することが必要である。
したがって、中国における生産能力の増強及びこれに伴うビスフェノールＡの需給状況や市場価格の下落を理由として、韓国及び台湾の供給者についてコスト割れ販売の有無及び量を再度精査すべきとの申請者の主張は採用しない。

(イ) 申請者は、2026 年 1 月に公表された報道記事において、韓国の石油化学企業が、工場を稼働するほど損失が拡大する状況にある旨及び主要石油化学企業の平均売上原価率が上昇している旨が報じられていることから、韓国のビスフェノールＡ供給者についても、調査対象期間中の国内販売の相当量が費用を下回る価格で行われていたことが強く推認される旨主張する。
しかしながら、申請者が言及する当該報道記事は、本調査における証拠提出期限後に公表されたものである。
申請者は、当該報道記事に記載された具体的な数値及び事実を根拠として、調査対象期間中における韓国のビスフェノールＡ供給者の国内販売が費用を下回る価格で行われていたとの事実認定を求めているところ、かかる主張は、実質的には証拠提出期限後に新たな証拠に依拠して新たな事実認定を求めるものである。
また、当該報道記事は、韓国の石油化学産業一般の収益状況等に関するものであって、調査対象期間中における個々のビスフェノールＡ供給者の国内販売価格及びビスフェノ

ールＡの生産・販売に係る費用を示すものではない。石油化学産業一般について一定の収益悪化が生じていたとしても、そのことから直ちに、個々のビスフェノールＡ供給者が同様の費用構造又は収益状況にあったことを認めることはできない。

したがって、当該報道記事を、調査対象期間中における個々の韓国供給者の国内販売が費用を下回る価格で行われていたか否かを判断するための証拠として採用せず、当該報道記事を理由としてコスト割れ販売の有無及び量を再度精査すべきとの申請者の主張は採用できない。

(ウ) 申請者は、韓国におけるビスフェノールＡ事業について、ベンゼンとビスフェノールＡとのスプレッドが 400 ドルを下回る場合には赤字になると一般的にいわれているところ、2024 年には当該スプレッドが 400 ドルを下回る水準で推移していたため、韓国のビスフェノールＡ供給者について国内販売の相当量が費用を下回る価格で行われていた旨主張する。

しかしながら、ベンゼンとビスフェノールＡとの市場価格に基づくスプレッドは、ビスフェノールＡ事業一般の採算状況を示す参考情報となり得るとしても、個々の供給者が実際に負担したビスフェノールＡの生産及び販売に係る費用を示すものではない。

各供給者のビスフェノールＡの生産及び販売に係る費用は、その原料の調達方法、生産設備、生産工程、稼働状況その他の供給者固有の事情によって異なり得るものである。

また、AD 協定 2.2.1 に基づき国内販売が費用を下回る価格で行われたものであるか否かを判断するに当たっては、一般的な業界の損益分岐点とされる指標ではなく、個々の供給者の国内販売価格と当該供給者について認定された生産及び販売に係る費用との関係を検討すべきである。

したがって、2024 年におけるベンゼンとビスフェノールＡとの市場価格のスプレッドが一定の水準を下回っていたとの事情のみをもって、韓国の各供給者の国内販売の相当量が費用を下回る価格で行われていたものとは認められず、これを理由としてコスト割れ販売の有無及び量を再度精査すべきとの申請者の主張は採用できない。

(エ) 申請者は、台湾の供給者においてビスフェノールＡ製造ラインの一部が停止していたことを指摘し、停止した製造ラインについても維持費用が発生することから、これをビスフェノールＡの生産費用として計上した上で、コスト割れ販売の有無及び量を再度精査すべき旨主張する。

また、NAN YA PLASTICS が麦寮工場ビスフェノールＡの生産能力を 0 としていることについて、本来当該ラインで生産可能な能力を総生産能力に含めればプラントの稼働率は低下することとなる旨主張する。

しかしながら、調査当局は、現地調査において内容を確認した上で適切に処理が行われていることを確認している。

また、製造ラインの生産能力及び稼働率と、AD 協定 2.2.1 に基づくコストテストに使用する実際の生産及び販売に係る費用とは区別して検討すべきものである。停止している製造ラインについて仮定上の生産能力を加算し、その結果として算出される稼働率が低下すること自体は、当該供給者が調査対象期間中に実際に負担したビスフェノールＡの生産費用が過少に計上されていたことを示すものではない。

したがって、製造ラインの停止又は当該ラインに係る仮定上の生産能力を理由として、台湾の供給者が回答したビスフェノールＡの生産費用を再計算し、コスト割れ販売の有無及び量を再度精査すべきとの申請者の主張は採用できない。

(206) 以上のことから、上記(201)の申請者からの重要事実に関する申請者の反論は採用できない。

５－２－３　「２－２－３－１　不当廉売差額率」に係る反論等の検討

５－２－３－１　「２－２－３－１　不当廉売差額率」に係る反論

(207)　韓国の供給者である KUMHO P&B CHEMICALS から、上記**「２－２－３－１　不当廉売差額率」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論[210]が提出された。

上記(86)では、調査当局が知り得た供給者以外の供給者については、調査当局が海外供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示したが、必要な情報を提供した者はなかった。したがって、調査当局は、知ることができた事実に基づき不当廉売差額率を算出することとした。具体的には、上記**「２－２－２－４　不当廉売差額率（KUMHO P&B CHEMICALS）」**に記載した不当廉売差額率と同率を適用しているが、当該不当廉売差額率を「その他の韓国の供給者」に適用することの根拠について、次の理由から適切ではない。

(ア)　当社について個別に調査された結果が、本調査に協力しなかった供給者に関する情報として代替される理由が説明されないまま、当該供給者に適用されている点にある。当社の回答、追加資料の提出及び現地調査を通じ確定された不当廉売差額率は、当社自身が行った取引に基づいて算定された結果である。当該情報が当社について信頼できるものであることと、その情報が他の韓国の供給者について代表性を有することとは、別個の問題である。ファクツ・アヴェイラブルを用いることができるというだけでは、「その他の韓国の供給者」について当社と同一の不当廉売差額率を採用することが合理的であるとする理由の説明にはならない。

(イ)　重要事実では、調査当局が特定した韓国の供給者のうち、LG Chem 及び当社は調査に参加した一方、Samyang Innochem は調査対象期間中に本邦向け輸出がなかったため利害関係者から除外された。したがって、Samyang Innochem を単に不回答者又は調査を妨げる者として扱うことではできない。また、「その他の供給者」という区分が設けられているのみでは、調査に協力しなかった供給者が調査対象期間中に実際にどの程度輸出したのかは明らかにならない。

調査当局は、「その他の供給者」という区分の範囲、調査に協力した供給者が占める輸出の割合、「その他の供給者」による輸出の有無及び「その他の供給者」に適用する情報の採用基準を個別に説明すべきである。仮に調査当局が、調査記録上特定されている不当廉売に関する調査対象期間中の韓国から日本への調査対象貨物の輸出のほぼすべてを調査に協力した供給者が占めていたことを理由として、これらの供給者に係る情報を採用したのであれば、調査当局は、その判断の基礎となった事実を開示するとともに、当該事実を踏まえて採用した情報の選択方法を説明すべきである。逆に、実際に調査に協力しなかった供給者による輸出が存在した場合には、調査当局は、必要な情報が提供されなかったことが情報の採用にどのように反映されたのかを説明すべきである。

(ウ)　当社は、質問状、追加質問及び現地調査への対応に相当の人的・財政的資源を投入して調査に全面的に協力した。その結果得られた 7.43%の不当廉売差額率を、同様の検証を受けていない他の韓国の供給者に説明なく付与されるのであれば、当該供給者は、自らの取引を立証することなく調査に協力した供給者と同じ結果を得ることになる。実際に調査に協力しなかった供給者について、選択した情報について何ら説明することなく、全面的に調査に協力した供給者と同一の不当廉売差額率を適用する場合、供給者の調査協力に対するインセンティブを弱め、ひいては調査制度の実効性を損なうおそれがある。

AD 協定附属書Ⅱ7.は、調査に協力しない場合、調査に協力した場合より不利な結果となり得ることを認めている。当社は、非協力企業に対して協力企業より高いマージンを

[210] 重要事実に関する反論（KUMHO P&B CHEMICALS　令和 8 年 10 月 1 日）

常に適用すべきとか、事実上の根拠を欠いた懲罰的なマージンを適用すべきであると主張するものではない。当社が求めるのは、「その他の韓国の供給者」について、協力の有無及びその程度について具体的に検討した上で、その事情を適切に反映する調査記録上の情報を合理的に選択することである。問題の中心は、当社と不当廉売差額率が同一であること自体ではなく、その結果に至る説明及び検討が示されていない点にある。

(エ) 調査当局は、第一に、その他の韓国の供給者の範囲及びファクツ・アヴェイラブルの適用を正当化する具体的な要件を特定し、第二に、その他の韓国の供給者に対して当社の不当廉売差額率 7.43%を採用した理由及び当該供給者の調査協力の程度に関する評価を示し、第三に、既に調査記録上にある申請書記載の不当廉売差額率その他入手可能な情報を検討したか否かを、当該情報を採用し又は採用しなかった理由とともに開示すべきである。申請書記載の情報を用いる場合には、調査当局は附属書Ⅱが求める注意を払い、実行可能な範囲で照合（クロスチェック）を行うべきである。

その検討の結果、調査記録上、その他の供給者の状況により適合する不利な情報が特定された場合、当該情報を反映して、その他の供給者に適用される不当廉売差額率を再計算すべきである。逆に、同一の税率を維持する場合には、調査当局は、税率が同一であるとの結論を繰り返すにとどまらず、それが当該「その他の供給者」の区分にとって合理的である理由を説明すべきである。当社は、上記 2-2-3-1 に現に示されている説明に基づいて「その他の韓国の供給者」に適用される不当廉売差額率を 7.43%とすることに明確に異議を述べる。この問題は、当社の個別不当廉売差額率の算定を変更することによってではなく、その他の供給者の区分に関する独立の判断を補充することによって是正されるべきである。

５－２－３－２　「２－２－３－１　不当廉売差額率」に係る再反論等

(208) 韓国の供給者である KUMHO P&B CHEMICALS から、上記(201)の申請者からの反論に対して、次の内容のとおり、上記**「２－２－３－１　不当廉売差額率」**に関して、反論と同様の内容の主張が改めて再反論等[211]として提出された。

当社は、その他の韓国の供給者に当社と同一の不当廉売差額率を適用するためには、別個の合理的な根拠に基づく説明が必要であるとする上記(207)の主張を維持する。

５－２－３－３　「２－２－３－１　不当廉売差額率」に係る反論等の検討

(209) 上記(207)の KUMHO P&B CHEMICALS からの重要事実に関する反論及び上記(208)の KUMHO P&B CHEMICALS からの重要事実に関する反論に対する再反論等（反論の主張の維持）を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

調査当局は、韓国の「その他の供給者」に対する不当廉売差額率について、ファクツ・アヴェイラブルに基づき、KUMHO P&B CHEMICALS と同率の不当廉売差額率を適用している。AD 協定 6.8 及び同附属書Ⅱは、必要な情報が提供されない場合において、ファクツ・アヴェイラブルに基づく認定を認めるものであり、不足する情報を補う合理的な代替情報を選定することを求めている。他方、ファクツ・アヴェイラブルを適用するにあたり、いかなる情報を採用するかについては調査当局に一定の裁量が認められており、利用し得る複数の情報について常に比較評価を行うことまで義務づけられているものではない。

調査開始時に知り得た韓国の供給者は 3 者であり、そのうち本邦へ輸出している供給者は 2 者であったことを確認している。その他の供給者については必要な情報が得られなかったこと、二次的な情報源による認定を行う場合は附属書Ⅱ7.にいう特段の慎重さが求められること等を踏まえ、知ることができた事実のうち、その合理性、検証可能性及び協定整合性等を総合的

[211] 重要事実に関する再反論（KUMHO P&B CHEMICALS　令和 8 年 10 月 15 日）

に勘案した上で、韓国の「その他の供給者」に係る不当廉売差額率として KUMHO P&B CHEMICALS の不当廉売差額率を適用したものである。このように、当該認定は、AD 協定 6.8 及び附属書Ⅱに整合して、合理的な代替情報を選定したものである。

(210) なお、自ら提出した反論を補強又は補足する意見[212]の提出があった。しかし、再反論は他の利害関係者からの反論に対する再反論の機会であり、これらの意見は他の利害関係者からの反論に対する再反論ではないため本調査において検討の対象としない。

(211) 以上のことから、上記(207)の韓国の供給者である KUMHO P&B CHEMICALS からの重要事実に関する反論は採用できない。

５－２－４　「２－３－１－１　正常価格」に係る反論の検討

５－２－４－１　「２－３－１－１　正常価格」に係る反論

(212) 台湾の供給者である NAN YA PLASTICS から、上記**「２－３－１－１　正常価格」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論[213]が提出された。

当社は、調査当局が正常価格を決定するため「通常の取引」テストを実施したと理解している。すなわち、調査当局は、販売価格が生産原価を下回る個別の国内販売を、正常価格の算定対象から除外した。当社は、本件において、「通常の取引」テストを実施するにあたり、調査当局が質問状様式 C に記載された当社の「C-3-23-2　工場出荷段階の販売単価」と、様式 E に記載された単位当たりの「生産費用合計」とを比較しているように見受けられる。

しかし、当社は、質問状様式「C-3-23-2　工場出荷段階の販売単価」は、質問状様式「C-3-20-7　在庫金利費用」および「C-3-21-6　与信費用」を含む、報告されたすべての費用及び調整額を差し引いた後の単位当たりの「C-2-14-3　入金額」に等しいと説明した。

当社は、「在庫金利費用」および「与信費用」が、製品の生産または販売の過程で実際に発生したコストではないと理解している。むしろ、これら 2 つの費用は、当局の指示に従って算入されたものである。

したがって、公正な比較を確保するためには、当局は、生産費用との比較を行う目的で、入金額から在庫金利費用および与信費用を控除すべきではない。

５－２－４－１　「２－３－１－１　正常価格」に係る再反論

(213) 上記(212)の NAN YA PLASTICS からの反論に対して、重要事実に関する再反論の提出はなかった。

５－２－４－２　「２－３－１－１　正常価格」に係る反論の見解

(214) 上記(212)の NAN YA PLASTICS からの重要事実に関する反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

質問状様式 E の生産費用に含まれる費用は、工場出荷段階での調査対象貨物の生産及び販売に係る費用であり、NAN YA PLASTICS が主張するように生産費用には、「在庫金利費用」及び「与信費用」は含まれてはいない。一方で、質問状様式 C の工場出荷段階の価格は、国内販売価格から国内運賃等の工場出荷後にかかる各種費用を控除したものである。「在庫金利費用」は、製品の購入又は生産・完成から販売のための出庫までの在庫として保有される期間の資金拘束コストであり、「与信費用」は、調査対象貨物の出荷から販売代金の回収までの期間

[212] 重要事実に関する再反論（KUMHO P&B CHEMICALS　令和 8 年 10 月 15 日）
[213] 重要事実に関する反論（NAN YA PLASTICS　令和 8 年 10 月 1 日）

について生じる信用供与のコストである。いずれも工場出荷段階における調査対象貨物の価値それ自体に係るコストではなく、構成価格を形成する調査対象貨物の生産及び販売にかかる費用にも含まれるものではない。

調査当局は、AD 協定 2.2.1 に定められる「コスト割れテスト」について、生産費用と国内販売価格から「在庫金利費用」、「与信費用」等の各種費用を控除した工場出荷段階の価格とを比較している。AD 協定 2.4 のとおり、「商取引の同一の段階（通常の場合には、工場渡しの段階）において」比較することが望ましいため、「在庫金利費用」、「与信費用」等の各種費用が含まれていない生産費用と同条件でのコスト割れテストを行うためにも、同様に国内販売価格から「在庫金利費用」、「与信費用」等の各種費用を控除した工場出荷段階の価格を算出した上で、両者を比較したことは合理的である。

(215) 以上のことから、上記(212)の台湾供給者である NAN YA PLASTICS からの重要事実に関する反論は採用することはできない。

５－２－５　「２－３－２　CHANG CHUN PLASTICS」に係る反論等の検討

５－２－５－１　「２－３－２　CHANG CHUN PLASTICS」に係る反論

(216) 申請者から、上記**「２－３－２　CHANG CHUN PLASTICS」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論が提出された[214]。

(ア) 上記(20)の**「表 3　供給者への供給者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**によると、Taiwan Prosperity Chemical は、当局に対して、生産及び輸出が無い旨のメール連絡をしたのみで、回答を行わなかったとしている。しかし、同社は、台湾の別の生産者である CHANG CHUN PLASTICS と同一資本下にあるグループ企業であり、調査対象期間の直前の 2023 年まで、ビスフェノールＡを生産していた企業である。同一資本グループ内にある同一製品を生産する複数企業が存在する場合、企業間で生産バランスを変更するなどすれば容易に個社の生産コストを変更・操作することが可能になるため、不当廉売関税調査においては、こうしたグループ会社全体の同一製品事業全体の収益状況を検討しなければならないところ、CHANG CHUN PLASTICS と同一グループの Taiwan Prosperity Chemical は回答を行わないことで、当局の調査を妨害している。その意味で、CHANG CHUN PLASTICS のみの回答では適切な回答がなされたとは言い難く、その回答自体信用できないものとして取り扱われるべきである。

また、上記(99)から(101)は、CHANG CHUN PLASTICS が調査対象期間中に台湾で製造及び販売したビスフェノールＡについて、その国内販売価格を正常価格として採用したとしている。もっとも、重要事実には、同社の国内販売価格が通常の商取引における販売価格であるかを判断するためのコストテストの過程及び結果が記載されておらず、また、当該コストテストにおいて、CHANG CHUN PLASTICS 及びその関連企業間におけるビスフェノールＡ事業関連費用の配分がどのように検証されたかも明らかでない。

一般に、同一企業グループ内で、同一製品を複数企業が生産する場合、一つの企業に生産を集約すると、当該企業では、生産性が上がり単位あたりの生産コストは低下するが、稼働を停止又は低下させた企業においては、引き続き固定費が計上され続けることになる。このような、損益をグループ内で偏らせることが行われ、生産を集約させた企業のみの回答に依拠してしまうと、不当廉売関税調査との関係では、不当廉売差額を操作することを可能にしてしまう。本件では、ビスフェノールＡ生産を CHANG CHUN PLASTICS に集約することで、CHANG CHUN PLASTICS の工場では生産コストの削減をもたらし、同社単独では収益が上がったように見えるようになっている可能性が高い。このような操作を許すことは適切ではない。

---

[214] 重要事実に関する反論（三菱ケミカル　令和 8 年 10 月 1 日、三井化学　令和 8 年 10 月 1 日）

実際にも、申請時に提出した「申請書別紙（開示）8_2025 年版_アジアの石油化学工業（抜粋）」によれば、CHANG CHUN PLASTICS の関連企業である Taiwan Prosperity Chemical は調査対象期間直前の 2023 年にビスフェノールＡプラントを停止している。

一般に、生産設備の操業を停止又は縮小した場合には、ビスフェノールＡ生産設備を維持するための減価償却費、設備の維持管理費、残存する従業員に係る労務費その他の固定費が継続的に発生する。また、設備が除却又は処分された場合には、除却損その他の費用が発生する。これらの費用が Taiwan Prosperity Chemical のみに計上される一方、長春グループ内の他のビスフェノールＡ生産者である CHANG CHUN PLASTICS のビスフェノールＡ生産費に全く反映されていないのであれば、グループ内における費用配分の結果として、CHANG CHUN PLASTICS のビスフェノールＡ生産費が実態より低く算定されるおそれがある。

この点、同じ台湾メーカーである NAN YA PLASTICS は 4 系列のビスフェノールＡ生産設備のうち少なくとも 1 系列を調査対象期間通じて停止しており、その不当廉売差額率は 9.48%と算定されている。停止設備に係る減価償却費その他の固定費が同社の生産費に反映されたことが同率の一因であるとすれば、これらの非稼働設備の固定費をコストとして負担する NAN YA PLASTICS のビスフェノールＡ製品と、同様の停止設備に係る費用をグループ会社である Taiwan Prosperity Chemical に計上させることが可能であった CHANG CHUN PLASTICS との間の不当廉売差額率の差は、グループ内の費用配分の相違に起因する可能性がある。したがって、CHANG CHUN PLASTICS についても、NAN YA PLASTICS と同様に、停止又は低稼働設備に係る固定費等を適切に反映して生産費を算定する必要がある。

もとより Taiwan Prosperity Chemical と CHANG CHUN PLASTICS は形式的には別法人ではあるが、CHANG CHUN グループが調査対象期間の数年前に買収し、ビスフェノールＡ生産を調査対象期間の直前である 2023 年ごろにビスフェノールＡの生産を停止させた Taiwan Prosperity Chemical において計上されたビスフェノールＡ関連費用を CHANG CHUN PLASTICS の生産費に一切含めないというのは、不適切なコスト操作を許容することになりかねず、不適切ではないか。両社が同一企業グループとしてビスフェノールＡ事業及びフェノールチェーン事業に従事し、経営資源を共用し又はグループ内での生産機能の再編を行っている場合には、各社の帳簿上の費用配分が、CHANG CHUN PLASTICS のビスフェノールＡの生産及び販売に係る費用を合理的に反映しているかを実質的に検証する必要がある。しかし、Taiwan Prosperity Chemical は上記の通り、質問状への回答を拒み、調査を妨害している。かかる妨害行為は、CHANG CHUN PLASTICS の行為と同視されるべきである。

特に、①Taiwan Prosperity Chemical のビスフェノールＡ生産設備の停止後に、同社が従前担っていた生産又は販売が CHANG CHUN PLASTICS に移転されたと評価されないか、②設備停止後も発生する減価償却費、維持管理費、労務費その他の固定費がどの法人又は事業部門に計上されたか、③グループ共通費及びビスフェノールＡ事業共通費が各社及び各工場にどのような基準で配賦されているか、④CHANG CHUN PLASTICS の単位当たり生産費の算定において、実際の生産数量又は稼働率ではなく、より高い標準稼働率若しくは生産能力が配賦の基礎とされていないか、⑤グループ内の低稼働設備又は停止設備に係る費用を Taiwan Prosperity Chemical 側に集中させる一方、稼働率の高い CHANG CHUN PLASTICS の工場のみを基礎として単位当たり生産費を算定していないか等を確認すべきである。

加えて、AD 協定 2.2.1.1 は、輸出者又は生産者の記録を費用算定の基礎とするためには、当該記録が調査対象産品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映していることを求めるとともに、調査当局が費用の適正な配分に関して入手することができる全ての証拠を考慮すべきことを定めている。この点、Taiwan Prosperity Chemical が本調査において質問状に回答しておらず、同社の設備の稼働状況、ビスフェノールＡ事業関連費用、グループ内取引及び費用配分に関する情報が十分に得られていないのであれば、CHANG CHUN PLASTICS の回答のみから、同社のビスフェノールＡ生産費がグルー

プ内の費用配分を適切に反映しているとの結論を直ちに導くことはできない。そのため、調査当局は、CHANG CHUN PLASTICS に対し、Taiwan Prosperity Chemical との関係、グループ内の事業分担、設備停止に伴う費用の処理及び関連費用の配賦方法について十分な説明及び裏付資料を求め、その回答を検証する必要がある。また、こうした回答が得られないのであれば、ファクツ・アヴェイラブルの適用が行われるべきである。

以上を踏まえ、調査当局においては、CHANG CHUN PLASTICS に Taiwan Prosperity Chemical のデータの提出を求め、同社のビスフェノールＡの生産費について、停止又は低稼働設備に係る費用を含む長春グループ内の費用配分及び固定費の配賦方法を改めて検証されたい。その結果、CHANG CHUN PLASTICS の生産費が過少に算定されていた場合には、適切に補正した生産費に基づいてコストテストを再実施し、コスト割れ販売が相当な量を占め、かつ合理的期間内に費用を回収できないと認められる場合には、当該販売を正常価格の算定から除外されたい。また、除外後に通常の商取引における十分な数量の台湾内販売が残らない場合には、適切に算定した生産費に管理費、販売経費、一般的な経費及び合理的な利潤を加算した構成正常価格を用いて、CHANG CHUN PLASTICS の不当廉売差額率を再計算されたい。

(イ) 上記(99)から(101)によれば、調査当局は、CHANG CHUN PLASTICS が調査対象期間中に台湾で製造及び販売したビスフェノールＡについて、国内販売価格を正常価格として採用している。しかし、同社の国内販売価格が、単位当たりの生産費、管理費、販売経費及び一般的な経費を回収できる価格であったかについては、再検証を要する。

まず、ビスフェノールＡは、ベンゼン及びプロピレンを原料としてフェノール及びアセトンを経て生産されるところ、CHANG CHUN PLASTICS は、ベンゼン及びプロピレンを外部から調達してビスフェノールＡを生産している。このため、ICIS その他の客観的な市況資料に示されたベンゼン及びプロピレンの価格に、一定の製造原単位を乗じることにより、少なくとも同社のビスフェノールＡ生産に必要な主要原材料費を合理的に推計することができる。

これに対し、確認票回答に記載された CHANG CHUN PLASTICS の台湾国内販売に係る国内販売量のレンジは「49470190～78428350（kg）」、販売金額のレンジは「8730060～14350784（千円）」であり、各レンジの中間値を用いた平均販売単価は約 180 円/kg となる。これは同じ台湾のビスフェノールＡ生産者である NAN YA PLASTICS が確認票において回答した国内販売価格と比較しても低い水準にある。この価格を前提として、上記方法により推計される主要原材料費に労務費、電力コスト、重油・蒸気コスト、減価償却費、維持管理費その他の製造費用並びに管理費、販売経費及び一般的な経費を加えた額と比較すると、同社の国内販売価格はコスト割れであった可能性が高い。

また、台湾国内におけるビスフェノールＡの非関連需要家は限定されており、CHANG CHUN PLASTICS の台湾内外販の相当部分が特定のポリカーボネート生産者向けである可能性がある。その販売価格が ICIS の CFR CHINA MAIN PORT その他の市況価格を参照する価格フォーミュラにより算定され、かつ、原材料価格等に連動するコストフォーミュラによる調整が十分に行われていなかったとすれば、低迷した市況価格が国内販売価格にも反映され、同社の国内販売の相当部分がコスト割れとなっていた可能性が一層高い。

もっとも、重要事実には、CHANG CHUN PLASTICS の国内販売について、顧客別の販売数量、価格帯、価格算定方法及びコストテストの具体的な結果が示されていない。このため、調査当局においては、同社の顧客別販売台帳、販売契約書、価格交渉記録、価格フォーミュラ、請求書及び入金記録を確認し、特に、①台湾内の各販売先及び販売数量、②各販売先に適用された価格算定方法、③ICIS の CFR CHINA MAIN PORT その他の市況価格を参照していたか、④市況価格に対して運賃、品質、数量その他の調整が行われていたか、並びに⑤各取引の販売価格が単位当たりの費用を上回っていたかを再検証する必要がある。

その上で、単位当たりの生産費、管理費、販売経費及び一般的な経費を下回る販売が長期間にわたり相当な量を占め、かつ合理的な期間内に全ての費用を回収できない価格で行われていた場合には、当該販売は通常の商取引における販売に当たらないものとして、正常価格の算定から除外されるべきである。特に、コスト割れ販売を除外した結果、通常の商取引における台湾内販売が存在しなくなる場合又は正常価格の算定に用いることのできる十分な数量の台湾内販売が残らない場合には、適切に算定された生産費に管理費、販売経費、一般的な経費及び合理的な利潤を加えた構成正常価格を用いて、CHANG CHUN PLASTICS の不当廉売差額率を再計算されたい。

(ウ) 上記(22)の**「表 4　輸入者への輸入者当初質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**によれば、長春ジャパンは質問状への回答を拒んだ模様である。ところで、上記(102)から(105)によれば、CHANG CHUN PLASTICS の本邦向け輸出取引の一部について、輸出先が CHANG CHUN PLASTICS が株式を保有する関連企業であることから、両者が連合していると認定し、当該関連企業が本邦内において最初に非関連企業へ販売した価格を基礎として構成輸出価格を算定している。その際、当該本邦内販売価格から、日本における費用、台湾における費用及び当該関連企業の通常の利潤を控除している。かかる輸出先が、長春ジャパンかは不明ではあるが、いずれにしても、関連企業が質問状に回答したとはされていない。

この構成輸出価格の算定においては、①関連企業による本邦内の最初の非関連企業向け販売価格、②当該販売に対応する販売数量及び取引条件、③日本及び台湾で発生した控除対象費用、並びに④関連企業の通常の利潤の額及び算定方法が、いずれも不当廉売差額率を直接左右する。したがって、これらの情報については、CHANG CHUN PLASTICS が提出した集計値又は説明のみならず、実際に日本国内で販売を行った関連企業自身の会計記録、販売台帳、請求書、費用元帳その他の一次資料との照合を通じて、その正確性及び完全性を確認する必要がある。しかし、重要事実の内容からは、関連企業自身が輸入者質問状に回答したか、同社の本邦内販売取引、控除費用及び利潤に関する資料がいかなる方法で提出され、検証されたかが明らかではない。仮に当該関連企業が質問状に回答しておらず、同社が保有する本邦内販売価格及び費用に係る一次資料が十分に提出又は検証されていないのであれば、CHANG CHUN PLASTICS の回答のみに基づき、関連企業の本邦内販売価格、費用及び通常利潤を確定することには限界がある。

実際、確認票回答の各レンジの中間値から算定すると、NAN YA PLASTICS の本邦向け平均輸出価格は約 197.7 円/kg であり、2024 年度の台湾産ビスフェノールＡの輸入通関統計上の平均価格約 198.3 円/kg と概ね整合するのに対し、CHANG CHUN PLASTICS の回答から算定される平均輸出価格は約 211.7 円/kg と、これらを約 13 円/kg 上回る。また、両社回答の中間値を合算した本邦向け輸出数量は通関統計上の輸入数量の約 98.8%となる一方、販売金額の中間値の合計は通関統計上の輸入額を約 4.1 億円上回る。これらの差異は、CHANG CHUN PLASTICS の回答に係る対象取引の範囲、販売価格及び価格調整の正確性・完全性について、関連企業の一次資料との照合を要することを示している。

したがって、調査当局においては、構成輸出価格の算定対象となった関連企業について、①本邦内の最初の非関連企業向け販売取引の網羅性及び完全性、②販売価格及び価格調整の正確性、並びに③これらの情報が関連企業自身の会計記録及び一次資料により検証されたかを改めて確認されたい。仮に、当該関連企業から構成輸出価格の算定に必要な情報が十分に提出されておらず、その正確性及び完全性を検証できない場合には、CHANG CHUN PLASTICS の回答のみに依拠することなく、不足する情報についてファクツ・アヴェイラブルを適用することを含め、合理的な基礎により構成輸出価格を再計算されたい。その上で、再計算後の構成輸出価格を用いて CHANG CHUN PLASTICS の不当廉売差額率を改めて算定されたい。

５－２－５－２　「２－３－２　CHANG CHUN PLASTICS」に係る再反論

(217)　上記(216)の申請者からの反論に対して、CHANG CHUN PLASTICS から重要事実に関する再反論が提出された。

Taiwan Prosperity Chemical については、当局にメールでのみ生産及び輸出がない旨の連絡をしたものではなく、事実誤認である。

当社と Taiwan Prosperity Chemical はそれぞれ独立して事業を営む法人であり、各自の独立とした帳簿及びコスト計算を維持している。実際、当社が 2021 年に Taiwan Prosperity Chemical を子会社化して以来、Taiwan Prosperity Chemical はビスフェノールＡを製造したことはない。当社自体は Taiwan Prosperity Chemical を取得する前からビスフェノールＡを製造しているが、Taiwan Prosperity Chemical の生産停止に伴って関連する製造活動を新設または拡充したことも、Taiwan Prosperity Chemical のビスフェノールＡ製造設備、人員もしくは事業機能を承継したこともない。

当社が回答したビスフェノールＡの製造コストは自社の帳簿及び実際の製造活動に基づいたものであり、当社のビスフェノールＡ事業が負担すべきコストを Taiwan Prosperity Chemical の帳簿に残し、当社のコストを過小算定することはないし、その必要もない。当社と Taiwan Prosperity Chemical が同じグループ企業であるという理由のみに基づいて当社のビスフェノールＡ製造コストが過少に算定された、不適切なコスト操作を許容している状況にあるなどと推論するのは適切ではないし、その証拠もない。申請者の主張は単なる一般論か、あるいは推測の域を出るものではなく失当である。

以上のとおりであるから、Taiwan Prosperity Chemical が調査を妨害しているとするのは事実に基づく評価の誤りであることは明白であり、ましてや別法人である Taiwan Prosperity Chemical の行為を当社に帰責するなどというのは明白な誤りである。

５－２－５－３　「２－３－２　CHANG CHUN PLASTICS」に係る反論等の検討

(218)　上記(216)の申請者からの重要事実に関する反論等を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　申請者は、Taiwan Prosperity Chemical が CHANG CHUN PLASTICS と同一企業グループに属し、調査対象期間直前までビスフェノールＡを生産していたことから、CHANG CHUN PLASTICS のビスフェノールＡの生産費を適切に算定するためには、Taiwan Prosperity Chemical を含むグループ全体のビスフェノールＡ事業に係る費用を検討する必要がある旨主張する。また、Taiwan Prosperity Chemical が質問状に回答しなかったことをもって CHANG CHUN PLASTICS による調査の妨害と同視し、ファクツ・アヴェイラブルを適用すべき旨主張する。

しかしながら、Taiwan Prosperity Chemical と CHANG CHUN PLASTICS が同一企業グループに属することのみをもって、両社を一体の生産者として取り扱い、Taiwan Prosperity Chemical において発生した費用を CHANG CHUN PLASTICS のビスフェノールＡの生産費に含めるべきことにはならない。

AD 協定 2.2.1.1 に基づく費用の検討において問題となるのは、検討対象となる輸出者又は生産者の記録が、当該産品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映しているか否かである。このため、CHANG CHUN PLASTICS の費用を検討するに当たっては、同社において実際に発生した費用及び同社に適切に帰属する費用が、その記録に適切に反映されているかを検討すべきであって、別法人である関連企業に発生した費用であることのみを理由として、当該費用を CHANG CHUN PLASTICS に帰属させるものではない。

また、申請者は、Taiwan Prosperity Chemical によるビスフェノールＡ生産の停止後、その生産が CHANG CHUN PLASTICS に集約された可能性や、Taiwan Prosperity Chemical に停止設備の固定費等を集中させることにより CHANG CHUN PLASTICS

の単位当たり生産費が低下した可能性等を指摘する。しかしながら、これらの主張は、かかる費用移転又は恣意的な費用配賦が実際に行われたことを具体的に示すものではない。

Taiwan Prosperity Chemical が質問状に回答していないことについても、別法人である Taiwan Prosperity Chemical が回答しなかったとの事実のみをもって、質問状に回答した CHANG CHUN PLASTICS が調査の進行を著しく妨げたものとみなすことは適切ではない。

また、このことのみを理由として CHANG CHUN PLASTICS が提出した情報全体の信頼性を否定することも適切ではない。

したがって、Taiwan Prosperity Chemical が質問状に回答しなかったことのみをもって CHANG CHUN PLASTICS に対してファクツ・アヴェイラブルを適用し、又は Taiwan Prosperity Chemical に計上された費用を CHANG CHUN PLASTICS のビスフェノールA生産費に加算すべきとの申請者の主張は採用できない。

(イ) 申請者は、NAN YA PLASTICS について一部ビスフェノールA設備が停止していたこと及び同社の不当廉売差額率が 9.48%であったことを挙げ、CHANG CHUN PLASTICS との不当廉売差額率の差異が、停止設備に係る固定費等の配賦の差異による可能性がある旨主張する。

しかしながら、異なる生産者間における不当廉売差額率の差異は、正常価格、輸出価格、販売構成、費用構造等の諸要因によって生じ得るものであり、不当廉売差額率に差異があるとの事実のみから、その差異が停止設備に係る固定費の取扱いによって生じたものと認めることはできない。

また、NAN YA PLASTICS が保有する停止設備と、別法人である Taiwan Prosperity Chemical が保有する設備とは、その所有主体も異なる。したがって、NAN YA PLASTICS における費用処理をそのまま CHANG CHUN PLASTICS 及び Taiwan Prosperity Chemical の関係に当てはめることも適切ではない。

以上から、NAN YA PLASTICS との不当廉売差額率の差異等を理由として、CHANG CHUN PLASTICS の生産費を再計算すべきとの主張は採用できない。

(ウ) 申請者は、CHANG CHUN PLASTICS の確認票回答に記載された国内販売数量及び販売金額のレンジの中間値から同社の平均国内販売価格を推計し、さらに ICIS 等の市況資料に基づくベンゼン及びプロピレン価格から主要原材料費を推計することなどにより、CHANG CHUN PLASTICS の国内販売価格が生産及び販売に係る費用を下回っていた可能性が高い旨主張する。

しかしながら、確認票に記載された販売数量及び販売金額のレンジは、それぞれ一定の幅をもって開示された情報であるところ、各レンジの中間値同士を組み合わせて算出した数値が、CHANG CHUN PLASTICS の実際の平均国内販売価格に相当するとの前提は置くことができない。

また、ICIS 等におけるベンゼン及びプロピレンの市場価格についても、市場における一般的な価格水準を示す参考情報とはなり得るものの、CHANG CHUN PLASTICS が実際に負担した原材料費を示すものではない。

原材料の実際の調達費用は、調達契約、調達時期、取引数量、品質、物流条件その他の取引条件により異なり得ることから、外部の市場価格に一定の製造原単位を乗じて推計した原材料費を、同社の実際の費用に代えて用いることが適切であるとは認められない。

さらに、申請者は、台湾国内の非関連需要家が限定されていることや、国内販売価格が ICIS の CFR CHINA MAIN PORT 等の市況価格を参照して決定されていた可能性を指摘する。

しかしながら、これらについても、販売先が限定されていること自体から国内販売が費用を下回っていたことを導くことはできず、また、CHANG CHUN PLASTICS が申

請者の主張する価格フォーミュラを実際に採用していたことを具体的に示すものではない。

AD 協定 2.2.1 に基づくコスト割れ販売の有無の検討に当たっては、このような推計値や市場一般の価格ではなく、調査対象期間中における当該供給者の実際の販売価格と、当該供給者について認定した生産及び販売に係る費用を比較することが適切である。

したがって、申請者が開示情報のレンジの中間値及び外部市況価格等を用いて推計した数値を理由として、CHANG CHUN PLASTICS の生産費を再計算し、コストテストを再実施すべきとの主張は採用できない。

申請者は、上記方法により推計した CHANG CHUN PLASTICS の国内販売価格が NAN YA PLASTICS の国内販売価格より低い旨を指摘する。

しかしながら、他の生産者より販売価格が低いことは、それ自体として当該販売価格が当該生産者自身の生産及び販売に係る費用を下回っていることを示すものではない。

AD 協定 2.2.1 に基づく判断において問題となるのは、CHANG CHUN PLASTICS の販売価格と同社自身の費用との関係である。このため、NAN YA PLASTICS の販売価格との差異は、CHANG CHUN PLASTICS の国内販売を通常の商取引における販売から除外すべきことを示すものではない。

(エ) 申請者は、CHANG CHUN PLASTICS から本邦向けに輸出されたビスフェノールＡの一部について、関連企業を通じて販売されていることから構成輸出価格が算定されている一方、当該関連企業が質問状に回答したことが明らかでないとして、関連企業自身の会計記録、販売台帳、請求書、費用元帳等の一次資料による検証が行われていなければ、CHANG CHUN PLASTICS の回答のみに依拠して構成輸出価格を算定することは適切でない旨主張する。

また、申請者は、確認票において開示された販売数量及び金額のレンジの中間値を用いて、CHANG CHUN PLASTICS 及び NAN YA PLASTICS の平均輸出価格等を算出し、通関統計との間に差異があるとして、CHANG CHUN PLASTICS の回答の正確性及び完全性を再検証すべき旨主張する。

しかしながら、まず、長春ジャパンが質問状に回答しなかったという事実と、構成輸出価格の算定対象となった関連企業が長春ジャパンであるか否かは区別して考える必要がある。申請者自身も、当該輸出先が長春ジャパンであるかは不明であるとしている。

したがって、長春ジャパンが質問状に回答しなかったとの事情のみをもって、構成輸出価格の算定に用いた情報が不十分又は不正確であると認めることはできない。

また、関連企業自身が質問状に回答したか否かという形式的な事情のみをもって、構成輸出価格の算定に必要となる本邦内の最初の非関連企業への販売価格、控除対象となる費用その他の情報が検証されていないと判断することも適切ではない。問題となるのは、構成輸出価格の算定に必要な情報が当局に提出され、その正確性及び完全性を確認するために必要な情報が得られているかである。

さらに、申請者による輸出価格その他の数値は、確認票において幅をもって開示された販売数量及び販売金額の各レンジについて、それぞれ中間値を採用して計算した推計値である。

各レンジの中間値が実際の販売数量及び販売金額に一致するとは限らないことから、当該中間値によって算出した平均輸出価格と通関統計上の平均価格との間に差異が存在することのみをもって、CHANG CHUN PLASTICS の回答に係る対象取引の範囲、販売価格又は価格調整が不正確若しくは不完全であると認定することはできない。

同様に、異なる供給者について開示された各レンジの中間値を合算した数値と輸入通関統計との差異についても、当該中間値自体が実績値ではない以上、その差異をもって質問状回答の不備を示すものとは認められない。

したがって、申請者が提示した中間値に基づく推計及び通関統計との比較を理由として、構成輸出価格を再計算し、ファクツ・アヴェイラブルを適用すべきとの主張は採用できない。

(219) 以上のことから、上記(216)の申請者からの重要事実に関する反論は採用することができない。

５－３　「３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」に係る反論等の検討

(220) 重要事実に関する反論・再反論のうち、**「３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」**に係る反論等について、以下のとおり検討した。

５－３－１　「３－２　同種の貨物の検討」に係る反論等の検討

５－３－１－１　「３－２　同種の貨物の検討」に係る反論等

(221) 韓国の供給者である KUMHO P&B CHEMICALS から、「同種の貨物の検討」に関して、次の内容の重要事実に関する反論[215]が提出された。

(ア) KUMHO P&B CHEMICALS は、一定の用途における相違のみを理由として同種の貨物の範囲全体を否定するよう求めるものではないが、同種の貨物に該当するとの法的認定と、あらゆる用途及びあらゆる顧客との関係で直ちに代替可能であるかという経済的評価とは、別個の問題である。

(イ) 一定の条件を満たす場合に限り代替が可能であるとの回答の割合は取引数量の割合ではなく、回答者数に占める割合であり、また、産業上の使用者のうち、購入先の選定要因について回答した 8 社のうち、8 社全てが安定供給を最も重要な要因の一つとして挙げ、7 社が品質を、6 社が価格を挙げていることからすると、購入先の選定が価格のみによって決定されているわけではない。

(ウ) 全体的な需要が減少することと、同一の需要について調達先となる供給者が変更されることとは、異なる事象である。供給先の分散又は品質上の制約が調達先の変更に寄与したのであれば、その影響は、不当廉売価格によって生じた販売機会の喪失の影響と区別して評価されなければならず、既存の需要者の回答についても、価格に関する記載のみならず、安定供給及び品質に関する記載について、同一の基準に基づいて評価すべきである。

(222) 輸入者である【輸入者 B】から、「同種の貨物の検討」に関して、次の内容の重要事実に関する反論[216]が提出された。

(ア) 申請者自ら、一定の場合に、同者のビスフェノールＡを使用できない又は同者のビスフェノールＡを一定の割合を超えて使用することができないことを認めている。

(イ) 特定の用途においてある品質が不可欠である以上、その品質を安定的に確保するために複数の生産者から供給を受けられること自体に意味がある。国内供給者のみに供給を依存することになれば、供給停止、供給条件の変更その他の事情によって、同者の用途に必要な品質のビスフェノールＡを安定して確保できなくなるリスクが生じる。こうしたリスクを看過し、品質という購入にあたって重視する要素が十分に考慮されず、一部

[215] 重要事実に関する反論（KUMHO P&B CHEMICALS　令和 8 年 10 月 1 日）
[216] 重要事実に関する反論（【輸入者 B】　令和 8 年 10 月 1 日）

の事業者の一部の用途でのみ発生する事象であり、同種の貨物の認定を否定するものではない旨を認定することは、公平性に欠ける。

５－３－１－２　「３－２　同種の貨物の検討」に係る反論等に対する再反論等

(223) 申請者から、上記(221)の KUMHO P&B CHEMICALS からの重要事実に関する反論及び上記(222)の【輸入者 B】からの重要事実に関する反論に対して、次の内容の再反論[217]が提出された。（注）下記要約は再反論者により付されたものであり、当報告書におけるその他の要約とは異なる場合がある。

(ア) 品質上の制約が存在するのは、申請者が認識している限り、【産業上の使用者(a)】向けの光学製品向けのポリカーボネート用途、【産業上の使用者(b)】向けの一部用途及び【産業上の使用者(c)】向けのポリカーボネート用途のみである。【産業上の使用者(a)】向けの光学製品向けのポリカーボネート用途については少量生産・高付加価値という当該用途の性質上、その需要量は限られている。また、【産業上の使用者(b)】向けの一部用途及び【産業上の使用者(c)】向けのポリカーボネート用途の需要量は推計で【数量】程度である。したがって、品質上の制約が存在する用途が国内需要量に占める比率は極めて限られた割合にすぎない。

(イ) 安定供給の確保を目的とした調達は、通常、一定数量を複数の購買先から継続的に購入する、又は供給停止リスクに備えて最低限の購買比率を維持するという形態をとる。これに対し、価格を理由とする置換えは、国内品と輸入品の価格差の提示、国内品の値下げ又は据置きの要求、要求が受け入れられない場合の購入数量削減といった取引経緯から識別できる。顧客が輸入品との価格差を理由として価格引き下げ交渉を行い、その結果、調達量を増量しなかった又は国内販売量が伸び悩んだ例は既に示したとおりであり、これらの事例は、安定供給のみを目的とする購買先の変更とは整合せず、価格要因を理由とした販売数量の減少と理解しなければ説明ができない。また、出光興産の撤退（2023 年 10 月 25 日に公表）、日鉄ケミカル&マテリアルの撤退（2023 年 9 月 11 日に顧客に通知）のタイミングからすると、少なくとも国内サプライヤーが 4 社存在した 2023 年度までの国内販売量の減少及び本邦産同種の貨物の市場占拠率の低下は、安定供給・複数購買先確保のみによるものとは考え難い。

５－３－１－３　「３－２　同種の貨物の検討」に係る反論等の検討

(224) 上記(221)の KUMHO P&B CHEMICALS からの重要事実に関する反論及び上記(222)の【輸入者 B】からの重要事実に関する反論並びにこれらに対する再反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) KUMHO P&B CHEMICALS は、同種の貨物に該当するとの認定と、個々の用途及び顧客との関係における代替可能性の評価とは別個の問題である旨主張する。この点、調査当局は、同種の貨物との認定のみをもって、全ての用途及び顧客との関係で無条件に代替可能であると認定したものではない。上記(121)及び**「表 22　調査対象貨物と本邦産同種の貨物との代替性」**のとおり、回答内容が確認できる 16 者全てが「代替可能性あり」又は「一定の条件を満たせば代替可能」と回答しており、こうした条件付きの回答も含めて両貨物の代替性を検討し、対象貨物と本邦産同種の貨物は代替可能と認識されていることが認められると判断したものである。

(イ) 一定の場合に、同者のビスフェノールＡを使用できない又は同者のビスフェノールＡを一定の割合を超えて使用することができないとの点については、既に検討済みである。

[217] 重要事実に関する再反論（三菱ケミカル及び三井化学（2 者連名）　令和 8 年 10 月 15 日）

すなわち、このような品質上の制約は、一部の事業者の一部の用途でのみ発生するものであり、申請者の再反論[218]においても、当該制約が存在する用途が国内需要量に占める比率は極めて限られた割合にすぎないとのことである。前提として、回答内容が確認できる16者全てが「代替可能性あり」又は「一定の条件を満たせば代替可能」と回答していることに加えて、上記制約の影響する範囲は限定的である以上、上記制約によって代替性を有するとの判断が左右されるものではない。

(ウ) KUMHO P&B CHEMICALSは、購入先の選定において安定供給及び品質も重視されている旨主張する。この点、調査当局は、上記(135)で述べたとおり、産業上の使用者8者のうち、8者が「供給安定性」、7者が「品質」、6者が「価格」を購入先の選定において最も重要な要素として回答していた[219]ことを確認している。その上で、価格以外を最も重要な要素であると回答した者も価格の重要性を供給安定性や品質とともに高く評価し、価格についての5段階評価の平均値が4.7であったことから、価格が調達先の選定において最も決定的な要素の一つであると判断したものである。したがって、購入先の選定が価格のみによって決定されると認定したものではなく、産業上の使用者の回答に基づき、安定供給及び品質の重要性も考慮した上での認定である。

(エ) 供給先の分散又は品質上の制約による調達先の変更への寄与については、調査当局は、上記(174)で述べたとおり、産業上の使用者の回答に基づき、購入に係る変動、購入パターンの変更及び需要動向に変化を与えた事項の有無並びにその理由を検討し、BCP対策や安定供給を目的とする事情に加え、コストダウンの要求に応えるために安価な当該輸入貨物の購入数量を増やす必要があったとの回答[220]を確認した。また、上記(134)及び(141)のとおり、安価な当該輸入貨物への切替えを示唆された価格交渉の事例[221]や、価格競争力の向上又は採算確保を目的とする購入開始及び切替えの事例[222]も確認している。これらの具体的な事実は、価格が購入先の選定や購入数量に影響していたことを示すものであり、当局の判断は、品質及び安定供給といった非価格要因の存在により左右されるものではない。

(オ) 【輸入者B】は、一部用途における品質上の制約及び必要な品質の貨物を安定して確保する必要性が十分に考慮されておらず、同種の貨物との認定は公平性を欠く旨主張する。しかし、上記(123)で述べたとおり、当該品質上の制約については、三菱ケミカルについては該当する事実がなく、三井化学については一部のポリカーボネートの生産時に同者のビスフェノールAを使用できない又は一定の割合を超えて使用できない場合があることを確認した[223]。その上で、当該制約は一部の事業者の一部の用途でのみ発生する事象であることから、同種の貨物の認定を否定するものではないと判断したものである。また、上記のとおり、供給安定性、品質及びBCP対策に関する回答も既に検討している。同種の貨物との認定は、全ての取引で完全な代替性があることを前提としたものでも、品質上の制約を考慮せず申請者の主張のみを採用したものでもなく、申請者の主張に偏った判断を行ったとの指摘は当たらない。

(カ) 以上より、上記(221)のKUMHO P&B CHEMICALSの反論及び上記(222)の【輸入者B】の反論は受け入れられない。

---

218 重要事実に関する再反論（三菱ケミカル及び三井化学（2者連名） 令和8年10月15日）
219 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式D-3-1）
220 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目B-2-4）
221 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目C-3-1及びC-3-2、添付資料C-3-3、調査項目C-4-1及びC-4-2、添付資料C-4-3）
222 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目B-2-2、【産業上の使用者G】、【産業上の使用者F】、【産業上の使用者M】）
223 本邦生産者追加質問状回答書（調査項目H-7）

(225) なお、KUMHO P&B CHEMICALS から、申請者の反論に対する再反論として、他の利害関係者の反論を支持する意見や自ら提出した反論を補強又は補足する意見[224]の提出があった。しかし、再反論は他の利害関係者からの反論に対する再反論の機会であり、これらの意見は他の利害関係者からの反論に対する再反論ではないため本調査において検討の対象としない。

５－３－２　「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」に係る反論等の検討

５－３－２－１　「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」に係る反論等

(226) 輸入者である【輸入者 A】から、上記**「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論[225]が提出された。

(ア) 重要事実においては、当該輸入貨物の輸入量の増加が本邦生産者の事業撤退に先行していることから、当該輸入貨物の輸入が本邦生産者の事業撤退の原因となったと考えることが自然である旨認定されている。しかし、本邦生産者 3 社の撤退判断の主たる背景は、当該輸入貨物の輸入増加ではなく、日本からの輸出市場の急速な縮小又は消失にあったと考えられる。実際、日本からのビスフェノールＡの輸出総量は、2021 年の 144 千トンから 2022 年には 117 千トン、2023 年には 33 千トンへと大幅に減少しており、このような輸出市場の著しい縮小は、本邦生産者による生産能力の見直し及び事業撤退の判断に重大な影響を与えたと考えることが合理的である。

(イ) また、撤退を発表した企業においては、撤退発表のおおむね 1 年前から事業撤退に関する検討が進められていたとされており、輸出市場の急速な縮小が顕在化した時期と、当該企業が事業撤退の検討を開始し、その後撤退を発表又は示唆した時期とは、時系列上整合している。他方、日本へのビスフェノールＡの輸入量が顕著に増加したのは 2023 年下半期であり、当該 3 社による撤退発表又は事業撤退の可能性が市場に示された時期と重なる。

(ウ) したがって、当該輸入貨物の輸入増加が本邦生産者の事業撤退をもたらしたと評価するよりも、輸出市場の縮小を背景として本邦生産者が事業撤退を検討又は決定し、その結果として将来の国内供給能力の低下が見込まれたことから、国内需要を充足し、安定供給を確保するために輸入が増加した可能性についても検討すべきである。輸入量増加と本邦生産者の事業撤退との因果関係については、輸出市場の縮小、事業撤退の検討及び発表又は示唆の時期並びにその後の輸入量増加という一連の時系列を総合的に勘案する必要がある。

(227) 輸入者である【輸入者 B】から、**「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論[226]が提出された。

調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に関し、貿易統計のみに依拠したことは不適切であり、【輸入者 B】が提出した比較可能なデータを用いて算出すべきである。

---

224 重要事実に関する再反論（KUMHO P&B CHEMICALS　令和 8 年 10 月 15 日）
225 重要事実に関する反論（【輸入者 A】　令和 8 年 9 月 30 日）
226 重要事実に関する反論（【輸入者 B】　令和 8 年 10 月 1 日）

(228) 輸入者である【輸入者 B】から、上記**「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」**に関し、次の内容の重要事実に関する反論[227]が提出された。

(ア) 撤退者の発表において、撤退理由として、輸入品による当該事業への影響については何ら触れておらず、アジア圏での供給過剰が原因と明示されているのみである。かかるアジア圏での供給過剰との説明を踏まえても、本邦産同種の貨物の販売先がなくなったことが撤退原因である。

(イ) ビスフェノールAの国内需要量を満たせるほどの生産能力が申請者にはなかった。

(ウ) また、【当社の調達が困難である理由】、国産の同種貨物だけでは需要を賄うことができず、調査対象貨物の輸入は不可欠であった。加えて、申請者のうち一社は、PC を自ら又は資本関係のある企業において生産しているため、当社の競合他社に該当する。このため、当社のビスフェノールAの必要スペックを含む技術要件という PC 樹脂の品質や性能に直結する営業上重要な情報を当該申請者に開示することはできず、同者からの購入はできないという事情がある。

(エ) したがって、「本邦生産者による増産により国内需要を充足することは可能であった」とは認められない。

(229) 輸入者である【輸入者 B】、輸入者である【輸入者 D】及び台湾生産者である CHANG CHUN PLASTICS から、上記**「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」**に関し、次の内容の重要事実に関する反論[228]が提出された。

(ア) 調査対象貨物の輸入量増加は、本邦生産者の撤退・生産停止により国内需要を賄えなくなったことに起因するものであり、不当廉売によるものではない。

(イ) 重要事実は、日鉄ケミカル&マテリアルの設備停止時期と輸入増加時期が一致しないことを理由にこの点を否定するが、生産設備の停止に際しては、顧客による代替製品の品質評価等に必要な期間を確保するため、実際の設備停止に先立って十分なリードタイムをもって生産終了が通知されるのが通常であり、設備停止時期のみを基準とする重要事実の認定は実態を踏まえていない。

(230) 輸入者である【輸入者 D】から、**「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論[229]が提出された。

(ア) 対象貨物の価格決定フォーミュラにおいて、ICIS に連動した部分とコストに連動した部分に分かれており、その割合についてはサプライヤーとの交渉となることがあるが、実際の交渉においては、ICIS 連動が主であり、サプライヤーからの要請に従ってコスト連動を一部考慮するという構図となっており、ICIS 価格が下落する局面においては、本邦産同種の貨物の価格の下落を緩やかにする方向で交渉が行われている。このプロセスにおいて輸入品の存在を意識することは事実だが、価格交渉に大きな影響を及ぼすこと

---

[227] 重要事実に関する反論（【輸入者 B】　令和 8 年 10 月 1 日）
[228] 重要事実に関する反論（【輸入者 B】　令和 8 年 10 月 1 日、【輸入者 D】　令和 8 年 9 月 30 日、CHANG CHUN PLASTICS　令和 8 年 10 月 1 日）
[229] 重要事実に関する反論（【輸入者 D】　令和 8 年 9 月 30 日）

はなく、コスト連動部分についてサプライヤー側の要請を踏まえてサプライヤーの採算性が改善する要素も反映されている。

(イ) 実際、本邦産同種の貨物の価格は令和 3 年度から令和 5 年度にかけて 18 ポイント下落し、令和 6 年度に 8 ポイント上昇したとされているが、同時期の ICIS 市況の変動としては、令和 3 年度から令和 5 年度にかけて 55 ポイント程度下落しており、令和 6 年度においては令和 5 年度の価格からほぼ横ばいとなっている。このように、ICIS の市況に比べると相当緩やかな下落といえ、これは、サプライヤーの価格交渉力によってコスト連動部分を増加させることにより、サプライヤーにとって市況よりも有利な価格で妥結していることの証左といえる。このことから、輸入如何にかかわらず、サプライヤーに有利な価格が決定されていることがわかり、輸入品の増加によって本邦産同種の貨物の価格が下落したわけではないといえる。

(ウ) **「表 27　本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格（工場渡し）の推移」**における製造原価の記載は、ミスリーディングであり、労務費や経費の過大評価の是正が必要である。すなわち、単位あたりの労務費や経費を計算する際の分母は国内販売分及び輸出分が含まれているところ、この輸出分が令和 3 年度 149kt から令和 6 年度 6kt に激減している（意見書 8 頁記載財務省貿易統計データ参照）ことにより、単位あたりの労務費・経費の上昇率が実際よりも過大に評価されている。この証左として、表 27 において、令和 6 年度における労務費の単価が、令和 3 年度と比べて 2.2 倍以上となっているのに対して、**「表 39　本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）の推移」**によれば、調査対象期間全体を通じて概ね横ばいに推移しつつ、調査対象期間全体で 14 ポイントの増加に留まっていることに示されており、これら労務費や経費の過大な費用計上であることが明確である。

(231) 輸入者である【輸入者 D】から、上記**「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」**に関し、次の内容の重要事実に関する反論[230]が提出された。

貿易統計上、令和 5 年 1 月から 6 月までの平均月間輸入量が 2,500 トンであるのに対して、【当社調達状況についての記載】7 月から 12 月までの平均月間輸入量は 6,030 トンとなり、2 倍以上となっている（なお、令和 5 年度上期（4 月から 9 月）と下期（10 月から 3 月）における平均月間輸入量はそれぞれ 4,497 トンと 6,090 トンとなっており、年度ベースで上期下期を比較しても増加している。）。これは、まさに、日鉄ケミカル&マテリアルの撤退に伴う輸入品の増加に他ならない。

(232) 輸入者である【輸入者 D】から、上記**「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」**に関し、次の内容の重要事実に関する反論[231]が提出された。

輸入量の増加についてデータを客観的かつ仔細に検討すると、本邦生産者の生産撤退や生産トラブルに起因するものであることがわかり、不当廉売によるものでないことが明らかである。

(233) 輸入者である【輸入者 D】から、上記**「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」**に関し、次の内容の重要事実に関する反論[232]が提出された。

---

230 重要事実に関する反論（【輸入者 D】　令和 8 年 9 月 30 日）
231 重要事実に関する反論（【輸入者 D】　令和 8 年 9 月 30 日）
232 重要事実に関する反論（【輸入者 D】　令和 8 年 9 月 30 日）

(ア) 本邦生産者の撤退は本邦生産者の国外輸出量減少によるところが大きいと考えられる。すなわち、日鉄ケミカル&マテリアルの九州製造所の管轄税関である戸畑税関支署のビスフェノールAの輸出数量を確認すると、令和元年度から令和 3 年度平均で 7.5 万トン／年に達していたが、海外におけるビスフェノールAの製造能力が増大したことにより令和 4 年度の輸出数量は半減している。同社の公称年間生産能力が 10 万トンであったことを考慮すると、同社のビスフェノールA事業は輸出に依存する事業構造であることが推察され、この数量が減少したことが撤退の原因であると考えられる。

(イ) したがって、調査対象貨物の輸入の増加によって日鉄ケミカル&マテリアルの撤退が引き起こされたというのは事実誤認である。

(234) 輸入者である【輸入者 D】から、上記**「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」**に関し、次の内容の重要事実に関する反論[233]が提出された。

調査対象貨物の輸入量の増加は、本邦生産者の撤退によって本邦の需要を賄えなくなり、当社を含むユーザーが輸入品の取扱いを開始したことに起因するものであり、不当廉売の結果とはいえない。

(235) 韓国の供給者である KUMHO P&B CHEMICALS から、上記**「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論[234]が提出された。

(ア) 当局は、輸入者から比較可能な調査対象貨物の販売価格が得られなかったため、貿易統計から価格を算出したと述べている一方で、**「表 26　調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全ての用途、工場渡し）」**では販売価格が工場渡し価格であると記載されている。調査当局は、AD 協定 3.1 及び 3.2 に基づく客観的な価格比較を可能とするために必要な説明として、貿易統計から導かれた輸入価格と本邦生産者の工場渡し価格とを同一の競争段階で比較することができるよう、輸入後に生じる費用、運賃及び取引段階の相違をどのように取り扱ったのかを説明すべきである。

(イ) 当局は、令和 6 年度において調査対象貨物の販売価格が常に本邦産同種の貨物の販売価格を下回っていたと述べている。年間加重平均価格が低いことは、当該年度を通じたあらゆる時点及びあらゆる取引において価格が低かったことを意味するものではない。より細分化された比較結果が調査記録上存在するのであれば、それを示すべきであり、そのような比較結果が存在しないのであれば、重要事実における記載及び認定は年間平均値から確認できる範囲に限定されるべきである。

(ウ) なお、上記(133)**「表 26　調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全ての用途、工場渡し）」**及び上記(169)**「表 44　本邦産同種の貨物及び調査対象貨物の国内販売価格並びに第三国産同種の貨物の販売価格（工場渡し）」**は、いずれも令和 3 年度を 100 とする国内価格及び輸入価格の指数を示しているが、先行する 3 年間の指数は一致しているにもかかわらず、令和 6 年度の値が異なっている。これらの不一致が単なる誤りであるならば、数値は訂正されるべきである。

---

[233] 重要事実に関する反論（【輸入者 D】　令和 8 年 9 月 30 日）
[234] 重要事実に関する反論（KUMHO P&B CHEMICALS　令和 8 年 10 月 1 日）

(236) 韓国の供給者である KUMHO P&B CHEMICALS から、上記**「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論[235]が提出された。

(ア) 重要事実においては、本邦産同種の貨物の価格がコストフォーミュラ又は市況価格フォーミュラとコストフォーミュラを組み合わせて決定され、実際の契約価格は ICIS 市況価格そのものではない旨認定されている。しかし、実際の価格水準が ICIS 市況価格と一致するかという問題と、価格の変動がアジア市場における共通する市場要因の影響を受けているかという問題とは別個である。ICIS 市況価格に一定のプレミアムを加える場合や、市況価格とコストを組み合わせる場合であっても、市況価格の下落は契約価格に反映され得る。

(イ) したがって、契約価格が ICIS 市況価格と同一ではないことのみをもって、令和 3 年の例外的な市場環境が緩和するにつれてビスフェノールA価格が下落したとの説明が否定されるものではない。不当廉売輸入による影響とその他の既知の要因による影響とを区別するに当たり、市場環境が価格に及ぼした影響についても検討すべきであり、ダンピングが存在する場合であっても、価格下落の全てが当該ダンピングによって生じたものとは限らない。

(237) 韓国の供給者である KUMHO P&B CHEMICALS から、上記**「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」**に関し、次の内容の重要事実に関する反論[236]が提出された。

(ア) 重要事実において日鉄ケミカル&マテリアルの設備停止時期とされる令和 5 年 12 月は、令和 5 年度に含まれる。三菱ケミカル黒崎工場における令和 6 年 3 月末の生産終了も、同じく令和 5 年度末に当たる。出光興産の令和 6 年 10 月の撤退は、その翌年度である令和 6 年度に属する。

(イ) 設備の停止と輸入の増加が同一の調査年度内に生じている場合、年次集計値のみをもって輸入の増加が設備停止に先行して生じたと認定することはできない。さらに、供給者による撤退の決定、実際の供給停止及び購入者による代替調達先の確保は、同一の日に発生する一つの事象ではなく、一定の時間的経過を伴う一連の事象である。

(ウ) 令和 5 年度中に生産を終了した設備については、年度単位の集計データのみから、輸入の増加が当該生産終了に先行していたか否かを確認することはできない。また、仮に輸入の増加が生産終了に先行していたとしても、そのような時系列上の先後関係のみをもって、不当廉売輸入が当該生産終了の原因であったと認定することはできない。

(エ) 調査対象貨物の輸入が行われていなければ、本邦生産者の撤退又は生産停止は生じなかったとの結論を導くためには、需要の減少、輸出の低迷及び生産拠点の再編等の影響を検討した上で、本邦生産者の撤退又は生産停止が輸入の増加をもたらした可能性についても検討する必要がある。これらの点を十分に検討することなく、輸入の増加が本邦生産者の撤退又は生産停止を引き起こしたと結論付けることは適切ではない。令和 5 年度まで生産能力が需要を上回っていたとの説明によっても、この問題が解決されるものではない。名目上の余剰生産能力が存在することは、特定の顧客に対し、要求される品質、契約条件及び納期に従って実際に供給可能な数量が存在することとは同一ではない。

---

[235] 重要事実に関する反論（KUMHO P&B CHEMICALS　令和 8 年 10 月 1 日）
[236] 重要事実に関する反論（KUMHO P&B CHEMICALS　令和 8 年 10 月 1 日）

(238) 韓国の供給者である KUMHO P&B CHEMICALS から、上記**「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」**に関し、次の内容の重要事実に関する反論[237]が提出された。

令和 3 年の例外的な高価格とその後の市場価格の正常化が調査対象期間中の価格動向に影響を及ぼしているところ、異常な市場環境が令和 2 年に始まったという事実のみをもって、令和 3 年における例外的な価格水準及びその後の価格調整を含め、当該市場環境が損害に係る調査対象期間中の価格に及ぼした影響を検討対象から除外することは正当化されるものではない。特に、令和 3 年度の高い価格水準及び利益水準を基準値 100 としてその後の変化を評価するのであれば、当該基準年度の市場環境は、当該変化を解釈する上で直接関係する。上記資料を考慮することなく令和 3 年度以降の価格下落を不当廉売輸入による価格影響に帰することは、起点時に存在した例外的な市場環境を看過するものである。

５－３－２－２　「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」に係る反論等に対する再反論等

(239) 申請者から、上記(226)の本邦生産者の撤退又は生産縮小が輸入増加に先行したとの反論に対して、次の内容の重要事実に関する再反論[238]が提出された。

(ア) 日鉄ケミカル&マテリアルによる事業撤退に関する顧客への通知は令和 5 年 9 月 11 日、出光興産による事業撤退の公表は同年 10 月 25 日、三菱ケミカル黒崎工場における生産終了の公表は令和 6 年 2 月 21 日であり、いずれも令和 5 年度下半期以降である。他方、韓国産品及び台湾産品の市場占拠率は、令和 5 年度の時点で既に前年度から大幅に上昇していた。

(イ) また、ビスフェノールＡの調達交渉は通常年度単位で行われ、供給元の切替えには新たな供給者の製品を用いた試験調達等を含む一定の準備期間を要することから、上記各通知又は公表を受けて令和 5 年度下半期中に新たな代替調達が開始されたとみることは困難である。したがって、令和 5 年度における韓国産品及び台湾産品の市場占拠率の上昇を、本邦生産者の撤退又は生産縮小に対応した代替供給によるものと説明することは困難である。

(ウ) さらに、撤退した本邦生産者にも一定数の国内顧客が存在し、申請者は撤退した生産者の国内顧客に対して代替供給を申し出たにもかかわらず、当該需要者の一部は調査対象貨物への切替えを行った。このことからすれば、当該切替えが国内生産者の供給能力不足のみに起因するとはいえず、廉売された調査対象貨物の価格面での優位性も考慮する必要がある。

(240) 上記(235)の KUMHO P&B CHEMICALS からの重要事実に関する反論及び上記(227)の【輸入者 B】からの重要事実に関する反論に対して、重要事実に関する再反論の提出はなかった。

(241) 申請者から、上記(229)の【輸入者 B】、【輸入者 D】及び CHANG CHUN PLASTICS からの重要事実に関する反論等に対して、次の内容の重要事実に関する再反論[239]が提出された。

---

[237] 重要事実に関する反論（KUMHO P&B CHEMICALS　令和 8 年 10 月 1 日）
[238] 重要事実に関する再反論（三菱ケミカル及び三井化学（2 者連名）　令和 8 年 10 月 15 日）
[239] 重要事実に関する再反論（三菱ケミカル及び三井化学（2 者連名）　令和 8 年 10 月 15 日）

(ア) 単なる設備能力の縮小や一部プラントの稼働停止については、事業の全面的な終了とは異なり、顧客への影響が小さい場合には、顧客への個別通知又は対外公表が行われない場合もある。

(イ) 他方、ビスフェノールA事業からの全面的な撤退については、申請者には経験がなく、直近の事例も日鉄ケミカル&マテリアル及び出光興産の 2 社に限られるため、本業界における一般的な取扱いを一概に述べることは困難である。もっとも、当該 2 社については、販売終了までに一定の期間を確保した上で、顧客への通知又は対外公表を行っている。

(ウ) 日鉄ケミカル&マテリアル及び出光興産によるビスフェノールA事業からの撤退並びに三菱ケミカルによる生産設備縮小に関する顧客への通知又は対外公表は、いずれも令和 5 年度 9 月以降に行われている。具体的には、日鉄ケミカル&マテリアルは令和 5 年 9 月 11 日付けで、顧客に対して令和 6 年 3 月末を目途にビスフェノールAの販売を終了する旨を通知し、出光興産は令和 5 年 10 月 25 日付けで、令和 6 年 10 月までにビスフェノールAの生産を停止する旨を公表した。また、三菱ケミカルは令和 6 年 2 月 21 日付けで、同年 3 月末に黒崎工場でのビスフェノールA生産を終了する旨を公表している。

(エ) ビスフェノールAの調達契約交渉は年度単位で行われることが多く、仮に半期単位で調達を行う需要者が存在するとしても、上記各通知又は公表の時期に照らせば、これらを受けて令和 5 年度下半期中に新たな代替調達を開始できた需要者は限定的である。そのため、上記 3 社の撤退又は生産縮小に対応した代替供給が開始されたのは、早くとも令和 6 年度上半期以降と考えられる。

(オ) なお、出光興産については、既存の証拠上、令和 6 年度中も供給を継続していたことが示されている。また、三菱ケミカル黒崎工場で生産されるビスフェノールAは大半（令和 3 年度の輸出割合は約【輸出割合】%）[240]が輸出向けであったことから、同工場の生産終了に伴って輸入品による代替供給が生じたとしても、その数量は限定的であったと考えられる。

(カ) これに対し、韓国品及び台湾品の市場占拠率は、令和 5 年度の時点で既に前年度から大幅に上昇している。この輸入増加は、上記各社による撤退又は生産縮小の通知・公表を受けて代替調達が現実に開始し得る時期よりも先行しているため、当該市場占拠率の増加を、本邦生産者の撤退又は生産縮小に対応した代替供給によるものと説明することは困難である。

(242) 申請者から、上記(231)の【輸入者 D】からの重要事実に関する反論等に対して、次の内容の重要事実に関する再反論 [241]が提出された。

(ア) 例年 1 月から 3 月にかけては、輸入量が減少する傾向にあるところ、輸入通関統計によれば、令和 5 年は、1 月から 3 月にかけての減少幅がひときわ大きかったため、令和 5 年 1 月から 6 月までの平均月間輸入量と同年 7 月から 12 月までの平均月間輸入量を単純に比較するのは、恣意的な比較であり、必ずしも妥当な数的分析であるとはいいがたい。

(イ) 加えて、そもそも撤退のアナウンスと輸入量増加の時期が一致していたとしても、それをもって、直ちに、輸入量増加を撤退アナウンスの結果と位置付けることはできない。

---

240 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（添付資料 B-1-2 (2)）

241 重要事実に関する再反論（三菱ケミカル及び三井化学（2 者連名）　令和 8 年 10 月 15 日）

(ウ) すなわち、通常、供給元の切替えには、それに先立って、新たな供給者の製品を用いた小ロットでの試験調達・品質評価等を含む一定の準備期間を要する（準備期間は、需要者によっても異なると思われるものの、半年近くから長期間に及ぶ場合には年単位の時間を要すると考えられる。）。

(エ) また、既に、一定量のビスフェノールＡを購入していた調達先からの調達量を増やす場合も、契約交渉には通常数ヶ月程度は要するため、既存の調達先からの調達量を大きく増加させる場合であっても相当程度の準備期間が必要になり得る。

(オ) したがって、撤退のアナウンスと同時期又は直後に輸入量が大幅に増加している場合、それは、撤退アナウンスの相当程度前から準備されていた輸入品への切替であることが多いと考えられる。国内産業にとって、輸入品への切替準備を進めている需要者との交渉は当然苦戦を強いられるのであり、むしろ、こうした交渉の難航が、撤退判断の一助となったものと推測される。

(カ) 実際、上記のとおり、日鉄ケミカル&マテリアルによる撤退アナウンスの時期は、令和5年9月であるところ、令和5年7月から、韓国・台湾からの輸入量が増加していることは、まさに日鉄ケミカル&マテリアルによる撤退アナウンスの前から同社の顧客による韓国・台湾への切替の準備が進められていたこと（ひいては、韓国・台湾品への切替準備を進めている本邦の需要者との交渉が難航したこと）を示す事情といえ、調査対象貨物の輸入により国内産業が損害を被ったことの証拠となると考えられる。

(243) 申請者から、上記(232)の【輸入者D】からの重要事実に関する反論等に対して、次の内容の重要事実に関する再反論[242]が提出された。

(ア) 仮に、生産トラブルによる供給停止が調査対象貨物の輸入の増加につながったのであれば、本邦生産者と本邦の需要者との間での交渉内容としては、値下げよりも安定供給について議論が行われるのが自然である。もっとも、需要者からは、海外市況を理由とする一貫した値下げを求める交渉が行われていたのであり、本邦生産者の生産トラブルによる供給停止が調査対象貨物の増加につながったわけではないと考えられる。

(イ) また、【輸入者D】が主張する本邦生産者の生産トラブルについては、三井化学の大阪工場の令和6年7月から9月頃の生産トラブルが念頭に置かれているものと理解できるところ、実際には、下記＜調査対象貨物の輸入量の推移（半期ごと）＞[243]のとおり、調査対象貨物の輸入量の増加は既にそれ以前から始まっていたのであり、本邦生産者の生産トラブルによる供給停止が調査対象貨物の増加につながったとの主張と論理的に整合しない。

＜調査対象貨物の輸入量の推移（半期ごと）＞

・2021年度上半期：24,427,330kg
・2021年度下半期：16,150,000kg
・2022年度上半期：20,651,970kg
・2022年度下半期：13,353,910kg
・2023年度上半期：26,982,993kg
・2023年度下半期：36,541,238kg
・2024年度上半期：40,309,523kg
・2024年度下半期：45,461,089kg

242 重要事実に関する再反論（三菱ケミカル及び三井化学（2者連名）　令和8年10月15日）
243 申請書別紙（非開示）7_輸入動向を集計

（ウ） また、令和 5 年度から令和 6 年度にかけての韓国・台湾品の輸入量の増加は、当該生産トラブルによる三井化学の生産量の減少幅を遙かに上回る数値であることからも、三井化学の生産トラブルを補う形で韓国・台湾品の輸入が増えたとの説明では、輸入量の増加を説明しきれない。

(244) 申請者から、上記(228)（イ）の【輸入者 B】からの重要事実に関する反論等及び上記(233)の【輸入者 D】からの重要事実に関する反論等に対して、次の内容の重要事実に関する再反論[244]が提出された。（注）下記要約は再反論者により付されたものであり、当報告書におけるその他の要約とは異なる場合がある。

（ア） 令和 5 年 11 月の日鉄ケミカル&マテリアル、令和 6 年 3 月の三菱ケミカル黒崎工場、同年 10 月の出光興産と、約 1 年の間に国内のビスフェノールＡ製造設備の稼働停止が相次いでいる。国内需要の縮小等、輸入の急増以外の理由による通常の構造調整であれば、国内需要を満たしつつ段階的に生産能力が削減されるのが通常であり、このように同時多発的な設備停止が生じるとは考えにくい。実際、上記 3 設備のうち三菱ケミカル黒崎工場だけでも廃止されていなければ、本邦生産者の供給能力は国内需要を上回っていたと考えられる。むしろ、国内製造設備の過半数が短期間に廃止され、国内生産能力が国内需要を下回るに至ったこと自体が、調査対象貨物の輸入急増によって本邦生産者が損害を受けたことを裏付ける事情である。

（イ） 撤退した本邦生産者が輸出中心であったとの反論も妥当ではない。出光興産には、【産業上の使用者①】、【産業上の使用者②】、【産業上の使用者③】、【産業上の使用者④】、【産業上の使用者⑤】、【産業上の使用者⑥】、【産業上の使用者⑦】が、日鉄ケミカル&マテリアルには、【産業上の使用者②】、【産業上の使用者⑦】、【産業上の使用者⑧】が国内顧客として存在しており、これらの顧客の中には、実際に、両社製品から韓国・台湾からの輸入品へ切り替え、又は切替を行うことを示唆した厳しい価格交渉を行っていたものも存在すると考えられる。本邦生産者 2 社（申請者）は、撤退した 2 社の国内顧客に対して代替供給を申し出たものの、これらの需要者は輸入品への切替えを実施している。このように撤退した 2 社にも多数の国内顧客が存在していた以上、輸出が中心であったことを理由として輸入品による損害を否定することはできない。

（ウ） また、戸畑支署付近には、令和 6 年 3 月まで操業していた三菱ケミカル黒崎工場も所在している。三菱ケミカルも、同工場の操業中及び操業終了後の一定期間、在庫品を含め同支署管轄地域からビスフェノールＡを輸出していたため、同支署からのビスフェノールＡ輸出の全量を日鉄ケミカル&マテリアルによるものと評価することはできない。

（エ） ビスフェノールＡのような汎用品は、取引価格にもよるものの、一般に稼働率が 8 割を下回ると収益率が悪化することが多い。出光興産及び日鉄ケミカル&マテリアルにも一定割合の国内需要者が存在していた以上、これらの国内顧客は両社の収益に相応の影響を及ぼしていたと考えられる。そのため、当該顧客が韓国・台湾からの調査対象貨物に切り替え、又はその切替えを検討したことが、両社による事業撤退の判断に影響を与えたと考えるのが自然である。

（オ） 申請者は、出光興産及び日鉄ケミカル&マテリアルの撤退後の供給を補完するため、両社の国内販売先に対して営業活動を行っていた。それにもかかわらず需要者が調査対象貨物へ切り替えたのであれば、その理由は、残存する国内生産者に撤退 2 社の供給量を代替するだけの生産能力がなかったことではなく、廉売された調査対象貨物が価格面で優位であったことにあると考えられる。したがって、輸入増加が国内生産者の生産能力不足に起因するとの反論は、因果の機序を誤っている。

---

[244] 重要事実に関する再反論（三菱ケミカル及び三井化学（2 者連名）　令和 8 年 10 月 15 日）

(カ) そもそも、不当廉売関税制度上、国内産業の供給能力が国内需要を上回ることは課税要件とされていない。AD 協定その他の国際協定及び国内法令は、国内産業の供給能力が国内需要を上回ることを措置の要件としておらず、国内供給能力が国内需要を下回る場合に国内産業の損害が否定されるとも定めていない。実際、国内産業の供給能力が国内需要を満たしていない場合であっても、国内産業の損害を認定して措置を発動した例は、米国、欧州、中国その他の国に多数存在する。したがって、国内ビスフェノールA生産者の生産能力のみでは国内需要の全量を満たせないことは、不当廉売課税を否定する理由とはならない。

(キ) また、不当廉売関税は調査対象貨物の輸入自体を禁止する措置ではない。不当廉売関税が課された場合でも、韓国・台湾の生産者は日本向け輸出を継続することができ、その価格が不当廉売によるものでなければ、輸入者は不当廉売関税の還付を求めることもできる（法第 8 条 32 項）。したがって、不当廉売関税の賦課によって韓国・台湾品の供給が直ちに途絶し、国内に供給不足が生じるわけではない。国内生産能力のみでは国内需要を満たせないことを理由として、不当廉売課税が適切でないとする反論は妥当ではない。

(ク) 安定供給の観点からも、不当廉売課税によって一部の供給者への依存度が高まるとの懸念は、不当廉売課税を否定する理由とはならない。韓国・台湾の生産者は、不当廉売によらない価格であれば日本向け輸出を継続でき、一定の場合には課税分の還付も可能であるため、不当廉売課税によって供給者数や供給量が当然に減少するものではない。他方、韓国・台湾品による不当廉売を放置した結果、残存する国内 2 社まで撤退を余儀なくされれば、国内需要者はビスフェノールA調達を輸入品のみに依存することとなり得る。供給源の地理的分散及び緊急時の供給確保の観点からは、このような状況の方が安定供給上のリスクは大きく、国内産業を適法かつ合理的な範囲で保護する必要がある。

(ケ) 以上のとおり、そもそも残存する国内生産者の供給能力が国内需要量を上回ることは不当廉売課税の要件ではない。加えて、国内需要を十分に上回る生産能力を有していた本邦生産者が、約 1 年という短期間に国内製造設備の過半数を廃止し、国内生産能力が国内需要を下回るに至ったこと自体が、調査対象貨物によって国内産業が損害を受けた結果である。

(コ) また、撤退した 2 社には一定数の国内顧客が存在し、両社の撤退後、申請者がこれらの顧客に対して営業活動を行ったにもかかわらず、顧客は調達先を調査対象貨物へ切り替えている。このように申請者による代替供給の申出がなされていた以上、国内生産者の生産能力不足が調査対象貨物への切替えの理由であったとは評価できない。

(245) 申請者から、上記(228)（ウ）の【輸入者 B】からの重要事実に関する反論等に対して、次の内容の重要事実に関する再反論[245]が提出された。（注）下記要約は再反論者により付されたものであり、当報告書におけるその他の要約とは異なる場合がある。

(ア) 東アジアという範囲で見れば、ポリカーボネートの生産も行っているビスフェノールAの生産者から、ビスフェノールAを調達している国内のポリカーボネートメーカーも多数存在する。撤退済みの国内事業者である出光興産も平成 27 年頃までは国内でポリカーボネートを生産していたし、今でも海外では、ポリカーボネートの生産に関与をしており、アジアにおけるポリカーボネートの競争事業者の一角であるといえるところ、ポリカーボネートの生産者である【産業上の使用者(ア)】は、出光興産がビスフェノールAの生産から撤退するまでは、出光興産からビスフェノールAを調達していた。また、韓

[245] 重要事実に関する再反論（三菱ケミカル及び三井化学（2 者連名）　令和 8 年 10 月 15 日）

国のビスフェノールA生産者 3 社中 2 社（LG Chem の他に日本にビスフェノールAを輸出しているとは認識していない三陽化成株式会社（Samyang Kasei Co., Ltd.））はポリカーボネートを生産しているところ、【産業上の使用者(ア)】や【産業上の使用者(イ)】は、【ビスフェノールAの供給者(ア)】からビスフェノールAを調達しているし、【産業上の使用者(ウ)】は、ポリカーボネートの生産も行っている【ビスフェノールAの供給者(イ)】からビスフェノールAを購入している。

(イ) そのため、ポリカーボネートの競合他社であるからビスフェノールAを調達できないというのは、あくまで個社の判断であり、不当廉売関税を課税することの不適切性を基礎づける事情とならないと考えられる。もちろん、秘密情報の管理については、生産者との間で必要な秘密保持に関する取り決めをすれば足りるし、そのような例は他業界を含めて多数存在する。

(246) 申請者から、上記(230)の【輸入者 D】からの重要事実に関する反論に対して、次の内容の重要事実に関する再反論[246]が提出された。

(ア) ICIS 市況価格という場合、ビスフェノールAについては、中国の主要港に船で品物が到着した時点（着船船側渡し）での、運賃込みの市場価格を意味する。実際には、中国において、ビスフェノールA生産施設が急増し、中国市場で在庫が有り余っている近時、ICIS 市況は低い状況が続いている。

(イ) コスト連動部分が、市況価格の上昇局面及び下落局面のいずれにおいても、価格変動を一定程度緩和する機能を有していることは事実であるが、これを理由として、「サプライヤーに有利な価格が決定されており、輸入品の増加によって本邦産同種の貨物の価格が下落したものではない」とは評価できない。

(ウ) 本邦生産者と各需要者との間では、100%市況連動による価格決定は行われておらず、コスト連動部分との割合や、利益相当分として設定される切片（adder）の水準は、交渉によって決定される。これらの交渉可能部分において、需要者による輸入品を引き合いに出した価格抑制が行われていることは既に証拠により示したとおりである。したがって、韓国品及び台湾品は、価格決定フォーミュラの交渉可能部分を通じて、本邦産同種の貨物の販売価格を抑制している。

(エ) 需要家は、市況の上昇局面ではコストフォーミュラを用いる（あるいはその比率を高くする）ことを求め、市況が下がれば市況を用いる（あるいはその比率を高くする）ことを求めており、実際、市況価格が高い水準にあった令和 3 年度には、需要者から、市況価格より安くビスフェノールAを調達するべく、コストフォーミュラの比率を引き上げることによって価格上昇を抑制するよう求められ、本邦生産者がこれに応じた例がある。このことは、価格フォーミュラが必ずしもサプライヤーに有利に決定されていたものではなく、コスト連動部分が販売価格の上昇を抑制する方向にも作用していたことを示している。したがって、サプライヤーに有利な価格が決定されていたとの評価は公正ではない。

(247) 申請者から、上記(236)の KUMHO P&B CHEMICALS による ICIS 市況価格の下落が本邦産同種の貨物の価格下落を説明するとの重要事実に関する反論に対して、次の内容の重要事実に関する再反論[247]が提出された。

---

246 重要事実に関する再反論（三菱ケミカル及び三井化学（2 者連名）　令和 8 年 10 月 15 日）
247 重要事実に関する再反論（三菱ケミカル及び三井化学（2 者連名）　令和 8 年 10 月 15 日）

(ア) 本邦生産者と需要者との間では 100%市況連動による価格決定が行われているわけではなく、市況連動部分とコスト連動部分との割合や利益相当分として設定される切片等には交渉可能な部分が存在する。

(イ) そして、これらの交渉可能部分において、需要者が輸入品を引き合いに出して値下げ又は価格据置きを求めるなど、輸入品による価格抑制が生じている。したがって、ICIS 市況価格が国内価格に一定の影響を及ぼすとしても、そのことから、調査対象貨物が本邦産同種の貨物の販売価格を押し下げ、又はその上昇を抑制したことが否定されるものではない。

(ウ) また、市況価格が高い局面では、需要者がコストフォーミュラの比率を引き上げることにより価格上昇を抑制するよう求めた事例も存在する。このため、価格フォーミュラが一貫して本邦生産者に有利に作用していたとはいえず、ICIS 市況価格と本邦産同種の貨物の価格の変動幅が異なることのみをもって、調査対象貨物による価格押下げ又は価格上昇抑制がなかったと評価することはできない。

５－３－２－３　「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」に係る反論等の検討

(248) 上記(226)の【輸入者 A】からの重要事実に関する反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 【輸入者 A】は、国外輸出需要及び本邦における需要が減少したため、複数の本邦生産者が事業から撤退し、これによって国内自給率が低下したことを背景として、国内需要を満たすため輸入量が増加したにすぎず、輸入量の増加は不当廉売の結果によるものではない旨主張する。しかし、その根拠として主張されているのは、①令和 3 年から令和 5 年にかけて本邦産同種の貨物の輸出量が減少している旨、②輸入量が顕著に増加した令和 5 年下半期は、本邦生産者が事業撤退を発表した時期の「おおむね 1 年前」の時期と重なる旨の指摘である。

(イ) しかし、①について、本邦産同種の貨物の輸出量が減少しているとの事情は、その輸出量の減少が調査対象貨物の輸入によりもたらされたことを何ら否定するものではない。**「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」**の上記(136)で指摘したとおり、輸出量減少の要因は、低廉な輸入品が国内に流通したため、本邦産同種の貨物の価格が低迷して売上高が売上原価を下回り、利潤も営業赤字、経常赤字となった上、本邦の産業における生産高の減少及び稼働率の低下を招いたことによるものであると認められる。

(ウ) また、②について、【輸入者 A】の主張は、本邦生産者の事業撤退がなされた後に、これを受けて、当該輸入貨物の輸入の著しい増加及び市場占拠率の増加が生じたとの時系列が見受けられないとの指摘に対する反論にならない。【輸入者 A】は、本邦生産者の事業撤退の「おおむね 1 年前」の時期からすでに輸入量が増加していたことを認めている。加えて、申請者によれば、本邦産同種貨物の調達交渉は通常年度単位で行われ、供給元の切替えには一定の準備期間を要することから、本邦生産者の事業撤退が公表された際に、即時に輸入品に切り替えるとの対応は困難であるとのことであり、当該主張を合理的に否定する事情も見受けられない。

(エ) 以上より、上記(226)の【輸入者 A】の反論はいずれも受け入れられない。

(249) 上記(227)の【輸入者 B】からの重要事実に関する反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 【輸入者 B】は、同社が比較可能なデータを提供していることから、貿易統計のみに依拠せず、同社の提出データを用いて価格を算出すべき旨主張する。この点、上記(132)及び脚注 120 で述べたとおり、調査当局は、輸入者の回答から調査対象期間中の全ての年度について比較可能な調査対象貨物の販売価格の回答が得られなかったため、貿易統計を用いて算出したものである。検討の結果、提供されたデータは比較可能なものと判断されなかった。具体的には、回答のあった輸入者の質問状回答様式 C-1 の回答では、令和 3 年度及び令和 4 年度について、調査対象貨物の庭先渡しによる販売数量および販売金額が【数値】であった。また、工場渡しについても、令和 4 年度、令和 5 年度について販売金額が【数値】であり、それぞれの期間について、販売単価を算出することができなかった。なお、WTO の先例においても、CIF 価格を基礎とする輸入価格と国内産品の工場渡し価格との比較について、輸入品と国内産品が最初に競争する段階の価格として比較可能性がある旨認定されており、調査当局が採用した価格比較の方法の合理性は否定されない。

(イ) 以上より、上記(227)の【輸入者 B】の反論は受け入れられない。

(250) 上記(228)の【輸入者 B】からの重要事実に関する反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 【輸入者 B】は、日鉄ケミカル&マテリアルの発表において、撤退理由として、輸入品による当該事業への影響については何ら触れていないことから、本邦産同種の貨物の販売先がなくなったことが撤退の原因であると主張する。

(イ) しかし、当該発表において、当該輸入貨物の影響が明示されていないことは、それ自体、当該輸入貨物が本邦市場における価格及び販売に影響を与えなかったことを示すものではない。

(ウ) また、【輸入者 B】は、調査対象貨物の国内需要量を満たせるほどの生産能力が申請者にはなかった上、申請者のうち一社は、競合他社に該当するため、営業上重要な情報を当該申請者に開示することはできず、同社からの購入はできなかったと主張する。

(エ) しかし、申請者における生産能力については、**「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」**において認定したとおり、令和 5 年度までは本邦生産者の生産能力は国内需要を優に上回る約 1.5 倍から 2 倍に達していたにもかかわらず、販売量の減少に伴いやむなく生産能力を減少させていったことがうかがわれ、それを否定する証拠も指摘されていない。

(オ) さらに、秘密情報の取り扱いについては必要な秘密保持に関する契約を締結することで手当ができる以上、本邦産同種の貨物を購入しないことは個社の判断にすぎず、不当廉売がされた調査対象貨物を購入する理由にはならない。実際にも、申請者のうち一社が【輸入者 B】と競合関係があることのみから、本邦産同種の貨物の調達が一般的に不可能であるといった事情は見当たらない。

(カ) 以上より、上記(228)の【輸入者 B】からの反論は受け入れられない。

(251) 上記(229)の【輸入者 B】、【輸入者 D】及び台湾生産者である CHANG CHUN PLASTICS からの重要事実に関する反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 【輸入者 B】、【輸入者 D】及び CHANG CHUN PLASTICS は、生産設備の停止に際しては、顧客による代替製品の品質評価等に必要な期間を確保するため、実際の設備停

止に先立って十分なリードタイムをもって生産終了が通知されるのが通常であるから、顧客は実際の設備停止時期に先立って代替品に移行することが想定される以上、設備停止時期を基準とするべきではない旨主張しているものと理解される。

(イ) しかし、実際の設備停止に先立って十分なリードタイムをもって生産終了が通知されるとの慣例が実際に存在する事実を示す具体的な根拠は示されていない。また、仮にかかる慣例が存在するとしても、代替品の調達にあたっては、顧客による新たな供給者の製品を用いた小ロットでの試験調達や代替製品の品質評価等の準備を行う必要があるため、通知又は公表ののち直ちに製品の切り替えが行われることは考えにくい。したがって、上記各社の通知又は公表を受けた代替調達が現実に開始し得るのは、顧客への通知又は対外公表から一定の期間が経過した後に行われることが通常であると考えられる。

(ウ) ところが、**「表 25　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」**によれば、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて当該輸入貨物の占拠率が 2.2 倍に倍増しているところ、代替品の調達にあたっては一定の準備期間が必要であることを踏まえれば、調査対象貨物の輸入増加は、各社の通知又は公表を受けた代替調達が現実に開始し得る時期よりも先行して生じていると考えられる。

(エ) また、そもそも調査対象貨物の輸入が本邦産同種の貨物の価格及び販売に及ぼした影響については、設備停止と輸入増加の先後関係のみから判断するものではない。上記(134)に記載したとおり、本邦生産者は、取引先から安価な輸入品への切替えの可能性を示され、値上げ幅の圧縮又は値下げを要求された結果、価格の見直しを断念し、又は販売機会を失っている。また、上記(141)に記載した産業上の使用者の回答においても、価格競争力の向上、採算確保又はコストダウンを目的とした当該輸入貨物の購入及び購入数量の増加が確認されている。これは、2 社の撤退後、申請者による代替供給の申出がなされていたにもかかわらず、顧客は調達先を調査対象貨物へ切り替えていることからも認められる事実である。したがって、撤退に伴う代替調達と、価格競争によって生じた販売・価格への影響とは区別して評価する必要がある。前者の存在をもって後者を否定することはできず、撤退に伴う調達先変更を理由として上記の具体的な価格効果を否定する反論は受け入れられない。

(オ) 以上より、上記(229)の【輸入者 B】、【輸入者 D】及び CHANG CHUN PLASTICS からの反論は受け入れられない。

(252) 上記(230)の【輸入者 D】からの重要事実に関する反論について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 【輸入者 D】は、本邦産同種の貨物の価格は主に ICIS 市況価格に連動して決定されていた旨主張する。この点、上記(138)で述べたとおり、申請者によれば、取引価格は、原則として原材料価格・コストを基礎とするコストフォーミュラ又は市況価格フォーミュラとコストフォーミュラを一定割合で組み合わせる方法により算定されており、ICIS 市況価格がそのまま取引価格となるものではないとのことである。価格決定フォーミュラにおいて、ICIS に連動した部分とコストに連動した部分に分かれており、その割合についてはサプライヤーとの交渉となることがある点は、【輸入者 D】も反論において認めている。

(イ) その上で、【輸入者 D】は、ICIS 価格が下落する局面においては、本邦産同種の貨物の価格の下落を緩やかにする方向で交渉が行われており、輸入如何にかかわらず、有利な価格が決定されている旨主張する。しかし、ICIS 市況価格と本邦産同種の貨物の国内販売価格の下落幅が異なることのみをもって、調査対象貨物の輸入による価格への影響

がなかったとはいえない。すなわち、申請者によれば、コスト連動部分は、市況価格の下落局面のみならず上昇局面においても、価格の変動を一定程度緩和する機能を有するとのことである。そのため、ICIS 市況価格と比較して本邦産同種の貨物の国内販売価格の下落幅が小さいことは、必ずしも本邦生産者に有利な価格で妥結していたことを意味するものではない。

(ウ) また、仮に ICIS 市況価格と比較して本邦産同種の貨物の国内販売価格の下落幅が小さかったとしても、そのことは、調査対象貨物の輸入によって本邦産同種の貨物の価格が押し下げられ、又はその上昇が妨げられていたことを否定するものではない。実際、上記**「３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**で述べたとおり、本邦産同種の貨物については、令和 4 年度以降、製造原価が国内販売価格を上回っており、製造原価の上昇を国内販売価格に転嫁できず赤字状態となっていたことが確認されている。また、本邦生産者が販売赤字を回避すべく値上げ交渉を行ったものの、取引先から安価な韓国・台湾産の輸入品への切替えの可能性を示唆され、値上げ幅の圧縮や値下げを要求されたため、価格の見直しを断念した事例[248]等も確認されている。さらに、上記**「３－５－５　国内価格に影響を及ぼす要因」**で述べたとおり、調査対象貨物の輸入量及び市場占拠率が大幅に増加する中、本邦生産者は、製造原価を下回る安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求され、製造原価の上昇に見合った価格設定を行うことができなかったこと[249]が確認されている。上記の具体的な事実に基づく認定は、ICIS 市況価格より国内販売価格の下落幅が小さかったという事情によって否定されるものではない。

(エ) 【輸入者 D】は、輸出量の減少により単位当たりの労務費及び経費が過大に評価されており、**「表 27　本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格（工場渡し）の推移」**の労務費単価の増加幅と**「表 39　本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）の推移」**の一人当たり賃金の増加幅の相違がその証左である旨主張する。しかし、**「表 27　本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格（工場渡し）の推移」**の注 1 から注 3 までに示す分母は国内向け生産量であり、**「表 39　本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）の推移」**の注 1 では賃金の合計を平均雇用人数及び 12 か月で除している。製品 1kg 当たりの費用と雇用者一人当たりの月平均賃金は異なる指標であるから、その増加幅が異なることのみをもって過大な費用計上であるとはいえない。上記**「３－５－５　国内価格に影響を及ぼす要因」**で述べたとおり、そもそも、労務費の製造原価に占める割合は【1-5】%と非常に小さく、製造原価に与える影響は僅少である。また、上記(149)で述べたとおり、製造原価の上昇は労務費及び経費のみならず、製造原価の大部分を占める原材料費の増加も反映したものであり、原材料費は調査対象期間全体で 40 ポイント増加している。上記(134)及び(186)のとおり、輸出分を除いた国内販売についても、令和 4 年度以降、製造原価が国内販売価格を上回り、原材料費を含む製造原価の上昇を国内販売価格に転嫁できず赤字状態となっていることが認められるのであり、これらの事実を踏まえた損害の認定は、輸出数量の減少により否定されるものではない。

(オ) 以上より、ICIS 市況価格と本邦産同種の貨物の国内販売価格の下落幅に差異があることをもって、調査対象貨物の輸入が本邦産同種の貨物の価格に及ぼした影響を否定することはできず、上記(230)の、【輸入者 D】の反論は受け入れられない。

(253) 上記(231)の【輸入者 D】からの重要事実に関する反論について、調査当局は次のとおり検討した。

---

248 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-3-1 及び C-3-2、添付資料 C-3-3）
249 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-3-1 及び C-3-2、添付資料 C-3-3）

(ア) 【輸入者 D】は、貿易統計上、7 月から 12 月までの平均月間輸入量が令和 5 年 1 月から 6 月までの平均月間輸入量の 2 倍以上となっていること、特に令和 5 年度上期（4 月から 9 月）と下期（10 月から 3 月）における平均月間輸入量を比較しても増加していることが、日鉄ケミカル&マテリアルの撤退により調査対象貨物の輸入が増加したことを示すものであると主張する。

(イ) しかし、上記のとおり、代替品の調達にあたっては一定の準備期間が必要であることを踏まえれば、調査対象貨物の輸入増加は各社の通知又は公表を受けた代替調達が現実に開始し得る時期よりも先行して生じていると考えられる。

(ウ) また、調査対象貨物の輸入量は、【輸入取引の実態】があり[250]、ただちに 1 月から 6 月までの平均月間輸入量と 7 月から 12 月までの平均月間輸入量や上期における平均月間輸入量と下期における平均月間輸入量を比較することはできない。

(エ) 以上より、上記(231)の【輸入者 D】からの反論は受け入れられない。

(254) 上記(232)の【輸入者 D】からの重要事実に関する反論について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 【輸入者 D】は、輸入量の増加の原因は、本邦生産者の生産撤退や生産トラブルに起因するものであると主張する。

(イ) しかし、上記のとおり、輸入量の増加の原因が本邦生産者の生産撤退によるものであることは認められない。

(ウ) また、仮に、本邦生産者における生産トラブルを契機として調査対象貨物への切替えが進み、その結果として輸入量が増加したのであれば、本邦生産者と需要者との交渉においても、供給の安定性や供給継続の確保が主要な論点となることが自然である。しかし、値上げ幅の圧縮や値下げを要求されたため、価格の見直しを断念した事例、価格交渉で有利な調査対象貨物を引き合いに出された結果、安値競争によるさらなる営業赤字を回避すべく、取引先との販売成約数を減少せざるを得なかった事例や、その結果として調査対象貨物に販売の機会を奪われるなどの事実[251]が確認されており、実際の交渉においては、海外市況を背景とする価格引下げが一貫して求められていたことからすれば、調査対象貨物の輸入増加の主たる要因が、本邦生産者の生産トラブルによる供給停止にあったとは認め難い。

(エ) さらに、本邦生産者の生産トラブルとされた三井化学の大阪工場の令和 6 年 7 月から 9 月頃の生産トラブルとの関係でも、**「表 23　当該輸入貨物の輸入量」**によれば、令和 5 年度の輸入量は令和 4 年度の輸入量と比較してもおよそ 2 倍に増加しているため、調査対象貨物の輸入量の増加が本邦生産者の生産トラブルによるものであるとはいえない。

(オ) 以上より、上記(232)の【輸入者 D】からの反論は受け入れられない。

(255) 上記(228)（イ）の【輸入者 B】からの重要事実に関する反論及び上記(233)の【輸入者 D】からの重要事実に関する反論について、調査当局は次のとおり検討した。

---

250 申請書別紙（非開示）7_輸入動向

251 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-3-1 及び C-3-2、添付資料 C-3-3、調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）

(ア) 【輸入者 D】は、日鉄ケミカル&マテリアルの九州製造所の管轄税関である戸畑税関支署のビスフェノールA輸出数量から、同社のビスフェノールA事業は輸出に依存する事業構造であることが推察され、この数量が減少したことが撤退の原因であると考えられるため、調査対象貨物の輸入の増加によって日鉄ケミカル&マテリアルの撤退が引き起こされたというのは事実誤認であると主張する。

(イ) しかし、**「表 29　本邦の産業の生産量の推移（輸出量分、自家消費分除外）」**によれば、確かに令和 6 年度の輸出量は令和 3 年度に比して 96%減少しているものの、令和 3 年度の輸出量は国内販売量の【割合】程度であり、日鉄ケミカル&マテリアルのビスフェノールA事業が輸出に依存する事業構造であったとはいえない。

(ウ) さらに、三菱ケミカルの黒崎工場は令和 6 年 3 月まで稼働していたところ、戸畑税関支署のビスフェノールA輸出数量には同工場からの輸出量も含まれている可能性があり、戸畑税関支署のビスフェノールA輸出数量からただちに日鉄ケミカル&マテリアルのビスフェノールA事業が輸出に依存する事業構造であったことを示すことはできない。

(エ) 以上より、上記(228)（イ）の【輸入者 B】からの反論及び上記(233)の【輸入者 D】からの反論は受け入れられない。

(256) 上記(234)の【輸入者 D】からの重要事実に関する反論について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 【輸入者 D】は、調査対象貨物の輸入量の増加は、本邦生産者の撤退によって本邦の需要を賄えなくなり、当社を含むユーザーが輸入品の取扱いを開始したことに起因するものであり、不当廉売の結果とはいえないと主張する。

(イ) しかし、上記**「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」**において認定したとおり、調査対象貨物の輸入が行われていなければ、本邦生産者の撤退ないし生産停止は生じず、国内自給率の低下もなかったといえ、その他調査対象貨物の輸入量の増加が本邦生産者の撤退によって本邦の需要を賄えなくなったことが原因であることを示す証拠も提出されてないから、かかる反論は事実の基礎を欠く。

(ウ) 以上より、上記(234)の【輸入者 D】からの重要事実に関する反論は受け入れられない。

(257) 上記(235)の KUMHO P&B CHEMICALS からの重要事実に関する反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) KUMHO P&B CHEMICALS は、貿易統計から算出した輸入価格と本邦生産者の工場渡し価格との比較に当たり、輸入後に生じる費用、運賃及び取引段階の相違の取扱いを説明すべき旨主張する。この点、上記(132)及び脚注 120 で述べたとおり、調査当局は、輸入者の回答からは調査対象期間中の全ての年度について比較可能な調査対象貨物の販売価格の回答が得られなかったため、貿易統計を用いて工場渡し価格を算出し、本邦生産者の質問状回答に基づく本邦産同種の貨物の工場渡し価格との間で年度別加重平均価格を比較した。調査対象貨物及び本邦産同種の貨物ともに工場渡し価格となるよう、工場出荷後に発生する、運賃、保険料、梱包費、営業倉庫費用等を控除し、同じ取引段階に合わせて算出しており、比較可能性に疑義が生じる点はない。

(イ) なお、上記(132)で明示したとおり、**「表 26　調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全ての用途、工場渡し）」**は年度別加重平均価格を比較したものであり、上記(133)では、その比較において令和 6 年度の調査対象貨物の販売価格が本邦産同

種の貨物の販売価格を下回っていたことを認定したものである。調査当局は、この比較をもって、当該年度のあらゆる時点及び個々の取引において価格が下回っていたことを認定したものではない。

(ウ) 以上より、上記(235)の KUMHO P&B CHEMICALS の反論は受け入れられない。ただし、上記の記載の明確化及び下記の誤記の訂正を行う。

(エ) 上記重要事実(133)**「表 26　調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全ての用途、工場渡し）」**及び重要事実(169)**「表 44　本邦産同種の貨物及び調査対象貨物の国内販売価格並びに第三国産同種の貨物の販売価格（工場渡し）」**の令和 6 年度の値の差異は、**「表 44　本邦産同種の貨物及び調査対象貨物の国内販売価格並びに第三国産同種の貨物の販売価格（工場渡し）」**の記載の誤りによるものであるため、最終報告書において、**「表 44　本邦産同種の貨物及び調査対象貨物の国内販売価格並びに第三国産同種の貨物の販売価格（工場渡し）」**の指数を修正した。

(258) 上記(236)の KUMHO P&B CHEMICALS からの重要事実に関する反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) KUMHO P&B CHEMICALS は、本邦産同種の貨物の価格下落は ICIS 市況価格の下落を反映し得る旨抽象的に主張するが、当該主張の根拠は示されていない。すなわち、KUMHO P&B CHEMICALS の主張は、本邦産同種の貨物の価格変動が調査対象貨物の不当廉売によるものであることを否定するものではない上、ICIS 市況価格が当該価格変動にどのように影響したかについても立証するものではない。

(イ) KUMHO P&B CHEMICALS も認めるとおり、本邦産同種の貨物の取引価格は ICIS 市況価格そのものではなく、コストフォーミュラ又は市況価格フォーミュラとコストフォーミュラを組み合わせて算定され、さらに、市況価格フォーミュラを用いる割合自体も取引先との交渉事項となっている。すなわち、**「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」**の上記(138)で述べたとおり、コストフォーミュラ及びその使用割合等につき、調査対象貨物の輸入等の事情により、その割合について、本邦産同種の貨物の価格を押し下げる方向での交渉に応じざるを得ないといった状況も生じ得る。さらに、市況価格フォーミュラで参照される ICIS 市況価格自体が不当廉売行為により左右され得るものである。

(ウ) 実際にも、**「３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**の上記(134)、(135)で述べたとおり、本邦生産者は、令和 4 年度以降、製造原価の上昇を国内販売価格に十分に転嫁できず、取引先から安価な韓国及び台湾からの輸入品への切替えの可能性を示され、値上げ幅の圧縮又は値下げを求められるなどして、まさに上記コストフォーミュラ等につき、不当廉売がされた調査対象貨物に基づく価格交渉に応じざるを得なかったと認められる。これらは、ICIS 市況価格の推移とは別に、当該輸入貨物が本邦産同種の貨物の価格を押し下げ、又はその上昇を妨げていたことを示すものである。

(エ) 以上より、KUMHO P&B CHEMICALS の反論はいずれも受け入れられない。

(259) 上記(237)の KUMHO P&B CHEMICALS からの重要事実に関する反論について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) KUMHO P&B CHEMICALS は、日鉄ケミカル&マテリアルの設備停止及び三菱ケミカル黒崎工場の生産終了はいずれも令和 5 年度中に生じており、出光興産が千葉事業所の 8 万 1 千トン設備を停止し、生産から撤退した時期は令和 6 年 10 月であるところ、

設備の停止と輸入の増加が同一の調査年度内に生じている場合、年次集計値のみをもって輸入の増加が設備停止に先行して生じたと認定することはできないと主張する。

(イ) しかし、**「表 23　当該輸入貨物の輸入量」**によれば、令和 5 年及び令和 6 年度の調査対象貨物の輸入量は、令和 5 年度から比較しても増加しているのであり、かかる反論は事実の基礎を欠く。

(ウ) また、KUMHO P&B CHEMICALS は、仮に輸入の増加が生産終了に先行していたとしても、そのような時系列上の先後関係のみをもって、不当廉売輸入が当該生産終了の原因であったと認定することはできないと主張する。

(エ) しかし、**「３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**において述べたとおり、本邦産同種の貨物の輸出量が減少したのは、低廉な輸入品が国内に流通したため、本邦産同種の貨物の価格が押し下げられ、かつ、その上昇が妨げられた結果、売上高が売上原価を下回り、利潤も営業赤字、経常赤字となった上、本邦の産業における生産高の減少及び稼働率の低下を招いたことによるものであると認められており、それを否定する証拠も指摘されていない。

(オ) その他の主張についても、KUMHO P&B CHEMICALS から、当該主張を裏付ける具体的な証拠が指摘されていないため、検討できない。

(カ) 以上より、上記(237)の KUMHO P&B CHEMICALS からの反論は受け入れられない。

(260) 上記(238)の KUMHO P&B CHEMICALS からの重要事実に関する反論について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(140)において述べるとおり、調査対象期間外である令和 2 年以前の事情に関する主張については、本調査においては分析の対象としない。そして、前述のとおり、令和 6 年度は、調査対象貨物の輸入が本邦産同種の貨物の価格を下回っており、調査対象期間中、調査対象貨物の輸入が本邦産同種の貨物の価格が押し下げられ、かつ、その上昇が妨げられていたことを確認した。

(イ) 以上より、上記(238)の KUMHO P&B CHEMICALS からの反論は受け入れられない。

(261) なお、KUMHO P&B CHEMICALS から、重要事実に関する再反論等として、他の利害関係者の反論を支持する意見や自ら提出した反論を補強又は補足する意見 [252]の提出があった。しかし、重要事実に関する反論等・再反論等の通知書面において記載のとおり、再反論等は他の利害関係者からの反論等に対する再反論等の機会であり、これらの意見は他の利害関係者からの反論等に対する再反論等ではないため本調査において検討の対象としない。

５－３－３　「３－５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」に係る反論等の検討

５－３－３－１　「３－５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」に係る反論等

(262) 輸入者である【輸入者 A】から、上記**「３－５－２　生産能力・稼働率（操業度）」**に関し、次の内容の重要事実に関する反論 [253]が提出された。

---

[252] 重要事実に関する再反論（KUMHO P&B CHEMICALS　令和 8 年 10 月 15 日）

[253] 重要事実に関する反論（【輸入者 A】　令和 8 年 9 月 30 日）

(ア) 令和 6 年度の本邦産ビスフェノールＡの生産量減少及び輸入増加を評価するに当たっては、本邦生産者の事業撤退に加え、国内製造設備の定期修理後の立上げ不調及び操業停止による供給能力の低下を、独立した要因として考慮すべきである。

(イ) 令和 6 年度における本邦産ビスフェノールＡの生産量減少については、本邦生産者 3 社の事業撤退に加え、国内製造設備のトラブル及びこれに伴う供給停止の影響を検討する必要がある。国内生産者の公式発表資料によれば、令和 6 年 7 月に開始された定期修理後の設備立上げが計画どおりに進まず、少なくとも同年 7 月から 9 月までの間、ビスフェノールＡ製造設備の操業停止が継続したと認識している。当該期間中、国内需要家への供給能力が一時的に低下したことは、令和 6 年度の国内生産量減少を説明する重要な要因である。

(ウ) また、当該期間の輸入増加についても、国内生産品との価格競争の結果としてのみ評価することは適切ではない。需要家及び輸入者が、国内製造設備の停止により生じた供給不足を補い、安定供給を継続するために海外調達を増加させることは、事業継続上合理的な対応である。したがって、「輸入増加が国内生産量及び稼働率を低下させた」という一方向の因果関係だけでなく、「国内供給能力の低下により輸入が増加した」という逆方向の因果関係についても検討されるべきである。

(エ) さらに、令和 8 年にも設備トラブルに伴う定期修理期間の延長及び供給停止が発生したと認識している。このような供給制約が繰り返される状況において、輸入品は、需要家が安定供給を確保するための事業継続計画上の代替調達手段として重要な役割を有している。

(オ) 仮に、重要事実に示された不当廉売差額率が最終的な措置の基礎となり、韓国及び台湾の複数供給者からの調達が実質的に困難となる場合、日本の需要家が選択可能な海外調達先が限定され、一部の韓国供給者又は中国供給者への依存度が高まる可能性がある。調達先の集中は、製造設備の停止、物流障害又は輸送経路上の問題が発生した場合の供給リスクを増大させる。

(カ) 以上から、令和 6 年度の生産量及び稼働率の低下については、当該輸入貨物の影響としてのみ評価するのではなく、国内製造設備の操業停止による供給能力の低下を独立した要因として、改めて検討する必要がある。また、最終的な措置の検討に当たっては、輸入品が国内供給不足を補完し、需要家の事業継続に果たしている役割、並びに調達先の集中が安定供給及びサプライチェーンの強靭性に与える影響についても、併せて考慮されるべきである。

(263) 輸入者である【輸入者 B】から、上記**「３－５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論[254]が提出された。

(ア) ビスフェノールＡを含む化学品の生産は装置産業であるところ、国内販売分のみで生産計画を立てられるものではなく、期初に国内販売分と輸出分を合わせて生産計画を立て、製造することが通常である。

(イ) 輸出販売によって一定の固定費が回収されている場合には、輸出販売に係る損益を国内販売から切り離して評価することは、申請者の事業全体における実際のコスト構造及び収益構造を必ずしも反映しない。単純に輸出量を除いて損害指標を検討することは、実態を反映した国内産業への損害の指標の検討として不適切である。

[254] 重要事実に関する反論（【輸入者 B】　令和 8 年 10 月 1 日）

５－３－３－２　「３－５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」に係る反論等に対する再反論等

(264) 申請者から、上記(262)の【輸入者 A】からの重要事実に関する反論等に対する再反論[255]が提出された。

(ア) 三井化学におけるビスフェノールＡの生産能力は、年間【数量】トン程度であるところ、3 か月の操業停止による生産量の減少は、最大でも【数量】万トン程度である。さらに、令和 6 年度の三井化学の実際の生産量は、【数量】トンであるところ、これを操業停止期間である 3 か月を除いた 9 か月の間に生産したものであるから、単純計算で、操業停止期間である 3 か月において想定される生産量は、【数量】トン程度である。

(イ) 他方、令和 5 年 11 月に稼働停止した日鉄ケミカル&マテリアルの生産能力は 10 万トンであり、令和 6 年 10 月に稼働停止した出光興産の生産能力は、8 万トンである。また、令和 6 年 3 月末に生産停止した三菱ケミカルの黒崎工場の生産能力は、12 万トンである。令和 5 年度と比較すると、日鉄ケミカル&マテリアルの 10 万トン、出光興産の 4 万トン（出光興産の生産停止は令和 6 年 10 月であり、同年度の 2 分の 1 は稼働していたため、8 万トンの 2 分の 1 である 4 万トンとした。）及び三菱ケミカル黒崎工場の 12 万トンの生産能力（合計 26 万トン）が令和 5 年から令和 6 年にかけて失われていたのであり、これと比較した場合、操業停止期間である 3 か月において想定される申請者による【数量】トン程度の生産量は小さなものであるといえる。

(265) 申請者から、上記(263)の【輸入者 B】からの重要事実に関する反論に対して、次の内容の重要事実に関する再反論[256]が提出された。

(ア) ビスフェノールＡは、国内向けと輸出向けで別個の生産設備を使用するのではなく、同一の生産設備で製造されるため、労務費、減価償却費、修繕費等の固定費は、国内向け・輸出向けに共通して発生し、申請者は、工場全体の共通固定費を国内販売向けと輸出向けに区別して配賦していない。したがって、輸出販売量の減少によって総生産量・稼働率が低下すれば、単位当たり固定費が増加し、国内向け製造原価にも影響し得ることは事実である。

(イ) 三井化学については、ビスフェノールＡの海外販売を海外（シンガポール等）の生産販売子会社を中心に行っていた経緯もあり、輸出販売量は限定的であった。損害評価の基準年である令和 3 年度における輸出販売量は総生産量の【輸出割合】にとどまっており（三井化学の質問状回答様式 B-1 参照）、その後の輸出販売量の減少によって国内販売分が追加的に負担することとなる固定費の規模は限定的である。したがって、三井化学については、輸出市場の縮小が国内向け製造原価及び国内販売上の損害に与えた影響は限定的である。

(ウ) 三菱ケミカルは、輸出向け生産の比重が高かった九州事業所黒崎工場のビスフェノールＡプラントを令和 6 年 3 月末に恒久停止しており、それ以降、同設備に係る固定費負担は削減されている。このため、少なくとも令和 6 年度については、輸出市場の縮小に伴う余剰固定費が国内向け製造原価に及ぼした影響は限定的である。また、提出済みの国内向け販売に係る損益及び単位当たり製造原価（三菱ケミカルの質問状回答様式 F-2-2）は、令和 6 年度については、九州事業所の停止設備に係る製造固定費を国内向け製造原価に含めていない。それにもかかわらず、国内向けビスフェノールＡの製造原価は高い水準にとどまり、販売価格によってこれを十分に回収できない状態が継続した（三菱

[255] 重要事実に関する再反論（三菱ケミカル及び三井化学（2 者連名）　令和 8 年 10 月 15 日）
[256] 重要事実に関する再反論（三菱ケミカル及び三井化学（2 者連名）　令和 8 年 10 月 15 日）

ケミカルの質問状回答様式 F-2-2 参照)。これは、需要者が輸入品の価格又は輸入品への切替え可能性を引き合いに出した結果、三菱ケミカルが原材料費その他の製造コストの上昇を販売価格に十分転嫁できなかったためである。したがって、三菱ケミカルに生じた国内販売上の損害は、輸出市場の縮小に伴う固定費負担のみによって説明されるものではなく、輸入品による価格抑制にも起因する。

(エ) 国内向けの製造原価は、単位当たり固定費の増加だけでなく、原材料費、燃料費及び電力費等の変動費の上昇によっても増加している（三井化学及び三菱ケミカルの質問状回答様式 F-2-5 参照)。また、需要者が輸入品の価格や輸入品への切替え可能性を引き合いに出し、値上げの断念、値上げ幅の圧縮又は値下げを求めた事実は、証拠からも確認できる。この変動費増による製造原価の上昇と輸入品による価格抑制は、輸出販売量の減少に伴う固定費負担の増加とは、証拠上、別個に観察されるものである。したがって、本邦生産者の国内販売上の損害は、輸出市場の縮小に伴う固定費負担のみによって説明されるものではない。仮に輸出市場縮小の影響を考慮したとしても、輸入品がコスト転嫁を妨げ、国内販売価格及び収益を押し下げるという独立した損害を与えたことは否定されない。

(オ) 安価な輸入品が流入したことにより、日鉄ケミカル&マテリアル及び出光興産の撤退によって生じた国内需要を本邦生産者が吸収できなかったことは証拠からも示されている。仮に、上記国内需要を本邦生産者が吸収できていれば、生産量及び稼働率の維持を通じて単位当たり固定費を軽減できたはずである。販売量減少による固定費負担の増加を考慮するのであれば、輸入品の流入により本邦生産者が当該需要を十分に獲得できなかったことも併せて考慮されるべきである。

５－３－３－３　「３－５　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」に係る反論等の検討

(266) 上記(262)の【輸入者 A】からの重要事実に関する反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 【輸入者 A】は、本邦生産者の事業撤退に加え、国内製造設備の定期修理後の立上げ不調及び操業停止による供給能力の低下を、独立した要因として考慮すべきであると主張する。

(イ) しかし、**「５－３－２－３　「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」に係る反論等の検討」**において認定したとおり、輸入量の増加の原因が本邦生産者の生産撤退によるものであることは認められない。また、定期修理後の立ち上げ不調及び操業停止による供給能力の低下については、特定の企業についてのみ生じた事象であり、輸入量の増加の原因とはならない。

(ウ) また、【輸入者 A】は、「輸入増加が国内生産量及び稼働率を低下させた」という一方向の因果関係だけでなく、「国内供給能力の低下により輸入が増加した」という逆方向の因果関係についても検討されるべきであると主張する。

(エ) しかし、**「５－３－２－３　「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」に係る反論等の検討」**において認定したとおり、調査対象貨物の輸入がなければ、本邦生産者の撤退ないし生産停止は生じず、国内自給率の低下もなかったと認められる以上、「国内供給能力の低下により輸入が増加した」という主張には理由がない。

(オ) なお、【輸入者 A】は、令和 8 年にも設備トラブルに伴う定期修理期間の延長及び供給停止が発生したことも指摘するが、調査対象期間外の事象を考慮することはできない。

(カ) 以上より、上記(262)の【輸入者 A】からの反論は受け入れられない。

(267) 上記(263)の【輸入者 B】からの重要事実に関する反論及び上記(265)の申請者からの重要事実に関する再反論をついて、調査当局は次のとおり検討した。

【輸入者 B】は、国内販売分と輸出分を合わせて生産計画を立て、輸出販売も固定費の回収に寄与する装置産業であることから、輸出販売を切り離した損害指標では、事業全体のコスト構造及び収益構造を適切に反映しない旨主張する。しかし、上記**「３－５－１　生産高」**において述べたとおり、調査当局は、本邦の産業の生産高について、輸出量及び自家消費量を含む生産量の推移を検討した上で、国内向けの生産量の推移も確認するため、輸出量及び自家消費量を除外した生産量の推移についても検討した。その結果、輸出量及び自家消費量を除外した場合であっても、令和 3 年度から令和 6 年度にかけて生産量が 49 ポイント減少していることを確認した（上記(143) **「表 29　本邦の産業の生産量の推移（輸出量分、自家消費分除外）」**）。また、上記**「３－５－２　生産能力・稼働率（操業度）」**においては、輸出分を含む総生産量を生産能力で除して稼働率を算出し、その推移を検討している（上記(144) **「表 30　本邦の産業の稼働率の推移」**）。したがって、調査当局は、輸出販売を含む生産全体の状況を考慮せず、輸出量を除外した指標のみに基づいて本邦の産業の生産高及び稼働率を評価したものではない。

(ア) なお、上記**「４－２－５　本邦の産業の輸出実績」**で述べたとおり、調査当局は、生産量に関わる指標以外について、輸出実績を除外した回答内容に基づく分析を行っている。このように輸出実績を区分した検討は、本邦における当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼした影響を検討するに当たり、輸出市場における販売の影響と国内市場における販売の影響とを区別する目的で行ったものであるところ、調査当局として、輸出販売と国内販売が同一の生産設備によって行われていることや、輸出販売が固定費の回収に寄与し得ることを否定するものではない。したがって、国内産業の損害指標は輸出量による影響も加味されているといえる。

(イ) 以上より、上記(263)の【輸入者 B】の反論は受け入れられない。

(268) なお、KUMHO P&B CHEMICALS から、重要事実に関する再反論等として、他の利害関係者の反論を支持する意見や自ら提出した反論を補強又は補足する意見[257]の提出があった。しかし、重要事実に関する反論等・再反論等の通知書面において記載のとおり、再反論等は他の利害関係者からの反論等に対する再反論等の機会であり、これらの意見は他の利害関係者からの反論等に対する再反論等ではないため、本調査において検討の対象としない。

５－４　「４　因果関係」に係る反論等の検討

５－４－１　「４－２　当該輸入貨物以外による影響」に係る反論等の検討

５－４－１－１　「４－２　当該輸入貨物以外による影響」に係る反論等

(269) 韓国の供給者である KUMHO P&B CHEMICALS から、上記**「３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」**、**「３－６　当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結**

[257] 重要事実に関する再反論（KUMHO P&B CHEMICALS　令和 8 年 10 月 15 日）

論」、**「４　因果関係」**及び**「４－３　因果関係に関する結論」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論[258]が提出された。

(ア) 本邦の産業の販売、生産及び収益性に係る指標が悪化していることと、その悪化が不当廉売輸入に起因することとは別個の問題である。AD 協定 3.5 は、調査当局に対し、不当廉売輸入以外の要因であって、本邦の産業に同時に損害を与えていることが知られている全ての要因を検討し、これらの要因によって生じた損害を不当廉売輸入に帰することを禁じている。

(イ) その他の既知の要因の影響については、不当廉売輸入による影響と分離し、かつ区別して検討する必要がある。もっとも、そのために特定の定量的手法を用いること、全ての要因の影響を数理的に分解すること又は不当廉売輸入が損害の唯一の原因であることを立証することまで求められるものではない。重要事実において既に知られているその他の要因の性質及び影響を明らかにし、当該要因による損害が不当廉売輸入による損害として誤って評価されていないことを確認できる程度の十分な説明を示すべきである。

(270) 韓国の供給者である KUMHO P&B CHEMICALS から、上記**「４－２－１－１　第三国からの輸入の量」**、**「４－２－１－２　第三国からの輸入価格」**及び**「４－２－１－３　第三国からの輸入の量及び価格についての検討」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論[259]が提出された。

(ア) 上記(168)には、産業上の使用者 1 者が価格交渉において中国産ビスフェノールＡの価格を引き合いに出した旨、また、別の産業上の使用者 1 者が、中国産品について、品質、価格及び供給安定性が台湾産品及び韓国産品と変わらず、1 回の発注量制限もないことから、令和 6 年度から購入を開始した旨が記載されている。それにもかかわらず、中国産品について具体的な競合事例又は価格交渉における参照事例が確認されなかったとする認定は、調査記録と整合しない。

(イ) しかし、シンガポール産品についてそのような回答がなかったことと、中国産品について実際に価格交渉上の参照及び購入が確認されていることとは、区別して評価されるべきである。重要事実に明示的に記載された中国産品に関する需要者の回答をどのような理由で考慮しなかったのかを説明することなく、中国産品とシンガポール産品とを一括して、具体的な競合は確認されなかったと結論付けることは、調査記録と整合しない。

(ウ) 中国からの輸入量が少ないことは、その影響の程度を評価する際の一要素となり得るものの、価格交渉における参照又は実際の購入の影響がなかったことを当然に意味するものではない。重要事実が、韓国産及び台湾産ビスフェノールＡの価格が価格交渉において参照された事実を価格抑制の根拠として評価するのであれば、中国産ビスフェノールＡの価格が実際に参照された事実についても、同じ評価基準を適用すべきである。KUMHO P&B CHEMICALS は、中国からの輸入が本邦の産業に対する損害の主要な原因であったと主張するものではなく、重要事実において既に認定されているこれらの競争関係について、その範囲及び影響を適切に評価するよう求めるものである。

(271) 韓国の供給者である KUMHO P&B CHEMICALS から、上記**「４－２－２－１　需要の変化」**及び**「４－２－２－３　需要又は消費態様の変化に関する証拠及び意見等の検討」**等に関して、次の内容の重要事実に関する反論[260]が提出された。

---

[258] 重要事実に関する反論（KUMHO P&B CHEMICALS　令和 8 年 10 月 1 日）
[259] 重要事実に関する反論（KUMHO P&B CHEMICALS　令和 8 年 10 月 1 日）
[260] 重要事実に関する反論（KUMHO P&B CHEMICALS　令和 8 年 10 月 1 日）

(ア) 上記(173)は、本邦におけるビスフェノールA需要が調査対象期間を通じて 28 ポイント低下したこと及びその要因としてポリカーボネートやエポキシ等の川下製品に対する国内需要が低迷したことを認めている。それにもかかわらず、当該輸入貨物の輸入数量及び市場占拠率が増加したことを理由として、国内販売の減少は需要減少ではなく不当廉売輸入によって生じたと認定しているが、総需要が減少する中で輸入品の市場占拠率が上昇したという事実は、需要減少が本邦産品の販売及び収益性に及ぼした影響を否定するものではない。

(イ) 令和 4 年度には、当該輸入貨物の輸入量が減少したにもかかわらず、国内需要、本邦産同種の貨物の販売量及び国内販売価格、本邦の産業の生産量並びに営業利益はいずれも悪化した。他方、令和 5 年度から令和 6 年度にかけては、輸入量が増加したにもかかわらず、本邦産同種の貨物の国内販売価格及び営業利益は改善している。このような年度ごとの動向を踏まえれば、需要縮小、コスト変動、市場環境及び操業状況の変化による影響と、不当廉売輸入による影響とを区別して評価する必要がある。

(272) また、KUMHO P&B CHEMICALS から、【輸入者 B】、【輸入者 D】並びに申請者の重要事実に関する反論のうち、調査対象期間直前期において、ビスフェノールAの輸入国であった中国がビスフェノールAの生産設備を急速に増強した結果、従前、中国にビスフェノールAを輸出していた韓国及び台湾の供給者が生産するビスフェノールAが供給過多となり、ビスフェノールAの市況が急落したとの記載に関して、次の内容の重要事実に関する再反論[261]が提出された。

(ア) 申請者らは、それぞれの反論通番 5 において、ビスフェノールA市場の低迷を、中国の生産能力の拡大及びその結果生じた地域的な供給過剰に起因するとしている。この説明が KUMHO P&B CHEMICALS に対する主張を裏付けるために用いられる場合には、日本の輸出機会及び日本国内の価格形成に対して当該説明が有する意味についても検討されなければならない。同一の市場動向は、KUMHO P&B CHEMICALS に対して主張されている不当廉売とは無関係に、日本の生産者の輸出販売を減少させ、地域の指標価格に影響を及ぼし得る。したがって、調査当局は、地域的な価格下落を不当廉売輸入による損害の十分な証拠として扱うのではなく、当該市場動向が損害指標に対して寄与した程度を検討しなければならない。これは、申請者らによる未検証の定量的主張を受け入れることなく、申請者らの論理に反論するものである。

(イ) 外販市場に係る算定結果及び各年の動向は、需要及び供給による影響と不当廉売輸入による影響とを、合理的な根拠に基づいて区別することを裏付けるものでなければならない。供給の代替及び共通の生産費用に関する輸入者らの主張を踏まえると、市場占拠率の分析において外部販売と自家消費を区別することが重要となる。KUMHO P&B CHEMICALS は、上記の**「表 31　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率（自家消費量除外）の推移」**において、市場占拠率が自家消費を除外したものと説明されている一方で、記載された算式では分子及び分母の双方に自家消費が含まれており、かつ、その国内市場占拠率の指数が重要事実の**「表 25　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」**を繰り返したものとなっていると主張している。調査当局は、実際に用いた算式を明らかにし、必要に応じて説明又は数値を訂正すべきである。自家消費を除外して算定されたとされる市場占拠率は、当該不整合が解消されない限り、判断の根拠として用いることはできない。

(ウ) 認定されている需要の減少についても、供給者の変化とは独立して検討されなければならない。縮小する市場において輸入品の市場占拠率が上昇していることは、販売量、

[261] 重要事実に関する再反論（KUMHO P&B CHEMICALS　令和 8 年 10 月 15 日）

稼働率又は利益率の低下の原因として、需要の減少による影響を排除するものではない。KUMHO P&B CHEMICALS は、調査対象貨物の輸入量が減少した令和 4 年度に本邦の産業の損害指標が悪化した一方、その後、輸入量が増加した令和 6 年度には、国内販売価格及び営業損益に改善がみられたことを指摘している。ただし、令和 6 年度においても、本邦の産業は依然として営業損失の状態にあったとしている。これらの動向は、不当廉売輸入による損害の存在を否定するものではないが、損害に係る調査対象期間の初年度と最終年度を比較するだけでは足りず、その間の各年度の動向を踏まえた説明が必要である。

(エ) 調査当局は、需要、自家消費、輸出及び供給可能性に関する既存の情報を評価するに当たり、対象期間及び算定対象の範囲について整合性を確保すべきである。各指数はそれぞれ分母が異なるため、指数同士を差し引くことによって、損害のうち輸入に起因する割合を算出することはできない。KUMHO P&B CHEMICALS が求めているのは、合理的な根拠に基づく損害の非帰属分析であり、計量経済学的手法による損害要因の分解や、輸入が損害の唯一の原因であったことの立証を求めるものではない。調査当局が肯定的な最終決定を行うためには、他の既知の要因による影響について適切に説明した上で、不当廉売輸入と損害との間に必要な因果関係が存在することを立証しなければならない。

(273) 韓国の供給者である KUMHO P&B CHEMICALS から、上記**「３－５－１　生産高」**、**「４－２－５　本邦の産業の輸出実績」**及び**「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論[262]が提出された。

(ア) 上記(143)によれば、本邦の産業の輸出量は令和 3 年度を 100 とした場合に 65、16、4 へと大幅に減少している。国内販売に係る損益の算定から輸出に係る売上高及び損益を直接除外することと、輸出の激減が工場全体に及ぼす影響を除去することとは別個の問題である。国内向けと輸出向けの生産が同一の設備及び労働力を用いて行われる場合、輸出の減少は総生産量及び設備稼働率を低下させ、共通固定費の単位当たり負担を増加させる可能性があり、この影響は輸出売上高を損益計算から除外したとしても国内販売に係る売上原価に残存し得る。

(イ) また、輸出量及び自家消費量を除いた生産量が 100 から 51 へ減少していることは、国内販売向けの生産量も減少したことを示すにとどまり、輸出減少が総生産量、単位当たりコスト又は損益に影響を及ぼしていないことを示すものではない。さらに、令和 6 年度における輸出量の割合が小さいことも、それ以前に生じた輸出量の大幅な減少による影響が小さかったことを意味するものではない。

(274) 輸入者である【輸入者 B】から、上記**「４－２－５　本邦の産業の輸出実績」**及び**「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」**に関して、次の内容の重要事実に関する反論[263]が提出された。

(ア) 調査当局は、輸出販売に係る損益を国内販売に係る損益と区別して検討しているが、本邦の産業の業績については輸出販売による影響も考慮すべきである。貿易統計上、本邦生産者の輸出販売価格は国内販売価格を下回っており、赤字操業の中で国内販売価格よりも更に安い価格で輸出を行っていたことによる収益への影響についても、因果関係の検討において十分に考慮すべきである。

---

[262] 重要事実に関する反論（KUMHO P&B CHEMICALS　令和 8 年 10 月 1 日）
[263] 重要事実に関する反論（【輸入者 B】　令和 8 年 10 月 1 日）

(イ) 輸出販売価格と国内販売価格との比較を行わなければ、輸出販売が本邦生産者の収益性に及ぼした影響を適切に評価することは困難であり、輸出販売による損害と不当廉売輸入による損害をどのように区別したのかが明らかでない。

(275) 輸入者である【輸入者 B】から、上記**「３－５－３　販売及び市場占拠率」**、**「３－５－４在庫」**、**「４－２－２－１　需要の変化」**に関し、次の内容の重要事実に関する反論[264]が提出された。

数量減少分について、単に価格が安いから韓国品・台湾品に置き換えた、というだけでなく、日鉄ケミカル&マテリアル・出光興産の撤退により調達先が変更となった点が十分に考慮されていない。【当社の調達が困難である理由】、国産の同種貨物だけでは需要を賄うことができず、調査対象貨物の輸入は不可欠であった。

(276) 韓国の供給者である KUMHO P&B CHEMICALS から、上記**「３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**、**「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」**に関し、次の内容の重要事実に関する反論[265]が提出された。

(ア) 上記(183)は、本邦の生産方法が非効率であることを示す具体的な証拠は十分ではなく、また、技術ライセンスや生産方法のみから相対的な非効率性を推認することはできないとしている。生産方法の非効率性が立証されないことは、コスト上昇についてその他の原因が存在しないことを意味するものではなく、また、コスト上昇分を価格に転嫁できなかったことの全てを不当廉売輸入に帰することを正当化するものでもない。

(イ) **「表 27　本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格」**の各費目間で単位当たりコスト指数の推移に大きな相違がみられることから、製造原価の上昇を原材料市場の動向のみによって説明することはできない。単位当たり労務費及び経費の変動と、操業度の低下、輸出の減少及び設備再編等の要因との関係について、既存の調査記録に基づき検討する必要がある。

(ウ) 上記(185)の市場においてコスト上昇分が常に全額販売価格に転嫁されるべきであるとの前提は妥当ではない。需要の縮小、国際的な供給過剰及び供給者の操業度の相違によっても、コストと市場価格が異なる動きを示すことはあり得る。

(エ) さらに、輸入価格が本邦生産者の製造原価を下回っていることは、輸入価格が本邦の販売価格を下回っていることとは、同一ではない。**「表 26　調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全ての用途、工場渡し）」**によれば、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度において輸入価格は本邦の販売価格を上回っていた。その期間においても価格上昇の抑制が生じたことを認めるのであれば、既存の調査記録に示された価格交渉の時期、対象及び条件を踏まえ、他の価格形成要因の影響と併せて説明されなければならない。

(277) 韓国の供給者である KUMHO P&B CHEMICALS から、上記**「３－３－２　調査対象貨物の不当廉売差額」**、**「３－３－３　当該輸入貨物の輸入量」**、**「３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**、**「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」**、**「３－５－５国内価格に影響を及ぼす要因」**、**「４－２－１－１　第三国からの輸入の量」**、**「４－２－１－２**

[264] 重要事実に関する反論（【輸入者 B】　令和 8 年 10 月 1 日）
[265] 重要事実に関する反論（KUMHO P&B CHEMICALS　令和 8 年 10 月 1 日）

第三国からの輸入価格」、「４－２－１－３　第三国からの輸入の量及び価格についての検討」に関し、次の内容の重要事実に関する反論[266]が提出された。

(ア) 上記(127)では、「調査対象貨物」が韓国及び台湾からの全ての輸入を含む概念として、「当該輸入貨物」が LG Chem が供給者となる輸入の数量を除いた概念として、それぞれ区別されている一方、価格に関する**「表 26　調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全ての用途、工場渡し）」、「表 33　本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格（工場渡し）、輸入価格の推移」**及び**「表 44　本邦産同種の貨物及び調査対象貨物の国内販売価格並びに第三国産同種の貨物の販売価格（工場渡し）」**では前者の用語が用いられている。したがって、LG Chem の取引が、数量のみならず、価格の算定に用いられた分子及び分母からも一貫して除外されていることを確認できるよう、説明が必要である。

(イ) 上記(128)の脚注 111 には、LG Chem の令和 3 年から令和 5 年までの暦年ベースの輸入量を、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度の輸入量の近似値として用いた旨が記載されている。調査当局は、この近似値を用いた根拠と LG Chem を除外した後に算定された年度別の推移に対して当該近似値が与える影響の有無について説明すべきである。

(ウ) **「表 23　当該輸入貨物の輸入量」**では、第三国からの輸入数量は、輸入量から「当該輸入貨物」の輸入量を控除したものとされている。他方、上記(127)では、特段の注釈がない限り、「当該輸入貨物」は「調査対象貨物」のうち不当廉売が認められなかった LG Chem が供給者となる輸入を除いたものをいうとされている。これらを併せ読むと、文言上、第三国からの輸入総量から「当該輸入貨物」を控除した残余には、不当廉売が認められなかった LG Chem が供給者となる輸入が含まれることになる。同様の対象範囲に関する疑問は、**「表 25　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」**注 4 についても生じる。これに対し、**「４－２－１－１　第三国からの輸入の量」**及び**「表 43　主要な第三国・地域からの各国別輸入量」**では、主として中国及びシンガポールを含む、地理的な意味での第三国について論じられている。調査当局は、各算定において実際に使用された用語がいかなる範囲を指しているのかを明らかにするとともに、不当廉売が認められなかった LG Chem が供給者となる輸入が、非帰責分析においてどのように検討されたのかを説明すべきである。

５－４－１－２　「４－２　当該輸入貨物以外による影響」に係る反論等に対する再反論等

(278) 申請者から、上記(270)の KUMHO P&B CHEMICALS による中国産品との競合に係る重要事実に関する反論に対して、次の内容の重要事実に関する再反論[267]が提出された。

(ア) 本邦産同種の貨物の国内販売価格の下落が顕著であった令和 4 年度及び令和 5 年度に対応する時期には、中国からの輸入はない（令和 4 年度）、又は極めて少量（令和 5 年度は 10MT）であった。令和 6 年度における中国からの輸入量も 365MT であり、同年度の総輸入量 86,135MT に占める割合は約 0.4%にとどまる。

(イ) 価格交渉及び販売機会喪失に係る既存の証拠によれば、本邦生産者に対して国内需要者から引き合いに出された安価な輸入品は、ほとんどが韓国産品又は台湾産品であった。他方、中国産品が価格交渉において明示的に引き合いに出され、本邦産同種の貨物の価格の押下げ又は上昇抑制を生じさせた事例はほとんど確認されない。仮に中国産品の価格が一部の場面で参照され、又は中国産品の購入が存在したとしても、そのことは、韓国産品及び台湾産品による価格抑制の事実を否定するものではない。

---

[266] 重要事実に関する反論（KUMHO P&B CHEMICALS　令和 8 年 10 月 1 日）
[267] 重要事実に関する再反論（三菱ケミカル及び三井化学（2 者連名）　令和 8 年 10 月 15 日）

（ウ） ICIS 市況価格が中国市場の影響を間接的に受けていないとまではいえないが、中国からの輸入量は、令和 6 年度においても 365MT であり、同年度の総輸入量 86,135MT に占める割合は約 0.4%にすぎない。また、AD 協定上、特定国からの不当廉売輸入量が総輸入量の 3%未満である場合には、原則として無視できる数量とされるところ、中国産品については、調査対象貨物との累積評価を行うに足りる立証が困難であったため、申請対象から外したにすぎず、中国産品の影響が全くなかったと主張するものではない。その上で、中国産品が本邦産同種の貨物の価格を直接又は間接に押し下げ、又は価格上昇を抑制したか否かにかかわらず、調査対象期間中に安価な調査対象貨物の輸入が増加し、本邦の産業に損害をもたらしたことは否定されない。

(279) 申請者から、上記(273)及び(276)の KUMHO P&B CHEMICALS による輸出減少が国内向け製造原価等に影響したとの重要事実に関する反論に対して、次の内容の重要事実に関する再反論[268]が提出された。

（ア） ビスフェノールＡは国内向けと輸出向けとで別個の設備を用いて製造されるものではなく、労務費、減価償却費、修繕費等の固定費は共通して発生することから、輸出販売量の減少によって総生産量及び稼働率が低下すれば、単位当たり固定費が増加し、国内向け製造原価にも影響し得ること自体は否定されない。

（イ） もっとも、三井化学については、損害評価の基準年である令和 3 年度の輸出販売量が総生産量の【輸出割合】にとどまっており、その後の輸出販売量減少によって国内販売分が追加的に負担する固定費の規模は限定的である。そのため、輸出市場の縮小が国内向け製造原価及び国内販売上の損害に与えた影響も限定的である。

（ウ） また、三菱ケミカルについては、輸出向け生産の比重が高かった九州事業所黒崎工場のビスフェノールＡプラントを令和 6 年 3 月末に恒久停止しており、令和 6 年度については同停止設備に係る製造固定費を国内向け製造原価に含めていない。それにもかかわらず、国内向けビスフェノールＡの製造原価は高い水準にとどまり、販売価格によってこれを十分に回収できない状態が継続している。したがって、国内販売上の損害を輸出市場の縮小に伴う固定費負担のみで説明することはできない。

（エ） さらに、国内向け製造原価は、単位当たり固定費のみならず、原材料費、燃料費及び電力費等の変動費の上昇によっても増加している一方、需要者が輸入品の価格又は輸入品への切替え可能性を引き合いに出して値上げの断念、値上げ幅の圧縮又は値下げを求めた事実も確認されている。このような製造原価の上昇及び輸入品による価格抑制は、輸出販売量の減少に伴う固定費負担の増加とは別個に生じている。したがって、輸出市場縮小の影響を考慮したとしても、調査対象貨物が本邦生産者によるコスト転嫁を妨げ、国内販売価格及び収益を押し下げる独立した損害を与えたことは否定されない。

(280) 上記(270)及び(273)並びに(276)以外の KUMHO P&B CHEMICALS の重要事実に関する反論に対する再反論の提出はなかった。

５－４－１－３ 「４－２ 当該輸入貨物以外による影響」に係る反論等の検討

(281) 上記(269)の KUMHO P&B CHEMICALS の重要事実に関する反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

---

[268] 重要事実に関する再反論（三菱ケミカル及び三井化学（2 者連名） 令和 8 年 10 月 15 日）

(ア) KUMHO P&B CHEMICALS が述べる一般論は、AD 協定 3.5 の趣旨と異なるものではない。同条のもと、不当廉売輸入以外の既知の要因が本邦の産業に同時に損害を与えている場合には、当該要因による影響を不当廉売輸入による影響と分離し、かつ区別して検討する必要がある。他方、AD 協定 3.5 は、不当廉売輸入が損害の唯一の原因であること又は各要因の影響を特定の定量的手法により分解することを求めるものではない。

(イ) このため、調査当局は、**「４－２　当該輸入貨物以外による影響」**において、不当廉売価格によることなく販売されている輸入の量及び価格、需要又は消費態様の変化、外国及び本邦の生産者の制限的商慣行並びに両者の間の競争、技術の進歩、本邦の産業の輸出実績及び生産性、並びにその他の要因について、利害関係者等から提出された証拠及び意見、一般に公開されている情報その他調査当局が入手した全ての関連する証拠を基に、それぞれ分析した。

(ウ) 具体的には、第三国産同種の貨物の輸入量及び価格については上記(167)から(172)まで、需要又は消費態様の変化については上記(173)から(177)まで、本邦の産業の輸出実績については上記(180)、その他の因果関係に関する証拠及び意見等については上記(182)から(187)までにおいて検討している。

(エ) このように、調査当局は、その他の既知の要因の存在又は一定の影響を否定したものではなく、各要因の性質、数量、価格、時期及び取引実態に応じ、その影響を不当廉売輸入による影響と区別して検討したものであるから、KUMHO P&B CHEMICALS の一般論に係る反論を踏まえても、重要事実で示した調査当局の判断を変更する必要はない。

(オ) 以下では、KUMHO P&B CHEMICALS 及び【輸入者 B】から特に指摘された中国産又は中国市場による影響及び本邦生産者の輸出実績による影響について、更に検討する。

(282) 上記(270)の KUMHO P&B CHEMICALS の重要事実に関する反論等及び上記(278)の申請者の重要事実に関する再反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(168)のとおり、産業上の使用者 1 者が価格交渉において中国産の価格を引き合いに出した事例及び別の産業上の使用者 1 者が令和 6 年度から中国産の購入を開始した事例[269]が確認された。したがって、中国産について、価格参照又は購入を含む競争関係が全く存在しなかったものではない。上記(168)及び(170)における「具体的な競合の事実は認められず」との記載については、中国産による価格参照及び購入の事例は限定的であり、本邦の産業の損害に実質的な影響を及ぼす程度の競争が確認されなかったとの趣旨である。

(イ) もっとも、本邦産同種の貨物の国内販売価格の下落が顕著であった令和 4 年度には中国からの輸入はなく、令和 5 年度の中国からの輸入量も 10MT にすぎなかった。令和 6 年度においても中国からの輸入量は 365MT であり、同年度の総輸入量 86,135MT に占める割合は約 0.4%であった。また、中国産を含む第三国産同種の貨物の市場占拠率は、調査対象期間を通じて【数値】%までの低水準であった。これらの数量及び時期に照らすと、中国産品との直接的な競争によって、本邦産同種の貨物の国内販売量、価格及び収益性の悪化を説明することはできない。

(ウ) また、既存の価格交渉及び販売機会喪失に係る証拠[270]によれば、本邦生産者に対して引き合いに出され、値上げ幅の圧縮、値下げ又は販売機会の喪失につながった安価な輸

[269] 産業上の使用者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 D-2-2）

[270] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-3-1 及び C-3-2、添付資料 C-3-3、調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）

入品は、ほとんどが韓国産又は台湾産であったとされている。中国産の価格が一部の交渉で参照され、又は中国産の購入が一部で行われたことを考慮しているところ、中国品の引き合い又は購入開始の事実は、韓国産及び台湾産の輸入量が大幅に増加し、これらが本邦産同種の貨物との価格競争において実際に引き合いに出されたことをなんら否定する事情ではない。

(エ) 中国における生産能力の拡大及び地域的な供給過剰が、ICIS 市況価格又は本邦生産者の輸出機会に一定の影響を及ぼした可能性は否定できない。しかし、上記(138)で述べたとおり、本邦における本邦産同種の貨物の価格は、ICIS 市況価格そのものではなく、コストフォーミュラ又は市況価格フォーミュラとコストフォーミュラを組み合わせた算定方法及び個別の価格交渉によって決定されていた。調査当局は、上記(182)において、国内生産量（輸出量及び自家消費分を除外したもの）及び国内販売量等、輸出市場と直接関連しない各種指標も大きく悪化していることを確認した。

(オ) したがって、中国産又は中国市場による直接又は間接の影響が一定程度存在したとしても、その影響によって本邦の産業に生じた損害を説明することはできず、当該輸入貨物が本邦の産業に与えた損害を否定するものではない。

(カ) 以上より、上記(270)の KUMHO P&B CHEMICALS の主張は受け入れられない。

(283) 上記(271)の KUMHO P&B CHEMICALS からの重要事実に関する反論及び上記(272)の同者からの重要事実に関する再反論について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 調査当局は、調査対象期間全体を通じてみると、当該需要減少による影響を考慮に入れてもなお、調査対象貨物によって本邦の産業に損害が生じていることが確認できた旨認定した。これに対し、KUMHO P&B CHEMICALS は、「総需要が減少する中で輸入品の市場占拠率が上昇したという事実」は根拠にならない旨反論する。しかし、市場占拠率は、絶対量とは異なり、一定のパイ（需要量）の中に占める輸入貨物と本邦産同種貨物等の割合を示すものであり、輸入貨物の市場占拠率が本邦産同種貨物の市場占拠率よりも増加している事実は、まさに輸入貨物への置き換えが進んだ事実を示唆するものである。そして、**「４－２－２－１　需要の変化」**の上記(173)及び**「４－２－２－３　需要又は消費態様の変化に関する証拠及び意見等の検討」**の上記(176)で述べたとおり、調査当局は、本邦におけるビスフェノールＡの需要量が調査対象期間を通じて 28 ポイント減少したことを踏まえても、同じ期間に当該輸入貨物の輸入量が 118 ポイント増加し、その市場占拠率が 202 ポイント上昇した一方、本邦産同種の貨物の市場占拠率は 25 ポイント低下していることから、需要の減少とは別に、当該輸入貨物への置き換えが生じていた旨認定したものである。したがって、KUMHO P&B CHEMICALS の主張は、反論にならない。

(イ) さらに、KUMHO P&B CHEMICALS は、令和 4 年度に当該輸入貨物の輸入量が減少した一方で、本邦産同種の貨物の販売量、生産量及び営業利益等が悪化している点を指摘するが、調査対象期間全体における因果関係が否定されるものではない。

(ウ) また、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて国内販売価格及び営業利益が一定程度改善しているものの、令和 6 年度においても調査対象貨物の販売価格は本邦産同種の貨物の販売価格を下回っており、営業利益及び売上高営業利益率も引き続き赤字であった。したがって、これらの指標が前年度から改善したことをもって、当該輸入貨物による価格及び損益への影響が否定されるものではない。

(エ) 以上より、KUMHO P&B CHEMICALS の反論はいずれも受け入れられない。なお、上記の他、KUMHO P&B CHEMICALS から、自家消費について、重要事実の**「表 31**

本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率（自家消費量除外）の推移」に記載された市場占拠率の算式についての記載誤りが指摘されたところ、最終報告書の**「表 31　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率（自家消費量除外）の推移」**の注 1 の記載を修正した。**「表 31　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率（自家消費量除外）の推移」**に示された本邦産同種の貨物の市場占拠率指数である 100、101、87 及び 75 が、自家消費を含む**「表 25　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」**の指数と一致している点について誤りはない。**「表 25　当該輸入貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移」**と**「表 31　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率（自家消費量除外）の推移」**における本邦産同種の貨物の占拠率の差は、各年度において【数値】%未満の違いしかないため、指数の数字は、2 つの表において同じとなっている。したがって、上記**「３－５－３　販売及び市場占拠率」**の通り、自家消費量を除いた場合においても、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、調査対象貨物の輸入量の増加、国内販売量の減少を反映して推移し、調査対象期間中 25 ポイント減少したことを確認した。

(284) 上記(273)の KUMHO P&B CHEMICALS からの重要事実に関する反論について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) KUMHO P&B CHEMICALS は、輸出販売量の減少により総生産量及び稼働率が低下した場合、共通固定費の単位当たり負担が増加し、国内向け製造原価に影響を及ぼし得る旨抽象的に主張するが、当該主張の根拠は示されていない。

(イ) 他方、申請者によれば、三井化学については、損害評価の基準年度である令和 3 年度の輸出販売量は総生産量の【輸出割合】にとどまっており、その後の輸出減少による国内向け製造原価への影響は限定的であるとのことである。また、三菱ケミカルについても、輸出向け生産の比重が高かった黒崎工場のビスフェノールＡプラントを令和 6 年 3 月末に恒久停止し、令和 6 年度の国内向け製造原価には当該停止設備に係る製造固定費を含めていないが、それにもかかわらず、国内向け製造原価を販売価格によって十分に回収できない状態が継続していたとのことである。申請者の主張を合理的に否定する事情はなく、当該主張を前提とすれば、輸出減少による影響を考慮しても、当該輸入貨物が本邦の産業に与えた損害との因果関係は否定されない。

(ウ) また、**「４－２－７　その他因果関係に関する証拠及び意見等の検討」**の上記(182)で述べたとおり、令和 3 年度から令和 6 年度にかけて、輸出量のみならず、輸出量及び自家消費分を除外した国内販売量等、輸出と直接関連しない指標についても大きく減少している。

(エ) 加えて、**「３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**の上記(134)及び(135)で述べたとおり、本邦生産者は、製造原価の上昇を国内販売価格に十分に転嫁できず、取引先から安価な韓国及び台湾からの輸入品への切替えの可能性を示され、値上げ幅の圧縮又は値下げを求められる等の事例[271]が認められる。したがって、輸出減少による影響を考慮しても、当該輸入貨物が本邦の産業に与えた損害との因果関係は否定されない。

(オ) 以上より、KUMHO P&B CHEMICALS の反論はいずれも受け入れられない。

[271] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-3-1 及び C-3-2、添付資料 C-3-3）

(285) 上記(275)の【輸入者 B】の重要事実に関する反論並びにこれに関連して提出された申請者及び KUMHO P&B CHEMICALS からの重要事実に関する再反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) まず、貿易統計による本邦産業の輸出単価が本邦産同種の貨物の国内販売価格を下回っていることは、本邦生産者が輸出販売により経済的損失を被っていたことを当然に意味しない。

(イ) 他方、国内向けと輸出向けの生産が同一の設備及び人員を用いて行われ、共通固定費が発生する場合には、輸出向け生産量の減少が国内向け生産の単位当たり固定費を増加させる可能性がある。このため、輸出に係る売上高及び直接的な損益を国内販売に係る損益から除外したことのみをもって、輸出向け生産の減少による影響が全て除去されたということはできない。しかしながら、この点について、申請者によれば、三井化学については基準年度における輸出販売量が総生産量の【輸出割合】にとどまり、輸出減少による国内向け固定費負担への影響は限定的であった。また、三菱ケミカルについては、輸出向け生産の比重が高かった黒崎工場のビスフェノールAプラントを令和 6 年 3 月末に恒久停止し、令和 6 年度の国内向け製造原価には当該停止設備に係る固定費を含めていなかったとのことである。したがって、輸出向け生産の減少による固定費負担のみでは、令和 6 年度まで継続した国内向け製造原価の増加及び国内販売上の損害を説明できない。

(ウ) さらに、調査当局は、生産量以外の経済指標について、輸出に関する影響を排除した本邦生産者の回答に基づいて損害を分析した。輸出分を除く国内販売のみを見ても、本邦産同種の貨物の国内販売量及び市場占拠率は調査対象期間中減少を続け、令和 4 年度以降は製造原価が国内販売価格を上回り、原材料費等の上昇を国内販売価格に十分転嫁できない赤字状態が確認された。

(エ) 生産量についても、上記(143)及び**「表 29　本邦の産業の生産量の推移（輸出量分、自家消費分除外）」**のとおり、輸出量及び自家消費量を除外した国内向け生産量は、令和 3 年度の 100 から令和 6 年度の 51 まで低下した。また、上記(186)のとおり、令和 6 年度には本邦の産業の国内販売量は輸出量の約【20－30】倍に及んでいた。加えて、国内取引において、安価な当該輸入貨物が価格交渉の引き合いに出され、本邦生産者が製造原価の上昇に見合った価格設定を行うことができず、国内販売価格及び収益が押し下げられたことが確認されている。これらの事実から、輸出販売又は輸出向け生産の減少による影響を考慮しても、当該輸入貨物により本邦の産業に損害が生じていたと認められる。

(オ) したがって、上記の【輸入者 B】の反論及びこれに関連する再反論を踏まえ、輸出販売又は輸出向け生産の減少が一定の影響を及ぼした可能性を考慮しても、その影響は本邦の産業に生じた損害を説明する程度のものとは認められず、当該輸入貨物と本邦の産業の損害との間の因果関係は否定されない。

(カ) 以上より、上記(274)の【輸入者 B】及び KUMHO P&B CHEMICALS の主張は受け入れられない。

(286) 上記(275)の【輸入者 B】及び上記(276)及び(277)の KUMHO P&B CHEMICALS からの重要事実に関する反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 【輸入者 B】は、【当社の調達が困難である理由】、国産の同種貨物だけでは需要を賄うことができず、調査対象貨物の輸入は不可欠であったと主張する。

(イ) しかし、上記(123)おいて述べるとおり、取引上の制約があるのは一部の事業者の一部の用途でのみ発生する事象にすぎない。そして、このことから、他の需要者に対する販売を含め、当該輸入貨物による価格及び販売への影響が否定されるものではない。上記(141)の産業上の使用者の回答では、価格競争力の向上、採算確保及びコストダウンを目的とする当該輸入貨物の購入が確認されている。また、上記(134)に記載した価格交渉においては、安価な輸入品を引き合いとする要求によって、値上げの断念等が生じていることが確認されている。このように、一部の事業者の一部の用途における取引上の制約の存在のみをもって後者の認定が否定されるものではない。

(ウ) また、【輸入者 B】は、日鉄ケミカル&マテリアル・出光興産の撤退により国産の同種貨物だけでは需要を賄うことができず、調査対象貨物の輸入は不可欠であったと主張するが、同 2 社の撤退によって調査対象産品の輸入が増加したのではなく、不当廉売の調査対象産品の輸入によって撤退を余儀なくされたことは**「５－３－２－３「３－４－３ 調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」に係る反論等の検討」**において述べるとおりである。

(エ) 以上より、上記(275)の【輸入者 B】からの反論は受け入れられない。

(オ) KUMHO P&B CHEMICALS は、コスト上昇及びその上昇分を価格転嫁できなかったことによる損害を、当然に当該輸入貨物に帰することはできず、操業度の低下、輸出の減少及び設備再編等による影響と区別して検討すべきと主張する。

(カ) しかし、上記(134)において述べるとおり、本邦の産業は令和 4 年度以降、製造原価が国内販売価格を上回っており、製造原価の上昇を国内販売価格に転嫁できておらず赤字状態となっていたため、本邦生産者は、販売赤字を回避すべく値上げを交渉した。しかし、取引先から安価な韓国・台湾からの輸入品への切り替えの可能性を示唆され、値上げ幅の圧縮や値下げを要求されたため、価格の見直しを断念した事例[272]が確認された。価格交渉で有利な調査対象貨物を引き合いに出された結果、安値競争によるさらなる営業赤字を回避すべく、取引先との販売制約数を減少せざるを得なかった事例[273]や、その結果として調査対象貨物に販売の機会を奪われるなどの事実が生じたものであることが認められた。販売価格への影響については、まず、費用の上昇分が当然に全額転嫁されるべきであるとの前提を置くものではない。そして、上記(134)のとおり、安価な輸入品への切替えの可能性を示されたことにより、値上げの断念等が生じていることが確認されている。このように、当該輸入貨物の影響として評価するのは、コスト上昇の全体のみならず、こうした具体的な価格交渉において認められる価格転嫁の抑制及び販売への影響である。

(キ) KUMHO P&B CHEMICALS は、輸入価格が本邦生産者の製造原価を下回っていることは輸入価格が本邦の販売価格を下回っていることを意味せず、輸入価格が本邦生産者の製造原価を下回っているという事実のみをもって、不当廉売輸入による価格上昇の抑制が生じたことを立証することはできないと主張する。

(ク) しかし、**「３－４　当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」**において述べるとおり、本邦産同種の貨物と調査対象貨物は高い代替性があり、また、本邦生産者は製造原価の上昇に伴い国内販売価格の引き上げを試みたものの、取引先から安価な当該輸入貨物を引き合いに値上げ幅の圧縮及び値下げ要求があり、当該輸入貨物に販売の機会を奪われたことを確認しており、輸

272 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-3-1 及び C-3-2、添付資料 C-3-3）
273 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）

入価格が本邦生産者の製造原価を下回っているという事実のみをもって、不当廉売輸入による価格上昇の抑制が生じたことを立証するものではない。

(ケ) 以上より、上記(276)の KUMHO P&B CHEMICALS からの反論は受け入れられない。

(コ) 上記(277)において KUMHO P&B CHEMICALS は、ダンピングされていない LG Chem の数量の除外と他の輸入に係る非帰責分析とは整合していなければならないと主張する。

(サ) しかし、上記(137)において述べるとおり、**「３　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」**以降は LG Chem からの輸入を除いて検討しているから、非帰責分析についても LG Chem からの輸入を除いて検討している。そして、LG Chem の輸出量の増加は僅かであったことから、LG Chem の令和 3 年から令和 5 年までの暦年ベースの輸入量を、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度の輸入量の近似値として用いたものである。なお、**「表 23　当該輸入貨物の輸入量」**の注における第三国からの輸入量の記載については、LG Chem からの輸入を除いているため、記載を修正した。

(287) なお、上記で取り上げた部分を除き、KUMHO P&B CHEMICALS から、重要事実に関する再反論等として、他の利害関係者の反論を支持する意見や自ら提出した反論を補強又は補足する意見 [274]の提出があった。しかし、重要事実に関する反論等・再反論等の通知書面において記載のとおり、再反論等は他の利害関係者からの反論等に対する再反論等の機会であり、これらの意見は他の利害関係者からの反論等に対する再反論等ではないため、本調査において検討の対象としない。

５－５　重要事実に関する反論・再反論の検討についての結論

(288) 以上のとおり、利害関係者から提出された重要事実に関する反論・再反論を検討した結果、重要事実で示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

６　結論

(289) 以上のとおり、不当廉売がされたビスフェノールＡの輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められた。

[274] 重要事実に関する再反論（KUMHO P&B CHEMICALS　令和 8 年 10 月 15 日）

（別添）

主要証拠等目録

番号	標目
1	大韓民国産及び台湾産のビスフェノールAに対する不当廉売関税を課することを求める書面（開示版）（三菱ケミカル株式会社、三井化学株式会社（以下「申請者」という。））
2	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（LG Chem, Ltd.）
3	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（KUMHO P&B CHEMICALS, INC.）
4	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（NAN YA PLASTICS CORPORATION）
5	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（CHANG CHUN PLASTICS CO., LTD.）
6	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（LG Chem Japan Co., Ltd.）
7	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（【輸入者A】）
8	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（住友商事株式会社）
9	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（三菱商事ケミカル株式会社）
10	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（新ケミカル商事株式会社）
11	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（【輸入者G】）
12	本邦生産者に対する確認票の回答（三菱ケミカル株式会社）
13	本邦生産者に対する確認票の回答（三井化学株式会社）
14	本邦生産者に対する確認票の回答（日鉄ケミカル＆マテリアル株式会社）
15	本邦生産者に対する確認票の回答（出光興産株式会社）
16	産業上の使用者に対する確認票の回答（【産業上の使用者A】）
17	産業上の使用者に対する確認票の回答（【産業上の使用者B】）
18	産業上の使用者に対する確認票の回答（【産業上の使用者C】）
19	産業上の使用者に対する確認票の回答（【産業上の使用者D】）
20	産業上の使用者に対する確認票の回答（【産業上の使用者F】）

番号	標目
21	産業上の使用者に対する確認票の回答（【産業上の使用者G】）
22	産業上の使用者に対する確認票の回答（【産業上の使用者H】）
23	産業上の使用者に対する確認票の回答（【産業上の使用者I】）
24	産業上の使用者に対する確認票の回答（【産業上の使用者J】）
25	産業上の使用者に対する確認票の回答（【産業上の使用者M】）
26	産業上の使用者に対する確認票の回答（【産業上の使用者N】）
27	産業上の使用者に対する確認票の回答（【産業上の使用者O】）
28	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（LG Chem, Ltd.）
29	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（KUMHO P&B CHEMICALS, INC.）
30	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（NAN YA PLASTICS CORPORATION）
31	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（CHANG CHUN PLASTICS CO., LTD.）
32	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【輸入者A】）
33	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（住友商事株式会社）
34	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（三菱商事ケミカル株式会社）
35	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（新ケミカル商事株式会社）
36	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【輸入者B】）
37	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【輸入者C】）
38	調査対象貨物の輸入者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【輸入者D】）
39	本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（三菱ケミカル株式会社）
40	本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（三井化学株式会社）
41	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【産業上の使用者A】）

番号	標目
42	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【産業上の使用者B】）
43	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【産業上の使用者C】）
44	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【産業上の使用者D】）
45	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【産業上の使用者F】）
46	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【産業上の使用者G】）
47	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【産業上の使用者H】）
48	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【産業上の使用者I】）
49	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【産業上の使用者M】）
50	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【産業上の使用者N】）
51	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【産業上の使用者O】）
52	本邦生産者に対する追加質問状の回答（三菱ケミカル株式会社）
53	本邦生産者に対する追加質問状の回答（三井化学株式会社）
54	証拠の提出（LG Chem, Ltd.）
55	証拠の提出（KUMHO P&B CHEMICALS, INC.）
56	証拠の提出（住友商事株式会社）
57	証拠の提出（【輸入者B】）
58	証拠の提出（【輸入者C】）
59	証拠の提出（【輸入者D】）
60	証拠の提出（申請者）
61	証拠の提出（日鉄ケミカル&マテリアル株式会社）
62	証言（LG Chem, Ltd.）

番号	標目
63	証言（KUMHO P&B CHEMICALS, INC.）
64	意見の表明（LG Chem, Ltd.）
65	意見の表明（KUMHO P&B CHEMICALS, INC.）
66	意見の表明（CHANG CHUN PLASTICS CO., LTD.）
67	意見の表明（【輸入者A】）
68	意見の表明（【輸入者B】）
69	意見の表明（【輸入者C】）
70	意見の表明（【輸入者D】）
71	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（LG Chem, Ltd.）
72	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（KUMHO P&B CHEMICALS, INC.）
73	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（NAN YA PLASTICS CORPORATION）
74	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（CHANG CHUN PLASTICS CO., LTD.）
75	本邦生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（三菱ケミカル株式会社）
76	本邦生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（三井化学株式会社）
77	重要事実反論書（重要事実に関する反論）（KUMHO P&B CHEMICALS, INC.）
78	重要事実反論書（重要事実に関する反論）（NAN YA PLASTICS CORPORATION）
79	重要事実反論書（重要事実に関する反論）（CHANG CHUN PLASTICS CO., LTD.）
80	重要事実反論書（重要事実に関する反論）（【輸入者A】）
81	重要事実反論書（重要事実に関する反論）（【輸入者B】）
82	重要事実反論書（重要事実に関する反論）（【輸入者D】）
83	重要事実反論書（重要事実に関する反論）（三菱ケミカル株式会社）

番号	標目
84	重要事実反論書（重要事実に関する反論）（三井化学株式会社）
85	重要事実再反論書（重要事実に関する再反論）（LG Chem, Ltd.）
86	重要事実再反論書（重要事実に関する再反論）（KUMHO P&B CHEMICALS, INC.）
87	重要事実再反論書（重要事実に関する再反論）（CHANG CHUN PLASTICS CO., LTD.）
88	重要事実再反論書（重要事実に関する再反論）（申請者）
89	調査当局が収集及び分析した関係証拠